

平成 29 年度スポーツ庁委託事業
スポーツ界のコンプライアンス強化事業
コンプライアンスに関する現況評価に関する調査研究
スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン

スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会

2018 年 3 月 8 日

はじめに

日本のスポーツ界において不祥事が続く中、スポーツ団体は、中央競技団体を中心として、スポーツの現代的価値であるインテグリティを実現し、スポーツ団体の自律、スポーツの普及、振興、競技力の向上のために、コンプライアンス強化を図っていく必要があります。このような中で、コンプライアンス強化を目指す具体的指針として、このスポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドラインは策定されました。このコンプライアンス強化ガイドラインを用いて、各スポーツ団体においてコンプライアンス強化を実践することで、コンプライアンスが強化されたスポーツ団体であることを対外的に示すことが可能になります。ぜひ、積極的にこのコンプライアンス強化ガイドラインを活用いただき、コンプライアンスを強化した先進的なスポーツ団体を目指していただきたいと思います。

スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会
平成 30 年 3 月 8 日

総目次

「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」のご利用に当たって	19
1 コンプライアンス強化ガイドライン利用のポイント	20
2 コンプライアンス強化ガイドラインを理解する上で重要な前提 ~ 日本の「スポーツ界」におけるコンプライアンス強化とは何か	21
3 コンプライアンス強化ガイドライン策定におけるコンセプト	23
スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン	27
スポーツ界におけるコンプライアンス強化の目的	28
1. コンプライアンス強化全般に関するガイドライン	31
2. コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン	43
3. コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン	127
スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙資料集	161

細目次

「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」のご利用に当たって	19
1 コンプライアンス強化ガイドライン利用のポイント	20
(1) スポーツ団体自身によるセルフチェック	20
(2) 各スポーツ団体のコンプライアンス強化進展状況に応じた利用	20
2 コンプライアンス強化ガイドラインを理解する上で重要な前提 ~ 日本の「スポーツ界」におけるコンプライアンス強化とは何か	21
(1) 日本のスポーツ団体とは	21
(2) 国内スポーツを統括する団体	22
(3) 日本のスポーツ団体に求められるコンプライアンス強化	22
3 コンプライアンス強化ガイドライン策定におけるコンセプト	23
(1) ガイドラインのレベル ~スポーツ団体に必要なコンプライアンスレベルとは.....	23
(2) ガイドラインの使いやすさ ~スポーツ団体の役職員にとって使いやすいガイドラインとは	24
① ガイドライン利用の大きな視点	24
② スポーツ団体の運営場面に応じたガイドライン	24
③ 既に行われているコンプライアンス強化取組みとの調和	25
④ 解説及び具体的実践例の提示	25
⑤ セルフチェックリスト、不祥事対応事例集	26
(3) ガイドライン一式の内容	26
スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン	27
スポーツ界におけるコンプライアンス強化の目的	28
1 スポーツの現代的価値 ~インテグリティの実現	28
2 スポーツ団体の自律	29
3 スポーツの普及、振興、競技力の向上	30

1.	コンプライアンス強化全般に関するガイドライン	31
(1)	コンプライアンス強化に関する基本計画の策定(1項目)	33
	・ a スポーツ団体運営の基本計画(長期、短期双方を含む)にコンプライアンス強化に関する項目が明確に策定されていること	33
	【解説】	33
	◆ 求められる理由	33
	◆ ポイント	33
	① コンプライアンス強化とガバナンス強化の関係性	33
	② 短期基本計画	34
	③ 長期基本計画	34
	【具体的な実践例】	35
(2)	法令遵守(1項目)	37
	・ a スポーツ団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するための規程、体制が整備されていること	37
	【解説】	37
	◆ 求められる理由	37
	◆ ポイント～法令を遵守するための規程や体制とは何か	37
	【具体的な実践例】	38
(3)	人材の採用・育成(1項目)	39
	・ a コンプライアンス強化スタッフの採用、育成を計画的に行っていること	39
	【解説】	39
	◆ 求められる理由	39
	◆ ポイント	39
	① コンプライアンス強化スタッフの採用	39
	② 採用スケジュールに応じた対応	39
	【具体的な実践例】	40
(4)	NF組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守(1項目)	41
	・ a NF組織運営におけるフェアプレーガイドラインを遵守していること。特に、会議体運営や事務局運営に関し、権限と責任の分配を明確にし、適切なチェックアンドバランス体制を構築、実践していること	41
	【解説】	41
	◆ 求められる理由	41

◆ ポイント～コンプライアンス強化とガバナンス強化の関係性.....	41
【具体的な実践例】.....	42
2. コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン43	
(1) コンプライアンス推進組織の設置(6 項目)	45
・ a コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)が常設され、 実施されていること.....	45
【解説】.....	45
◆ 求められる理由.....	45
◆ ポイント～委員会を常設することの意味.....	45
【具体的な実践例】.....	46
・ b コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)の権限事 項として、コンプライアンス方針の策定、推進などが規定され、実施されていること..	47
【解説】.....	47
◆ 求められる理由.....	47
◆ ポイント.....	47
① 権限事項の規定	47
② 倫理委員会、規律委員会等との区別	47
③ コンプライアンス強化を担う会議体を独立して設けない場合	48
【具体的な実践例】.....	49
・ c コンプライアンス強化を担う会議体のトップがスポーツ団体の理事を兼ね、ス ポーツ団体のコンプライアンス強化の業務担当理事となっていること.....	51
【解説】.....	51
◆ 求められる理由.....	51
◆ ポイント～理事会の専権事項	51
【具体的な実践例】.....	52
・ d コンプライアンス推進組織の構成員に、弁護士、会計士や学識経験者など、 コンプライアンス強化に関する外部の有識者が選出されていること	53
【解説】.....	53
◆ 求められる理由.....	53

◆ ポイント.....	53
① 外部性	53
② 有識者性.....	54
【具体的な実践例】.....	55
▪ e コンプライアンス推進組織の運営手続が定款、細則等の規程に定められ、当該規程に従って行われていること.....	57
【解説】.....	57
◆ 求められる理由.....	57
◆ ポイント ~規程の重要性.....	57
【具体的な実践例】.....	58
▪ f コンプライアンス推進組織の運営の内容について、理事会で報告され、監督を受けていること	59
【解説】.....	59
◆ 求められる理由.....	59
◆ ポイント.....	59
① 理事会の専権事項	59
② 組織のチェックアンドバランス.....	59
【具体的な実践例】.....	60
(2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築	63
① 懲罰制度の構築(12 項目)	63
▪ a 懲罰制度における禁止行為及び処分の内容、並びに処分に至るまでの手續が定まっており、周知されていること.....	63
【解説】.....	63
◆ 求められる理由 ~適正手続.....	63
◆ ポイント.....	63
① 禁止行為、処分内容、処分手続の定め.....	63
② JSAA による仲裁判断による取消し可能性.....	64
【具体的な実践例】.....	65
▪ b 懲罰制度の対象者及び処分内容が明示されていること.....	67
【解説】.....	67
◆ 求められる理由 ~適正手続	67

◆ ポイント.....	67
① 処分対象者と処分内容の定め.....	67
② 登録者等でない者の不祥事.....	68
③ 法律上の権限との調整.....	68
④ 資格停止の意義.....	69
【具体的な実践例】.....	70
 ・ c 内部通報制度、相談窓口制度への通報のほか、事実調査の開始の要件が明確に定まっていること.....	71
【解説】.....	71
◆ 求められる理由.....	71
◆ ポイント～事実調査開始の要件.....	71
【具体的な実践例】.....	72
 ・ d 事実認定を行う者が、中立かつ専門性を有するものであること.....	73
【解説】.....	73
◆ 求められる理由.....	73
◆ ポイント.....	73
① 中立性.....	73
② 専門家の関与.....	74
③ 迅速性と秘密性.....	74
【具体的な実践例】.....	75
 ・ e 懲罰制度の対象者と同一の範囲の者について、報告・通報義務と調査に対する協力義務を課していること.....	77
【解説】.....	77
◆ 求められる理由.....	77
◆ ポイント～調査協力義務違反と効果.....	77
【具体的な実践例】.....	78
 ・ f 事実認定に当たっては、証拠をもって行われていること.....	79
【解説】.....	79
◆ 求められる理由.....	79
◆ ポイント～証拠とは何か.....	79
【具体的な実践例】.....	80

▪ g 処分審査を行う者が、中立かつ専門性を有するものであること	81
【解説】	81
◆ 求められる理由	81
◆ ポイント	81
① 中立性	81
② 専門家の関与	82
【具体的な実践例】	83
▪ h 処分審査にあたって、処分対象となる禁止行為にかかる事実を示したうえで、 処分対象者に対する聴聞(意見聴取)の機会が設けられていること	85
【解説】	85
◆ 求められる理由 ~適正手続	85
◆ ポイント	85
① 聴聞(意見聴取)の機会	85
② 事実調査との関係	86
③ JSAA による仲裁判断	86
【具体的な実践例】	87
▪ i 処分基準が定められ、その内容に従って懲罰が実施されていること	89
【解説】	89
◆ 求められる理由	89
◆ ポイント	89
① 処分基準	89
② JSAA による仲裁判断による取消し可能性 ~処分基準を定めなかった場合	89
【具体的な実践例】	91
▪ j 処分結果は、処分対象者に対し、①処分の内容、②処分対象となる禁止行 為にかかる事実、③処分の理由及び証拠、④処分の手続の経過が記載された書面 により告知されていること	93
【解説】	93
◆ 求められる理由 ~適正手続	93
◆ ポイント	93
① 書面による告知	93
② JSAA による仲裁判断を想定した対応	94

【具体的な実践例】.....	95
・ k 処分の公表基準が定まっており、これに従った処分結果の公表がなされていること.....	97
【解説】.....	97
◆ 求められる理由 ~公表の必要性と処分者への配慮.....	97
◆ ポイント.....	97
① 公表基準の意義.....	97
② 危機管理.....	98
【具体的な実践例】.....	99
・ l 重大な禁止行為を行った者に対し、処分審査を経る前に、暫定的な資格停止の手続が設けられていること	101
【解説】.....	101
◆ 求められる理由.....	101
◆ ポイント ~暫定的資格停止／自粛(自主的な活動停止)と処分の起算点 ..	101
【具体的な実践例】.....	102
② 紛争解決制度の構築(2 項目)	103
・ a スポーツ団体における全ての懲罰や紛争について、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう自動応諾条項などを定めていること、又はスポーツ団体内において不服申立てが可能な制度が設けられていること.....	103
【解説】.....	103
◆ 求められる理由 ~適正手続.....	103
◆ ポイント.....	103
① 紛争解決制度の必要性.....	103
② 全ての懲罰や紛争	103
③ 自動応諾条項の意義と課題	104
【具体的な実践例】.....	106
・ b 不服申立てが可能であることが、処分対象者に通知されていること.....	107
【解説】.....	107
◆ 求められる理由 ~適正手続	107
◆ ポイント ~不服申立てを行う機会の告知	107
【具体的な実践例】.....	108

(3) 内部通報制度、相談制度の構築(4項目)	109
・ a コンプライアンス強化に関する内部通報制度、相談窓口制度が設けられていること.....	109
【解説】.....	109
◆ 求められる理由.....	109
◆ ポイント.....	109
① 内部通報制度、相談窓口制度.....	109
② 相談者を限定しないこと	109
【具体的な実践例】.....	111
・ b 内部通報窓口、相談窓口制度が関係者に周知されていること	113
【解説】.....	113
◆ 求められる理由.....	113
◆ ポイント～周知の方法.....	113
【具体的な実践例】.....	114
・ c 内部通報窓口、相談窓口制度の担当者に、相談内容に関して守秘義務が課されていること	115
【解説】.....	115
◆ 求められる理由.....	115
◆ ポイント～守秘義務の限界／守秘義務と調査開始の相克.....	115
【具体的な実践例】.....	117
・ d 内部通報窓口、相談窓口に対する相談者に、相談を行ったことにより不利益な取扱いを行うことが禁止されていること	119
【解説】.....	119
◆ 求められる理由.....	119
◆ ポイント～不利益な取扱いとは.....	119
【具体的な実践例】.....	120
(3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築(2項目)	121
・ a スポーツ団体において必要な危機管理体制が構築され、危機管理マニュアルを策定し、具体的に実施され、隨時見直しが図られていること	121

【解説】	121
◆ 求められる理由	121
◆ ポイント	121
① 危機管理、リスク管理とコンプライアンス	121
② 危機管理マニュアル	122
【具体的な実践例】	123
・ b スポーツ団体の危機管理マニュアルや「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」を役員及び担当職員が理解していること	125
【解説】	125
◆ 求められる理由	125
◆ ポイント	125
① 危機管理マニュアル	125
② スポーツ団体の役職員に対する研修	125
【具体的な実践例】	126
3. コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン	127
【コンプライアンス強化の目的】	127
① スポーツの現代的価値 ~インテグリティの実現	127
② スポーツ団体の自律	127
③ スポーツの普及、振興、競技力の向上	127
【コンプライアンス強化研修の実践方法】	128
(1) スポーツ団体の役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施(5 項目)	129
・ a スポーツ団体の組織運営に関する最低限の法的知識に関する教育	129
【解説】	129
◆ 求められる理由	129
◆ ポイント ~スポーツ団体が組織運営において守るべき法令	129
① 各種法人法(一般法人法、特定非営利活動促進法、会社法等)、公益認定法	129
② 個人情報保護法	129
③ 刑罰法規	130

【具体的な実践例】.....	131
① 各種法人法(一般法人法、特定非営利活動促進法、会社法等)、公益認定法	131
② 個人情報保護法	131
③ 刑罰法規.....	131
 ▪ b NF組織運営におけるフェアプレーガイドラインに関する教育	133
【解説】.....	133
◆ 求められる理由.....	133
◆ ポイント.....	133
【具体的な実践例】.....	134
 ▪ c 不適切な経理処理、不正行為防止に関する教育	135
【解説】.....	135
◆ 求められる理由.....	135
◆ ポイント.....	135
① チェックアンドバランスへの意識	135
② チェックの外部、独立性への意識.....	136
③ その他コンプライアンス研修にあたってのポイント	136
【具体的な実践例】.....	137
 ▪ d 代表選手選考に関する教育	139
【解説】.....	139
◆ 求められる理由.....	139
◆ ポイント.....	139
【具体的な実践例】.....	140
 ▪ e イベント運営における安全に関する教育	141
【解説】.....	141
◆ 求められる理由.....	141
◆ ポイント.....	141
① 事故情報の集積と安全対策研究	141
② 具体的な事例に基づいた研修	141
【具体的な実践例】.....	142

(2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施(5 項目)
143

▪ a アンチ・ドーピング、不正防止に関する教育	143
【解説】.....	143
◆ 求められる理由.....	143
◆ ポイント.....	143
① なぜドーピングや八百長が禁止されるのか	143
② 具体的な事例に基づく研修.....	143
【具体的な実践例】.....	144
▪ b 暴力行為、セクハラ、パワハラに関する教育	145
【解説】.....	145
◆ 求められる理由.....	145
◆ ポイント.....	145
① なぜ暴力行為、セクハラ、パワハラが禁止されるのか	145
② 具体的な事例に基づく研修.....	145
【具体的な実践例】.....	147
▪ c 違法行為に関する教育	149
【解説】.....	149
◆ 求められる理由.....	149
◆ ポイント.....	149
① なぜ犯罪など一般的な違法行為に強い社会的非難が寄せられるのか ...	149
② 具体的な事例に基づく研修.....	149
【具体的な実践例】.....	150
▪ d スポーツ活動における安全に関する教育	153
【解説】.....	153
◆ 求められる理由.....	153
◆ ポイント.....	153
① 事故情報の集積と安全対策研究	153
② 具体的な事例に基づいた研修.....	153
【具体的な実践例】.....	154

▪ e SNS その他交友関係、社会規範に関する教育	157
【解説】	157
◆ 求められる理由	157
◆ ポイント	157
① なぜ社会規範違反行為に社会的非難が寄せられるのか	157
② 具体的な事例に基づく研修	157
【具体的な実践例】	158
スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン別紙資料集	161
別紙1 コンプライアンス委員会規程	161
別紙2 禁止行為規程	161
別紙3 処分手続規程	161
別紙4 事実調査委員会・処分審査委員会設置規程	161
別紙5 通報相談窓口規程	161
別紙6 モデル処分基準(試案)	161
別紙7 モデル危機管理マニュアル	161

略語一覧

一般法人	一般社団法人及び一般財団法人
一般法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
公益認定等委員会	内閣府公益認定等委員会
公益認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
公益法人	公益社団法人及び公益財団法人
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律
スポーツ団体処分手続モデル規程	スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度の構築に関する実践調査研究協力者会議「スポーツ団体処分手続モデル規程(試案)」
日本オリンピック委員会	公益財団法人日本オリンピック委員会
日本障がい者スポーツ協会	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
日本スポーツ仲裁機構	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
日本体育協会	公益財団法人日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会）
日本アンチ・ドーピング機構	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター
—	

「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」の
ご利用に当たって

1 コンプライアンス強化ガイドライン利用のポイント

(1) スポーツ団体自身によるセルフチェック

ガイドラインは、第三者による評価基準ではなく、スポーツ団体が自らコンプライアンス強化に取り組むに当たり、その指針を示し、スポーツ団体によるコンプライアンス強化を支援するためのものです。

コンプライアンス強化項目は、チェックリストによる自己診断も可能であり、このような自己診断を行うことにより、スポーツ団体自らコンプライアンス強化の進展状況を把握し、そして、どの分野のコンプライアンス強化を図るべきなのかを知ることができます。

今回のコンプライアンス強化ガイドラインにおいては、スポーツ団体内にコンプライアンス推進組織の設置を求めていますが、このコンプライアンス推進組織において、セルフチェックシートを活用し、毎年チェックを行うで、継続的なコンプライアンス強化が可能になります。

(2) 各スポーツ団体のコンプライアンス強化進展状況に応じた利用

スポーツ団体によっては、既に達成している項目が多いスポーツ団体も存在し、その場合、スポーツ団体がさらに取り組むべき項目のみを参考にしてコンプライアンス強化を図ができるよう、このガイドラインは、それぞれの項目のみを参照すれば、スポーツ団体が直ちにコンプライアンス強化に取り組めるよう、項目ごとに丁寧な解説と実践例の記載を心がけています。

各項目において一から説明を行っており、スポーツ団体運営に関する大きな概念について、複数の項目で説明していることもありますが、それは、このようなスポーツ団体によるガイドライン利用への配慮のためです。

したがって、セルフチェックの結果、判明した弱点分野のガバナンス強化からスタートすることができます。

もっとも、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催が決定している現在においては、特に中央競技団体については、2020年までにこのような項目が自主的に全て達成されることが望ましいです。特に、今回作成したガイドラインについては、セルフチェックの結果、判明したコンプライアンス強化の進展状況に応じて、スポーツ団体自らがコンプライアンス強化の優先順位を決定できるのであり、中央競技団体自らがこれを判断し、2020年までのスケジュールを立てて、進めていくことが重要です。

2 コンプライアンス強化ガイドラインを理解する上で重要な前提～日本の「スポーツ界」におけるコンプライアンス強化とは何か

具体的にスポーツ団体に必要なコンプライアンス強化に必要な要素を検討するにあたっては、一般的に組織のコンプライアンス強化に必要とされる要素の中から、特にスポーツ団体にとって必要な要素を吟味しなければなりません。

そこで、まず、日本におけるスポーツ界のコンプライアンス強化において中心的な存在になるスポーツ団体の本質的特徴を分析してみましょう。

(1) 日本のスポーツ団体とは

スポーツ団体とは何かに関する明確な定義はなかなか難しいですが、現在における一つの基準としては、スポーツ基本法2条2項において、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」と定められていることが一つの定義です。

スポーツ基本法があえて、スポーツ団体の定義をこのような包括的な定義にしたのは、スポーツ基本法5条(スポーツ団体の努力)、6条(国民の参加及び支援の促進)、7条(関係者相互の連携及び協動)など、スポーツ団体が主体となるスポーツ基本法上の義務を遵守するにあたり、可能な限り広範な団体を対象にする趣旨と考えられます¹。このようなスポーツ団体は、日本の各スポーツ全体を統括するいわゆる中央競技団体のみならず、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」であれば、都道府県、市町村レベル、各スポーツ個別の団体から、地域スポーツクラブや同好会、サークルなどまで含まれることになります。

もっとも、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」は大小様々な団体が存在しますが、法人化された団体であっても、法人ではない任意団体であっても、団体としての意思決定のための機関設計や、構成される人的資産や金銭的資産の管理等のルールを定めているのが一般的です(このようなルールを定めない場合、最低限の組織とはいえません)。このようなルールに基づく団体の意思決定、実施は、構成員や構成する資産に非常に大きな影響力があります。

また、日本のスポーツ界は、運営者がスポーツにおける先輩や年長者を中心に構成されることが多いため、その上下関係、外部者の登用が少ないと相まって、スポーツ団体が定めたルールによる運営は、他の分野よりも支配的かつ硬直的な構造になりやすいと考えられます。

¹ 伊東卓「スポーツ基本法逐条解説」、菅原哲朗・望月浩一郎編集代表、スポーツにおける真の指導力、エイデル研究所、2014年、152ページ参照

(2) 国内スポーツを統括する団体

中央競技団体は、対象スポーツに関し、国内を統括する団体であり、代表選手等の選考権限や選手強化予算の配分権限等、スポーツ団体の中でもさらに特別な権限を独占的に有する組織であり、国内において、他に類を見ない唯一の組織です。

また、中央競技団体は、そのスポーツが存続する限り、当該スポーツの普及、振興、競技力の向上のために存続し続けなければならない組織です（永続性）。

さらに、スポーツの公益的性格や、中央競技団体の選手、指導者や審判等の構成員以外にも、スポンサー、メディア、ファン等、ステークホルダーが多いいため、その運営における社会的影響力は極めて大きいです（公共性）。

(3) 日本のスポーツ団体に求められるコンプライアンス強化

以上のとおり、スポーツ団体には、構成員や構成する資産に関して非常に大きな影響力があり、特に中央競技団体においては、それ以上のメディアやファンなども含めた社会的影響力を無視できません。スポーツ団体の支配的かつ硬直的な構造からは、スポーツ団体のトップ、役員がコンプライアンス強化に意識を向けない限り、全体としてのコンプライアンス強化は図れません。

また、独占性、永続性を有するスポーツ団体は、通常の民間企業のような、同業他社との競争原理、株価を含めた企業価値に基づくコンプライアンス強化はなかなか期待できないため、逆に自らが率先してコンプライアンス強化を行わなければならない土壌にあるといえます。

3 コンプライアンス強化ガイドライン策定におけるコンセプト

(1) ガイドラインのレベル ~スポーツ団体に必要なコンプライアンスレベルとは

この点、コンプライアンスには、①一般的な法令の遵守、②組織や業界が定める内部規範の遵守、そして③社会規範の遵守という3段階のフェーズがありますが、少なくとも①②については、定められた法令や内部規範がある以上、それを遵守するしか選択肢がありません。遵守するためには、スポーツ団体自らそのためのコンプライアンス組織を整備し、役職員に対するコンプライアンス教育を実施するしかないのです。

一方で、③については、まだまだ社会規範の内容が不明確な点は否めず、またスポーツ団体の規模に応じてその社会的影響力が異なるため、それぞれの団体においてどこまでのコンプライアンス強化を行うか検討する必要があります。

もっとも、中央競技団体は、スポーツ団体の中でも、特定のスポーツの普及及び振興という、極めて公共的な業務を独占的に行っていることや、また、選手強化予算の配分権限や代表選手選考権限、構成員に対する処分権限等、権限行使による影響力が極めて大きいです。このような、重大な権限行使するという中央競技団体の組織特質²にかんがみれば、日本のスポーツ界の中で、最も高いレベルの基準を設ける必要があります。

実際、中央競技団体は、選手強化予算として公金を投入される団体であり、また、多くの中央競技団体は、公益認定を受ける存在にあるため、現実的には、このような公金受給や公益認定に耐えうるガイドラインを策定する必要性もあります。

また、中央競技団体等のトラブルに関しては、既に内閣府公益認定等委員会や第三者委員会の勧告がなされ、また、日本オリンピック委員会（JOC）や日本スポーツ協会（旧日本体育協会）、日本障がい者スポーツ協会作成の補助金等適正使用ガイドライン、倫理規程等既存のガイドラインにおいて、中央競技団体に求められる内容が明確になってきているところもあるため、このような内容と同等のレベルにする必要があります。

このような中央競技団体については、前述の①一般的な法令の遵守、②組織や業界が定める内部規範の遵守、そして③社会規範の遵守という3段階のフェーズについて、全てを意識する必要があります。③については、中央競技団体自ら、まずは何が社会規範かを明確化し、それを内部規範としてどう位置付けるかから始めなければなりません。

² 小幡純子、「スポーツにおける競技団体の組織法と公的資金」、道垣内正人、早川吉尚編著、「スポーツ法への招待」、ミネルヴァ書房、2011、39ページ以降や、その他行政機関の権限との類似性を指摘するものとして、望月浩一郎・松本泰介、「スポーツ団体におけるコンプライアンス」、日本弁護士連合会、自由と正義 60巻8号、2009年、68ページ以降や、松本泰介「スポーツ団体」、日本スポーツ法学会編著、『詳解スポーツ基本法』、成文堂、2011年、143ページ以降

(2) ガイドラインの使いやすさ～スポーツ団体の役職員にとって使いやすいガイドラインとは

一方で、コンプライアンス強化とは、本来、それを強化すべきスポーツ団体が自らの力で実現すべきものです。そして、ガイドラインも、どのような視点で整理するかにより、その利用の容易性、簡便性に直結します。とすれば、自らの力で利用するにあたって、その利便性を高めた方が、スポーツ界全体としてのコンプライアンス強化は実現しますので、以下のとおり、視点や整理をしました。

① ガイドライン利用の大きな視点

今回の調査研究によって策定するガイドラインはコンプライアンス強化のためのものですが、コンプライアンス強化は、①コンプライアンス強化に向けた組織基盤の整備、②役職員、選手や指導者等に対するコンプライアンス教育の視点で整理されることが多いので、コンプライアンス強化全般に関する視点に、この2つの視点を加えました。

1. コンプライアンス強化全般
2. コンプライアンス強化のための組織基盤整備
3. コンプライアンス強化のための教育

② スポーツ団体の運営場面に応じたガイドライン

スポーツ団体の役職員は、多くの人間がボランティアとして関わっており、また、業務過多な実態が明らかになっていますので、このような実態に沿う形で、ガイドラインの実施を図る必要があります。法的な整理や理念的な整理よりは、より実務的に使いやすい整理を行う必要があります。その意味では、スポーツ団体の運営場面ごとに整理するのが最もわかりやすく、使いやすい形になります。

スポーツ団体の運営場面を検討すれば、①コンプライアンス強化全体としては、基本計画、法令遵守、人材の採用・育成、組織運営、②コンプライアンス強化のための組織基盤の整備については、コンプライアンス推進組織、司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)、危機管理体制・不祥事対応体制、③コンプライアンス強化のための教育については、スポーツ団体の役職員向け教育、選手・指導者等向け教育という場面が中心的な場面となります。

そこで、今回の調査研究においては、以下の9つの場面整理に従って、ガイドラインを策定することにしました。

1. コンプライアンス強化全般
 - (1) コンプライアンス強化に関する基本計画
 - (2) 法令遵守
 - (3) 人材の採用・育成
 - (4) 組織運営
2. コンプライアンス強化のための組織基盤整備
 - (1) コンプライアンス推進組織
 - (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)
 - (3) 危機管理体制・不祥事対応体制
3. コンプライアンス強化のための教育
 - (1) スポーツ団体の役職員向け[組織マネジメント]教育
 - (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]教育

③ 既に行われているコンプライアンス強化取組みとの調和

スポーツ団体が強化すべきコンプライアンスの内容については、既にスポーツ団体、特に中央競技団体で取り組まれているコンプライアンス強化の内容も存在します。これらの取組みを継続してもらう方がスポーツ団体の役職員にとって使いやすくなり、より効率的なコンプライアンス強化を図ることが可能になります。

今回の調査研究は、多くの団体から既に取り組んでいるコンプライアンス強化の内容のヒアリングを行い、これらを前提にガイドラインを策定することで、各スポーツ団体が必要なレベルに応じて、ガイドラインを活用しコンプライアンス強化を実施することを目指しました。

④ 解説及び具体的実践例の提示

また、スポーツ団体の役職員ができる限り容易に取り組むために、単なるガイドラインのみの提示ではなく、そのガイドラインが要求される理由、そして、スポーツ団体が自ら取り組むべき具体的実践例を提示した上で、わかりやすいガイドラインとする必要があります。

そこで、ガイドラインは、各項目について、【解説】、【具体的な実践例】の2つのパートに分けて、提示を行っています。

【解説】では、各項目について、「求められる理由」と「ポイント」が記載されています。「求められる理由」においては、各項目を設定するに至った背景や理由を、「ポイント」においては、

各項目に記載されている内容を分解、分析し、解説を行っています。

【具体的な実践例】においては、スポーツ団体が各項目のコンプライアンス強化を取り組むに当たって、参考になるスポーツ団体による実践例を記載しました。実践例では、各スポーツ団体のウェブサイト等を簡易調査し、実践例をピックアップしたので、不十分な点もありますが、今後、各スポーツ団体から自ら取り組んでいる実践例を追加、更新していくことを想定しています。

⑤ セルフチェックリスト、不祥事対応事例集

さらに、スポーツ団体の役職員が自ら取り組む際のツールとしては、全体像を掴み、自らの運営におけるコンプライアンス強化の進展状況を把握するためのセルフチェックリスト等が有用でしょう。また、不祥事が発生した場合の対応事例集等があれば、具体的なイメージを持ちやすいです。

このような意味から、ガイドラインの付属ツールとして、セルフチェックリストや不祥事対応事例集も作成しています。

(3) ガイドライン一式の内容

以上の趣旨を踏まえ、今回の調査研究では、別冊にある、以下のガイドライン等を作成しています。

- ① スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン³
- ② スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン セルフチェックリスト⁴
- ③ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集⁵

³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_01.pdf

⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_03.pdf

⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン

スポーツ界におけるコンプライアンス強化の目的

1 スポーツの現代的価値 ~インテグリティの実現

今回の調査研究において、最も重要なコンプライアンス強化の目的は、スポーツの現代的価値の一つであるインテグリティを「実現」すること、と定めました。

高(2017)は、現代において、コンプライアンスを実践する本質的理由として、「企業が行う事業活動の根幹部分は、契約ではなく、むしろ「信認」にある」「信認関係を前提に事業を開拓しているのであるから、企業は、生活者、顧客、利用者の信頼に応え、彼らの利益を第一に考え、また最良の事業者として十分な注意を払い、行動しなければならない」と主張しています。そして、「企業に求められる社会的責任のエッセンスをあげるとすれば、それは「誠実さ」(インテグリティ)に尽きよう」と断言しています⁶。

そして、スポーツ界におけるインテグリティに関する先行研究によれば、ドーピングやハーブ、スポーツ指導における暴力、ハラスマント、ガバナンスの欠如などの発生事象を前提として、スポーツが本来持つ力を發揮するためには、その前提として、スポーツの「インテグリティ」が守られていることが重要などと言われています⁷。

しかしながら、そもそもインテグリティの問題はこれらに限られるものではありません。スポーツプレー中の不正行為や、最近日本においても発生した他の選手活動に対する妨害行為など、新たな事象はどんどん発生します。このような中で新しい事象が発生するたびに、発生した事象を防止しようと対策しても、イタチごっこが続くだけです。このような事象を防止するためには、むしろ発想を逆転させ、スポーツが現代社会で期待される価値からスポーツを捉えなおし、このスポーツの現代的価値を実現するために何が必要なのかを考えなければなりません。

そして、スポーツインテグリティの先行研究において、スポーツの現代的価値とは、「『勝つ』ことではなく、スポーツの内在的価値とスポーツの徳」(友添、2015)⁸、「正々堂々と勝利という目的に向かってひたむきにプレーすることがより大きな社会的価値を生み出す」(菊、

⁶ 高巣「コンプライアンスの知識」(第3版)、日本経済新聞出版社、2017年、57ページ以降、高巣「誠実さ(インテグリティ)を貫く経営」、日本経済新聞出版社、2006年、25ページ以降

⁷ 日本スポーツ振興センター「スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務」

⁸ 友添秀則「スポーツの正義を保つために—スポーツのインテグリティを求めて—」、「現代スポーツ評論」第32号、創文企画、2015年、8ページ以降

2013)⁹、「スポーツに関わるものとの平等、公平や公正」「フェアネス」(松本、2017)¹⁰などと指摘されています。

これらは単なるドーピングや暴力指導を防ぐためだけにインテグリティを守ろうとするのではなく、そもそもスポーツの現代的価値、すなわちインテグリティを「実現」することを最重要視しなければならないということです。特に、スポーツ団体は、スポーツ基本法の定義からも明らかなどおり、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」なのであるから、その活動においてスポーツインテグリティを体現する存在であり、自ら率先して実現しなければなりません。

2 スポーツ団体の自律

続いて、日本におけるコンプライアンス強化において最も難しい点は、コンプライアンスに他律的なイメージをもってしまうことです。日本のスポーツ界でも、よく日本の中競技団体は、公金の支給を受けるためコンプライアンスの強化に取り組まなければならない、と指摘されますが、それでは公金の支給を受けないスポーツ団体は、コンプライアンスの強化に取り組まなくてもいいのでしょうか。このような発想事態が他律的な発想です。

しかしながら、この「他律」的発想は、コンプライアンスの強化にとって大きな障害となります。

そもそもスポーツは、競技規則は守るべきですが、前例やルールだけを踏襲していくは、その競争性、卓越性から生まれるスポーツの魅力、競技力の発展が生まれません。自ら前例や定められたルールを疑い、それを乗り越え、発展させる点にこそ、スポーツの大きな魅力がありますので、そもそも「他律」はスポーツと相容れません。

また、そもそもその他律的なルール自体が現状に即していない、あるいは違法な悪法であったとしてもそのまま適用してしまうという不祥事も発生します。スポーツ界は、その上下関係や政治的闘争の強さから、悪しき前例主義やルールの踏襲が行われがちですが、ここでも「他律」であればあるほど問題が大きくなります。

そして、昨今のコンプライアンス強化において重視される点は、①単純な一般法令の遵守ではなく、②内部規範の遵守、③社会規範の遵守を求められる点にありますので、他律では足らず、自ら③社会規範として何が求められているのか探求し、それを②内部規範として定め、遵守を徹底する、という極めて「自律」的な活動を行わなければなりません。

とすれば、コンプライアンス強化の目的として、スポーツ団体の自律は必須でしょう。

⁹ 菊幸一「競技スポーツにおける Integrity とは何か－八百長、無気力試合とフェアネス－」、日本スポーツ法学会年報第 20 号、2013 年、6 ページ以降

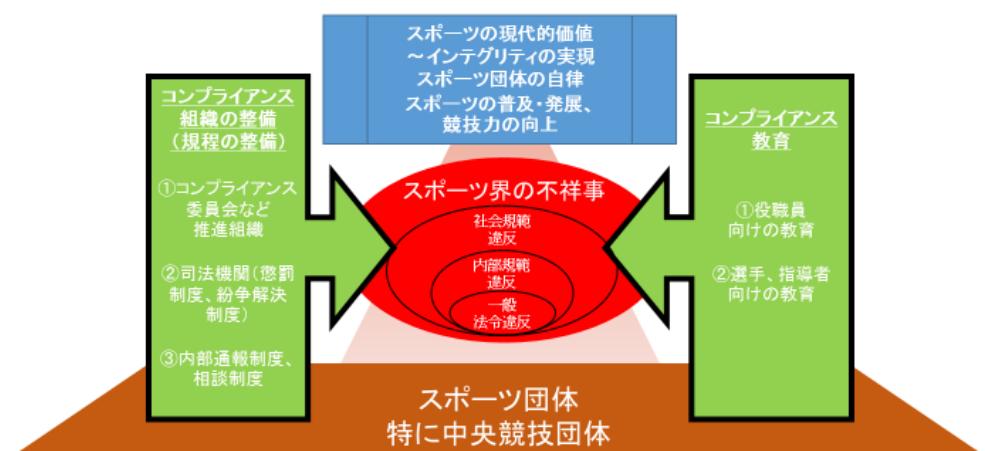
¹⁰ 松本泰介「法的観点からのインテグリティ～スポーツ界が実現すべき、スポーツの本質的価値は何か？」、スポーツ白書 2017、笹川スポーツ財団、2017 年、8 ページ以降

3 スポーツの普及、振興、競技力の向上

スポーツ団体は、スポーツの普及、振興、競技力の向上を主目的として、それぞれの団体を運営しています。

実際、コンプライアンスの強化を懈怠し、不祥事が発生したスポーツに関しては、その普及、振興、競技力の向上が停滞することは明らかですので、これらの目的を実現するためにはコンプライアンス強化を図る必要があります。

スポーツ界におけるコンプライアンス二重強化モデル



平成29年度「スポーツ競技団体のコンプライアンス強化委員会」

1. コンプライアンス強化全般に関するガイドライン

コンプライアンスの強化とは、コンプライアンス違反のための組織基盤を整備することだけでは足りず、コンプライアンスに関して、広く関係者に対して教育を行い、法令や内部規則、社会規範の理念や目的に関する関係者の理解を高めることが非常に重要な意味を有します。組織基盤の整備と教育は、いわばコンプライアンス強化の両輪です。

そして、この両輪を効率よく動かすためには、スポーツ団体内でコンプライアンス強化のために計画を策定し、権限を整理する必要があります。

組織基盤の整備と教育の個別のポイントに関しては、2.以下で述べるとして、まずは、コンプライアンス強化のために計画策定等、コンプライアンス強化の全般にわたる点について、具体的に解説します。

(1) コンプライアンス強化に関する基本計画の策定(1項目)

- a スポーツ団体運営の基本計画(長期、短期双方を含む)にコンプライアンス強化に関する項目が明確に策定されていること

【解説】

◆ 求められる理由

公益認定法 21 条 1 項では、公益法人には、毎事業年度開始の日の前日までに、事業計画に関する書類を作成することが法律上義務付けられていること、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)スポーツ憲章 6 の 3 条においては、「本会加盟団体は、この憲章の趣旨に沿って、スポーツの健全な普及・発展をはからなければならない」と加盟団体の使命・役割が定められていることなどからも分かるように、スポーツ団体は、短期、長期の基本計画を設けることで、継続的な発展を目指し続けなければなりません。

ところで、コンプライアンスの強化は、前述のとおり、法令や内部規則、社会規範の理念や目的を実現するという視点が極めて重要となります。また、組織基盤の整備と教育の両輪をバランスよく実現していく必要があります。

スポーツ団体の規模、歴史、構造、国際競技団体との関係、登録者の属性など種々の理由から、各スポーツ団体において必要なコンプライアンス強化の内容は異なってくると考えられます。それぞれのスポーツ団体において、コンプライアンス強化の障害となっている事項を整理し、基本計画に反映する作業が極めて重要です。

◆ ポイント

① コンプライアンス強化とガバナンス強化の関係性

平成 26 年度文部科学省受託事業「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」¹¹に示したように、各スポーツ団体では、ガバナンス強化に向けた取り組みが積極的になされてきていると思われます。

ガバナンス強化とコンプライアンス強化の位置づけに関しては、それぞれに考え方があるところであり、どちらが上位概念であるといったことを、法的見地から明確にすることは困難です。双方の目的を達成するうえで共通する項目も少なからずありますし、ガバナンスの強化とコンプライアンスの強化が相互に手段と目的の関係にあるという見方もないわけではありません。

¹¹ <http://www.jsaa.jp/ws/governanceindex.html>

せん。

今回ガイドラインを策定するに当たっては、スポーツ団体においてチェックリストをより使いやすくするという観点から、コンプライアンスの強化に直接影響を及ぼす項目を拾い上げています。しかしながら、ガバナンス強化がコンプライアンス強化と密接に結びついており、スポーツ団体組織運営におけるフェアプレーガイドラインに示した項目についても、同時にセルフチェックを行うことで、コンプライアンス強化の目的が実質的に達成できるものと考えられます。

② 短期基本計画

短期の基本計画については、公益法人であれば公益認定法 21 条 1 項に記載のある事業年度ごとの事業計画を作成しなければなりませんし、公益法人でなかったとしても、この公益認定 法に定める事業年度ごとの事業計画を参考に作成することが望ましいでしょう。一つの事業年度でどの項目のコンプライアンス強化を図るのか、短期基本計画の中に明確にコンプライアンス強化項目を入れることが重要です。

③ 長期基本計画

これに加えて、スポーツの普及・振興、競技力向上のための基本的な方針や、スポーツ団体が守るべき方針や方向性(ビジョン)の明示、今後 10 年、20 年後に具体的にこうなっているようにするという戦略の明示等が考えられます。このような長期的な計画を作成することによって初めて、継続的なコンプライアンス強化が実行できるのであり、持続的なスポーツの普及・振興、競技力の向上につなげることができます。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）では、JOC 将来構想¹²において、「自律・自立」と題された活動の中で¹³、JOC と国内競技団体のガバナンスとコンプライアンスの強化を実現するための態勢を確立し、スポーツ界全体としての眞の「自律」を目指すこととされている。詳細としては、JOC の組織強化（理事会・常務理事会の機能強化、事務局組織の見直し、本部・委員会・専門部会機能の見直し、職員の能力開発・モチベーションの向上）、JOC と中央競技団体（NF）の関係明確化、NF 総合支援センターという取組みが掲げられています。
- 公益財団法人日本サッカー協会では、2030 年までの目標である「JFA の目標 2030」を達成すべく、「JFA 中期計画 2015-2022」という中期計画を策定し、事業構造の 11 カテゴリーごとに「アクションプラン 2022」¹⁴を策定しています。その中の重点施策に「コンプライアンス体制」「リスクマネジメント体制」等が掲げられています。
- 公益財団法人日本水泳連盟の中期計画である「水泳ニッポン・中期計画 2017-2024」¹⁵における「IV.活動と目標（アクションプラン）」の項目では、組織基盤強化の一環として、理念・使命・行動指針の徹底・浸透・実践を推進することが謳われています。また、コンプライアンス・危機管理を含めた内部統制の強化を推進することも謳われています。

¹² https://www.joc.or.jp/about/pdf/future_pamph.pdf

¹³ https://www.joc.or.jp/about/pdf/future_pamph.pdf

¹⁴ アクションプラン 2022 http://www.jfa.jp/about_jfa/plan/action.html

¹⁵ <https://www.swim.or.jp/files/midterm-plan.pdf>

(2) 法令遵守(1項目)

- a スポーツ団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するための規程、体制が整備されていること

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツ団体自身、社会における活動主体というべき団体(法人か任意団体)であり、適用対象となる法令を遵守することは大前提です。任意団体のため、法令を遵守しなくてよいなどということは絶対にありません。

日本オリンピック委員会加盟団体規程 7条(3)において、加盟団体は、健全な組織運営のために、「コンプライアンス違反を防止するために、適切な組織を設け、これを処理するため必要な手続きを定めること」等に取り組まなければならないと規定されています。

すなわち、日本オリンピック委員会の加盟団体であるスポーツ団体には、法令の他、日本オリンピック委員会との関係においては、同規程において定められた加盟団体の義務を遵守することが求められます。

また、日本体育協会加盟団体規程 12条において、加盟団体は、「関係法令及び加盟・準加盟団体に適用する諸規程を遵守する」よう努めなければならぬと規定され、公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインにおいて、加盟団体は、倫理に関する規程の整備や倫理委員会の設置が求められています。

◆ ポイント～法令を遵守するための規程や体制とは何か

法令を遵守するための規程としては、組織基盤の整備の点で具体的に述べるとおり、各種規程(例えば、コンプライアンス規程や倫理規程)等があります。スポーツ団体及びその役職員その他構成員の法令遵守を呼びかけるだけでなく、禁止される行為、禁止行為があつた場合の処分の手続その他を明確にしておく必要があります。規程が十分かどうか、都度検証がなされることも重要です。内容の詳細は個別の規定に関する項目を参照してください。

法令を遵守するための体制としては、コンプライアンスを専門とする部署、委員会等を立ち上げ、責任者や担当者を明確にすることが重要です。そして、このような部署、委員会等、責任者、担当者を中心として、特に遵守することを要求される法令に関する、役職員その他構成員のための研修会を実施するなどの教育を実施することが考えられます。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本サッカー協会は、「倫理規範」¹⁶を定め、同規程では、「法令等の遵守 日本のみならず、世界各国の文化、法令等を尊重し、様々な社会規範、法規範及び本 協会の定款、本規範に付随する諸規則等の内部規範、指示、指令、命令、決定及び裁 定を遵守する」と定めています。
- 公益財団法人日本スケート連盟は、コンプライアンス規程¹⁷を定め、コンプライアンス委 員会を設置するなど、規程、体制等の整備を行っています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、専務理事、監事、外部専門家(弁護士、公認会 計士)等で構成したコンプライアンス委員会を立ち上げ、適正な協会運営に対する議論 を行っています。なお、コンプライアンス委員会の議事録もウェブサイトで公開されています。

¹⁶ <http://www.jfa.jp/documents/pdf/other/ethics.pdf>

¹⁷ <http://www.skatingjapan.or.jp/images/jsf/file/09compliance.pdf>

(3) 人材の採用・育成(1項目)

- a コンプライアンス強化スタッフの採用、育成を計画的に行っていること

【解説】

◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、専門性の高い業務であり、かつ秘密性の高い情報を取扱う業務です。また、整備した組織基盤を運営していくうえでの安定性などが求められます。

規程類を整備するにせよ、安定して高度の業務を行う観点からすると、コンプライアンス専門のスタッフが必要ですし、また継続的な強化のために、無計画にスタッフが入れ替わることが望ましくないと考えられます。

◆ ポイント

① コンプライアンス強化スタッフの採用

スポーツ団体の規模に応じて対応に差があると考えられますが、コンプライアンス強化の体制を担うだけの人員が採用されているか、確認する必要があります。

特に小規模団体ですと、専任のスタッフを置くことは困難な事情もあると考えられます。ボランティアの委員など、現状あるリソースを有効活用することも重要ですが、他方で、責任のあるポジションを任せることを考えると、容易に辞任ができる者ばかりでスタッフを構成することは望ましくないところです。職務の専門性、重要性から有償とする必要性も非常に高いです。

② 採用スケジュールに応じた対応

また、担当者が退職等する場合に備え、次のコンプライアンス強化スタッフを検討しておく必要があります。中央競技団体でも、ボランティアの委員ではあるものの、次の世代のスタッフを検討している団体もありますので、意識をする必要があるでしょう。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本テニス協会は、常設のコンプライアンス室について、当初はその責任者を常務理事が兼任していたものの、次のコンプライアンス室長を採用し、コンプライアンス強化スタッフの採用を計画的に行ってています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、コンプライアンス委員長の定年を想定し、次のコンプライアンス委員長の検討を行っています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、コンプライアンス委員会、裁定委員会などだけでなく、アスリート委員会なども含め外部専門家人材を積極的に登用しています。外部の専門家人材の登用にあたっては、日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじ助成のうちのスポーツ団体ガバナンス強化事業に対するスポーツ団体スポーツ活動助成¹⁸を利用しています。

¹⁸ <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei///tabid/82/Default.aspx>

(4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守(1 項目)

- a NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインを遵守していること。特に、会議体運営や事務局運営に関し、権限と責任の分配を明確にし、適切なチェックアンドバランス体制を構築、実践していること

【解説】

◆ 求められる理由

平成 26 年度文部科学省委託事業「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」¹⁹に示したように、各スポーツ団体では、ガバナンス強化に向けた取り組みが積極的になされてきていると思われます。

今回ガイドラインを策定するに当たっては、スポーツ団体においてチェックリストをより使いやすくするという観点から、コンプライアンスの強化に直接影響を及ぼす項目を拾い上げています。しかしながら、ガバナンス強化とコンプライアンス強化は密接不可分の関係にあります。NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインに示した項目についても、同時にセルフチェックを行うことで、コンプライアンス強化の目的が実質的に達成できるものと考えられます。

◆ ポイント～コンプライアンス強化とガバナンス強化の関係性

ガバナンス強化とコンプライアンス強化の位置づけに関しては、それぞれに考え方があるところであり、どちらが上位概念であるといったことを、法的見地から明確にすることは困難です。双方の目的を達成するうえで共通する項目も少なからずありますし、ガバナンスの強化とコンプライアンスの強化が相互に手段と目的の関係にあるという見方もないわけではありません。

ここで重要なことは、どちらの概念を重視するか、どちらの強化を先行させるか、ということではなく、網羅的にチェックを行い、各スポーツ団体において重点的に強化すべき事項を洗い出すことです。

¹⁹ <http://www.jsaa.jp/ws/governanceindex.html>

【具体的な実践例】

- 中央競技団体においては、既に NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインによるセルフチェックが実施されています²⁰が、コンプライアンス強化の観点からも、実施結果を改めて見直していただき、各団体にとって重点的に強化すべき事項を洗い出していただくのがよいと考えられます。
- 中央競技団体以外の団体についても、NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインを参考にすると、スポーツ団体の組織基盤の整備が可能になり、コンプライアンス強化にもつながります。

²⁰ <http://www.jsaa.jp/ws/governanceindex.html>

2. コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン

スポーツ団体のコンプライアンス強化は、組織基盤の整備と教育がコンプライアンス強化の両輪です。

コンプライアンス強化のための組織基盤と聞くと、懲罰制度に目が行きがちですが、懲罰制度だけでは、不祥事を直接的に減らすことはできませんし、不祥事が発生した場合に、スポーツ団体として、行為者を処分する以外に行うべきことも多数あります。基本的な計画に基づいて、コンプライアンス強化を推進する組織体(コンプライアンス委員会など)も重要な組織基盤であり、不祥事が生じたときの危機管理体制を構築することも重要です。

さらに、懲罰制度と一概に言っても、その内容は、不祥事の調査、処分内容の審査、処分に関する紛争解決、不祥事に関する相談窓口といったものに細分化することができます。これらの制度が相互に作用して、初めて懲罰制度が有効に機能します。

以下では、コンプライアンス強化の組織基盤の整備に関して、上記の制度の分類に従って、順に具体的に述べることとします。

(1) コンプライアンス推進組織の設置(6項目)

- a コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)が常設され、実施されていること

本ガイドライン別紙1 コンプライアンス委員会規程²¹2条

【解説】

◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、一回的な取り組みで実現できるものではなく、日々の積み重ねによって実現されるものです。特に、コンプライアンス強化の観点からは、どのような項目を重点的に強化していくか、誰に対して重点的に教育していくかなど、計画的な取り組みを行う必要があります。

大枠は基本計画で示されるとしても、それだけで具体的な対応に当たることは不可能です。会議体を常設し、継続的に会議を実施する必要があります。

◆ ポイント～委員会を常設することの意味

コンプライアンス委員会を特別委員会にし、必要が生じたときだけ開催しているスポーツ団体や、常設委員会にしているものの実質的に開催されていないスポーツ団体もあるかもしれません。

しかしながら、コンプライアンス強化は、不祥事の事後対応のみを意味するものではありません。各スポーツ団体において、積極的に、問題点を洗い出し、登録者等と問題を共有するプロセスは、団体が存する限り永続的に行われなければなりません。そして、コンプライアンス強化は毎年毎年取組むことによって初めて達成されていくものです。

したがって、委員会は常設し、かつ定期的に開催する必要があると考えられます。

²¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_07.pdf

【具体的な実践例】

- 公益財団法人全日本柔道連盟は、暴力根絶特別委員会を発展解消し、コンプライアンスの確立、暴力事案等への対応を目的として、常設の委員会であるコンプライアンス委員会を設置しています²²。
- 公益財団法人日本テニス協会は、ガバナンスおよびコンプライアンスを担当する部門として、専務理事直轄として常設のコンプライアンス室を設置しています。
- 公益財団法人日本スケート連盟は、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会を設置するなど、規程、体制等の整備を行っています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、専務理事、監事、外部専門家(弁護士、公認会計士)等で構成したコンプライアンス委員会を立ち上げ、適正な協会運営に対する議論を行っています。なお、コンプライアンス委員会の議事録もウェブサイトで公開されています。
- 一般社団法人日本野球機構は、プロ野球コミッショナー及びコミッショナー事務局、12 球団並びに各球場で構成されるプロ野球暴力団等排除対策協議会を設立し、暴力団等排除活動を行っています。

²² http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2015/06/H26_houkoku.pdf

- b コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)の権限事項として、コンプライアンス方針の策定、推進などが規定され、実施されていること

本ガイドライン別紙1 コンプライアンス委員会規程²³5条

【解説】

◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、スポーツ団体におけるあらゆる業務と密接不可分の関係にあります。そのため、コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)の権限事項は極めて広範かつ不明確となるおそれがあります。

そこで、コンプライアンス強化を担う会議体の権限の中心は、コンプライアンス方針の策定、推進であることを明記し、他の会議体との権限の配分を明確にする必要があります。

◆ ポイント

① 権限事項の規定

コンプライアンス強化を担う会議体(コンプライアンス委員会など)の権限事項が明確に規定されていて初めて、この会議体のメンバーが何をすべきか明らかになり、コンプライアンス強化が推進されます。

② 倫理委員会、規律委員会等との区別

コンプライアンス強化のための組織基盤を整備するうえで、倫理委員会、規律委員会と、コンプライアンス強化を担う会議体の位置づけが混同されやすいところです。

コンプライアンス強化を担う会議体は、コンプライアンス方針の策定、推進など、不祥事が生じないように、スポーツ団体におけるコンプライアンス強化を行うことを担当するものです。倫理委員会や規律委員会と呼ばれる会議体と位置づけが被ることもありますが、最も重要な点は、コンプライアンス方針の策定、推進が明確な権限事項になっているかです。いわゆる倫理委員会や規律委員会には、不祥事があったかどうか、事実を認定し、処分を行うことを担当するものもありますが、過去に生じた不祥事の責任追及とは性質が異なる業務を行って

²³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_07.pdf

おり、かつ、倫理委員会や規律委員会は、コンプライアンス強化を担う会議体が策定した規定そのものの当否を判断する場合もあることから、両者は別個の組織としておくべきであると考えられます。

また、複数の会議体のいずれが議事をすべきか不明確である場合、双方の会議体で議事がなされる、逆にいずれの会議体で議事が行われないなどの事態が生じる可能性があります。双方の会議体で議事を行うことは二度手間であり、不要なコストを生じさせていると考えることもできます。本来議論すべき事項が漏れてしまうことは、それ以上に大きな問題であると考えられます。ですので、これを機会に、このような混同しがちな組織の権限事項を整理する必要があります。

③ コンプライアンス強化を担う会議体を独立して設けない場合

スポーツ団体として、コンプライアンス強化のみを担う会議体（コンプライアンス委員会など）を独立して設けることが、コンプライアンス強化の基本的なあり方と考えられますが、予算や人的資源の関係から、コンプライアンス強化のみを担う会議体を独立して設けずに、その他の委員会にこれらの業務を担わせるスポーツ団体も、少なからずあります。

コンプライアンス強化のみを担う会議体を独立して設けないことが、直ちに問題であるとは考えませんが、このような場合には、担当する会議体の権限事項として、他の業務とともに、コンプライアンス方針の策定や推進が含まれることを明記し、権限の配分を特に明確にする必要があります。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スケート連盟のコンプライアンス委員会は、以下の事項を権限事項にしています²⁴。
 - ① コンプライアンスに関する方針、体制、関連規程等に関する事項
 - ② コンプライアンスに係わる解決すべき課題の発生の対応に関する事項
 - ③ コンプライアンスについての啓発に関する事項
 - ④ コンプライアンスについての対応状況点検に関する事項
 - ⑤ その他、コンプライアンスに関し必要な事項
- 一般社団法人全日本テコンドー協会のコンプライアンス委員会は、以下の事項を権限事項にしています²⁵。従前、コンプライアンス委員会は、事案の調査結果に基づき裁判までを担っていましたが、調査機関と裁判機関の分離の観点から変更されました。
 - ① 理事会又は正会員総会の決裁事項及び常務理事会の決裁事項の立案又は意見具申
 - ② コンプライアンス相談窓口の運営
 - ③ 当法人の関係者または各専門委員会からコンプライアンスに関する相談の対応
 - ④ 当法人の役職員、会員、専門委員会委員及び専門スタッフ、審判員、加盟団体並びに準加盟団体(以下「当法人の関係者」という。)の定款、倫理規程違反等コンプライアンス違反の調査
 - ⑤ コンプライアンス違反に関する裁判委員会等への処分申請
 - ⑥ コンプライアンスに関する研修の企画・実施
 - ⑦ 前各項に附隨する業務

²⁴ <http://skatingjapan.or.jp/images/jsf/file/09compliance.pdf>

²⁵ http://data.ajta.or.jp/regulations/ajta_regulations-committee.pdf?3628183

- c コンプライアンス強化を担う会議体のトップがスポーツ団体の理事を兼ね、スポーツ団体のコンプライアンス強化の業務担当理事となっていること

本ガイドライン別紙1 コンプライアンス委員会規程²⁶4条

【解説】

◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、スポーツ団体運営における業務の中でも相当程度重要性の高い業務です。

コンプライアンス強化を担う会議体のトップがスポーツ団体の理事になることで、スポーツ団体の理事会においても、重要性の高い業務であることの認識を深める必要があります。

◆ ポイント～理事会の専権事項

一般法人法90条4項及び194条によれば、一般社団法人及び一般財団法人の理事会は、重要な業務執行の決定を理事に委任することができません。

コンプライアンス強化を担う会議体の決定事項の中には、スポーツ団体の重要な業務執行に当たる事項が含まれる可能性があります。それにもかかわらず、理事会と無関係にコンプライアンス強化を担う会議体が全ての決定をなすとなれば、業務執行が法令上の要件を満たさないと解されるリスクがあります。

そこで、コンプライアンス強化を担う会議体のトップがコンプライアンス強化の業務担当理事として、スポーツ団体の理事を兼ねるようにし、当該理事が必要に応じて、コンプライアンス強化を担う会議体の決定事項を理事会に諮るようにすることが必要であると考えられます。

²⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_07.pdf

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スケート連盟は、「コンプライアンスを最優先の経営方針の一つ」と定め、専務理事がコンプライアンス委員会のメンバーになっています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、コンプライアンス委員会のトップが連盟の副会長になっています²⁷。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、コンプライアンス委員会のトップが理事にはなっていないものの、コンプライアンスの維持・促進に関し、理事会及び常務理事会の決裁事項として、以下の事項を定めています²⁸。理事会は、事業計画や予算など重要な業務執行の意思決定及びその管理を中心とし、スポーツ団体運営に関する事項等を各種専門委員会からの発議で行うこととし、コンプライアンスに係る事項についてはコンプライアンス委員会から常務理事会を経て理事会に上程することとしています。また、専門委員会の委員は、理事会にオブザーバー参加できることとし、積極的な参加を奨励しています。

I 理事会の決裁事項

- ① 各事業年度のコンプライアンスに関する計画の決定
- ② 中長期のコンプライアンスに関する計画の決定
- ③ 定款、会員規程、加盟団体規程、準加盟団体規程、倫理規程その他当法人の規程違反に基づく会員、加盟団体及び準加盟団体の懲戒処分・指導等内容の決定(ただし定款等で正会員総会の決議を要する事項については正会員総会が最終決裁を行う)
- ④ 定款その他諸規程の制定、改正又は廃止の決定(ただし定款、諸規程のうち正会員総会が制定・改正・廃止を行うべき規程については正会員総会が最終決裁を行う)
- ⑤ 暴力・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの根絶に関する取り組みの決定
- ⑥ 違法賭博、八百長、ドーピング違反、背任・横領など不祥事防止に関する取り組みの決定

II 常務理事会の決裁事項

- ① 定款その他当法人の規程の立案
- ② コンプライアンス研修の立案
- ③ その他Ⅲのコンプライアンス委員会の決裁事項のうち予算の執行を伴うもの

²⁷ <http://www.judo.or.jp/aboutus/compliance>

²⁸ http://data.ajta.or.jp/regulations/ajta_regulations-committee.pdf?3628183

- d コンプライアンス推進組織の構成員に、弁護士、会計士や学識経験者など、コンプライアンス強化に関する外部の有識者が選出されていること

本ガイドライン別紙1 コンプライアンス委員会規程²⁹4条

【解説】

◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、法令や規則に関する知識が無ければ達成が困難な業務です。もちろん、スポーツ団体のコンプライアンス強化の業務担当理事と、スポーツ団体のコンプライアンス強化を担当するスタッフが全ての法令と規則を理解していることが理想的ではありますが、そのような状況は現実的に考えにくいところです。

また、スポーツ団体の内部に精通しているものばかりでコンプライアンス強化を担当すると、視野が狭くなりやすいという問題点もあります。他競技のスポーツ団体、公共団体、又は一般的な営利法人など、各種の知見を取り入れる観点から、外部の有識者の見識は極めて重要です。

そこで、弁護士、会計士や学識経験者など、コンプライアンス強化に関する外部の有識者がコンプライアンス強化を担う会議体の構成員に含まれるようにすべきと考えられます。

◆ ポイント

① 外部性

「外部」という概念は不明確であり、時に議論を呼ぶものです。

会社法では、「社外取締役」の要件として、「当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役(株式会社の会社法 363 条 1 項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人(以下「業務執行取締役等」という。)でなく、かつ、その就任の前 10 年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。」等を要件としています(同法 2 条 15 号)。

スポーツ団体においても、法人の「外部」であるかどうかは、同規定等を参考にすることが考えられます。もっとも、上記の規定中の「従業員」を「登録者」と読み替えて、かつてスポーツ団体に登録した経験のある者全てを排除することまでは求められないと考えられます。このように解してしまうと、競技経験のある有識者を使用することができなくなるという矛盾が生じ

²⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_07.pdf

ることとなります。基本的には、スポーツ団体の役員や従業員、及びこれらに準じるような会議体の委員として、スポーツ団体の組織運営に直接関与しているか否かを基準とするのが適当と考えられます。これに関連して、有識者としての能力を期待されて、組織運営に直接関与しない会議体(法務委員会や財務委員会、レフェリー委員会や規律委員会など)の委員を務めたに過ぎないものは、なお外部性を有するものと考えられます。

② 有識者性

有識者に当たるか否かは、単に資格を有しているというだけではなく、スポーツ団体の実情やスポーツの持つ社会的意義を十分に理解した者でなければならぬと考えられます。有識者性と外部性は、究極的には二律背反となる場合がありますが、その判断に当たっては、上記のとおり、外部性を判断するポイントを参考にしながら、個別具体的に考えていく必要があるところです。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本サッカー協会は、法務委員会、監査・コンプライアンス委員会のトップに、弁護士を置いています³⁰。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、コンプライアンス委員会のトップに、検察官として要職を歴任し、現在は弁護士を務める者を置いています。なお、柔道経験者です。コンプライアンス委員会を含む、専門委員会の運営手続について、専門委員会規程を設けており³¹、コンプライアンス委員会の選任基準は「理事・監事・学識経験者」と定められています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、コンプライアンス委員会のトップに弁護士を置いています³²。一般社団法人全日本テコンドー協会は、外部の専門家を登用するにあたり、日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじ助成のうちのスポーツ団体ガバナンス強化事業に対するスポーツ団体スポーツ活動助成を利用しています。
- 公益社団法人日本フェンシング協会は、法務委員会のトップに弁護士を置いています³³。
- 公益財団法人日本テニス協会は、コンプライアンス室のトップに、民間での法務経験を有する人材を置いています。

³⁰ http://www.jfa.jp/about_jfa/organization/jfa_structure/executive_committee.html#Standing

³¹ http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2017/06/semoniinnkai_kitei20171231.pdf

³² <http://www.ajta.or.jp/ajta/commitee/>

³³ <http://fencing-jpn.jp/cms/wp-content/uploads/2018/03/fa74af89443dc6806d5f8dd821cb6416.pdf>

- e コンプライアンス推進組織の運営手続が定款、細則等の規程に定められ、当該規程に従って行われていること

本ガイドライン別紙1 コンプライアンス委員会規程³⁴4条、6条

【解説】

◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、専門性の高い業務であり、かつ秘密性の高い情報を取扱う業務です。また、継続したコンプライアンス強化のための組織基盤を運営していくうえでの安定性などが求められます。

◆ ポイント～規程の重要性

スポーツ団体にとって、基本的な規程を定めるだけでも大きな負担であり、手続に関する細則等を定めることは過度の負担であるように感じられる場合もあると考えられます。

しかしながら、運営手続が細則に明確に定められている場合、責任者としては、自らの権限が明確になり、この細則に従ってコンプライアンス強化を推進することができますし、仮に何らかの抵抗があったとしても、定められた運営手続に従ってコンプライアンス強化を進めることができます。

また、スポーツ団体が業務を懈怠していると疑われたとしても、細則等を定めておき、これに従って運用をしていた場合には、そのことをもってまずはスポーツ団体としての責任を回避できることができます。

そのため、負担感の多い作業であるとしても、最初に細則等を作成することは非常に実益のあることと考えられます。

³⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_07.pdf

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スケート連盟は、コンプライアンス委員会の運営手続について、コンプライアンス規程を設けています³⁵。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、コンプライアンス委員会を含む、専門委員会の運営手続について、専門委員会規程を設け³⁶、専門委員会の組織及び業務分掌を定めています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、コンプライアンス委員会を含む、専門委員会の運営手続について、専門委員会規程を設け³⁷、専門委員会の組織及び業務分掌を定めています。専門委員会規程別紙では、コンプライアンスに係る、理事会又は正会員総会の決裁事項、常務理事会の決裁事項、コンプライアンス委員会の決裁事項がそれぞれ列挙して規定されています。
- 公益財団法人日本体操協会は、コンプライアンス委員会の運営手続について、コンプライアンス規程を設けています³⁸。

³⁵ <http://skatingjapan.or.jp/images/jsf/file/09compliance.pdf>

³⁶ http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2017/06/semoniinnkai_kitei20171231.pdf

³⁷ http://data.ajta.or.jp/regulations/ajta_regulations-committee.pdf?3628183

³⁸ <https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2017/03/jgareg39.pdf>

- f コンプライアンス推進組織の運営の内容について、理事会で報告され、監督を受けていること

本ガイドライン別紙1 コンプライアンス委員会規程³⁹6条

【解説】

◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、スポーツ団体における業務の中でも相当程度重要性の高い業務と考えられます。

そして、重要度が高い業務の進展状況について、理事会の監督下において、常にチェックを実施していく必要があります。

◆ ポイント

① 理事会の専権事項

一般法人法90条4項及び194条によれば、一般社団法人及び一般財団法人の理事会は、重要な業務執行の決定を理事に委任することができません。

コンプライアンス強化を担う会議体の決定事項が、内容によっては、スポーツ団体の重要な業務執行に当たる可能性があることと同様に、コンプライアンス推進組織の運営が、場合によってはスポーツ団体の重要な業務執行に当たる可能性があります。

そこで、

② 組織のチェックアンドバランス

スポーツ団体におけるコンプライアンス強化を図る上で、コンプライアンス推進組織自体が機能的に活動するためには、これに対するチェックを働かせる必要があります。専門のコンプライアンス推進組織に権限を委ねると同時に、理事会によるチェックを行う、チェックアンドバランスがコンプライアンス強化のキーになります。

³⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_07.pdf

【具体的な実践例】

- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、以下のとおり、理事会、常務理事会、コンプライアンス委員会の決裁事項を分配し、機能的なコンプライアンスを図れるようにしています。コンプライアンス委員会等専門委員会は理事会が指名する委員によって構成され、担当理事には委員会への出席や意見申述、委員会の開催要求等ができることとされています。各専門委員会は、決裁事項として定められた担当業務の執行につき、適宜、常務理事会及び理事会へ報告することとされ、少なくとも定例理事会において、担当業務の状況を報告しなければならないとされています。

I 理事会の決裁事項

- 各事業年度のコンプライアンスに関する計画の決定
- 中長期のコンプライアンスに関する計画の決定
- 定款、会員規程、加盟団体規程、準加盟団体規程、倫理規程その他当法人の規程違反に基づく会員、加盟団体及び準加盟団体の懲戒処分・指導等内容の決定(ただし定款等で正会員総会の決議を要する事項については正会員総会が最終決裁を行う)
- 定款その他諸規程の制定、改正又は廃止の決定(ただし定款、諸規程のうち正会員総会が制定・改正・廃止を行うべき規程については正会員総会が最終決裁を行う)
- 暴力・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの根絶に関する取り組みの決定
- 違法賭博、八百長、ドーピング違反、背任・横領など不祥事防止に関する取り組みの決定

II 常務理事会の決裁事項

- 定款その他当法人の規程の立案
- コンプライアンス研修の立案
- その他Ⅲのコンプライアンス委員会の決裁事項のうち予算の執行を伴うもの

III コンプライアンス委員会の決裁事項

- 理事会又は正会員総会の決裁事項及び常務理事会の決裁事項の立案又は意見具申
- コンプライアンス相談窓口の運営
- 当法人の関係者または各専門委員会からコンプライアンスに関する相談の対応
- 当法人の役職員、会員、専門委員会委員及び専門スタッフ、審判員、加盟団体並びに準加盟団体(以下「当法人の関係者」という。)の定款、倫理規程違反等コンプラ

イアンス違反の調査

- ⑤ コンプライアンス違反に関する裁定委員会等への処分申請
- ⑥ コンプライアンスに関する研修の企画・実施
- ⑦ 前各項に附隨する業務

(2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築

① 懲罰制度の構築(12項目)

- a 懲罰制度における禁止行為及び処分の内容、並びに処分に至るまでの手続が定まっており、周知されていること

本ガイドライン別紙2 禁止行為規程⁴⁰

本ガイドライン別紙3 処分手続規程⁴¹

【解説】

◆ 求められる理由～適正手続

不祥事と述べることは簡単ですが、その類型は様々なものがあります。どのような行為が「不祥事」に当たり、どのような処分が下されるのか、また、不祥事があったとき、どのような手続の下に処分が下されるかは、スポーツ団体の判断に委ねられているのが原則です。

しかし、スポーツ団体の判断に委ねられているというのは、スポーツ団体が何の制約も受けすことなく、懲罰を行えることとは全く異なります。スポーツ団体は、スポーツを行う者を統括し、時にスポーツを行う者に対し権利を制限し、義務を課すことがある点で、行政機関に類似した性質を有する団体です。そのため、スポーツ団体の処分は、行政機関の処分と同様に、平等かつ適正でなければなりません。

適正手続を要請する憲法31条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法32条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度を構築する必要があります。

◆ ポイント

① 禁止行為、処分内容、処分手続の定め

懲罰制度を運用するためには、「何をやってはいけないか」「やってはいけないことをやれば、どういう不利益を被るか」、「処分に至るまで、どのような手續が行われるのか」を、明確にし、

⁴⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_08.pdf

⁴¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

周知する必要があります。

禁止行為が何かが定められていなければ、懲罰の対象者からすれば、禁止行為を回避できない場合があります。処分内容が定められていなければ、懲罰の対象者に対してなされた処分が相当であるか、判断ができません。手続きに関する規定が定められていなければ、事実に基づいて正しい処分がなされたか、事後的に判断することができません。明確に定められ、皆が知っている規定や基準に従っていることは、公平で、迅速で、平等な懲罰実施に不可欠です。

② JSAA による仲裁判断による取消し可能性

日本スポーツ仲裁機構における過去の多くの仲裁判断では、「①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる」との判断基準が採用されています。

規則が存在しないにもかかわらず、処分を行うことは、原則的には、①や②の要件に該当し、仲裁判断において処分が取り消される可能性が高いと考えられます。まずは、規程を設け、これを周知し、どのような場合に、どのようにして処分を行うかを事前に明確にしておかなければ、処分自体が取消される可能性があるため、禁止行為、処分内容、処分手續をはつきりと定めるようにしましょう。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スポーツ協会(旧日本体育協会)は、倫理規程⁴²、倫理に関するガイドライン⁴³、倫理委員会規程⁴⁴のほか、加盟団体の処分に関する内規⁴⁵、スポーツ少年団登録者処分基準⁴⁶、公認スポーツ指導者処分基準⁴⁷など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、倫理規程⁴⁸、倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン⁴⁹、倫理委員会規程⁵⁰、登録・加盟団体の処分に関する内規⁵¹など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、「懲罰規程」⁵²として、懲罰の内容、手続き、懲罰を適用するにあたっての基準等を定めた極めて詳細な規程があり、これが同協会のホームページで公表されています。
- 公益財団法人日本水泳連盟は、処分規定が定められており⁵³、かつこれがホームページ等で公表されています。具体的には、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手續や不服申立手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本学生野球協会では、日本学生野球憲章⁵⁴において、処分内容が定められており、同憲章や各種規則において、加盟校による事実調査及び報告、全日本大学野球連盟ないし日本高等学校野球連盟の審議委員会の審議、日本学生野球協会の審査室による処分決定といった不祥事処分決定に至るプロセスが定められています。

⁴² <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinrikitei161109.pdf>

⁴³ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinriguideline161109.pdf>

⁴⁴ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation025.pdf>

⁴⁵ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation003.pdf>

⁴⁶ http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen_shobunkijyun.pdf

⁴⁷ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

⁴⁸ http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_kitei.pdf

⁴⁹ <http://www.jsad.or.jp/news/%E5%80%AB%E7%90%86%E5%8F%8A%E3%81%B3%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%A0%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>

⁵⁰ http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_iinkai_kitei.pdf

⁵¹ http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku_naiki.pdf

⁵² 懲罰規程 <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br26.pdf>

⁵³ https://www.swim.or.jp/about/download/rule/r_shobun201710.pdf

⁵⁴ http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/kenshou/pdf/charter.pdf

□ b 懲罰制度の対象者及び処分内容が明示されていること

本ガイドライン別紙2 禁止行為規程⁵⁵

【解説】

◆ 求められる理由～適正手続

不祥事と述べることは簡単ですが、その類型は様々なものがあります。どのような行為が「不祥事」に当たり、どのような処分が下されるのか、また、不祥事があったとき、どのような手続の下に処分が下されるかは、スポーツ団体の判断に委ねられているのが原則です。

しかし、スポーツ団体の判断に委ねられているというのは、スポーツ団体が何の制約も受けすことなく、懲罰を行えることとは全く異なります。スポーツ団体は、スポーツを行う者を統括し、時にスポーツを行う者に対し権利を制限し、義務を課すことがある点で、行政機関に類似した性質を有する団体です。そのため、スポーツ団体の処分は、行政機関の処分と同様に、平等かつ適正でなければなりません。

適正手続を要請する憲法31条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法32条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度を構築する必要があります。

◆ ポイント

① 処分対象者と処分内容の定め

懲罰の根幹は、「してはいけないこと」と、「どのような処分がなされるか」の2点につきます。その意味で、誰が何をしてはいけないか、また、どのような処分がなされるかを明示することは不可欠です。

スポーツ団体としては、処分を受ける可能性のある者が、禁止行為を回避するために、処分をなす可能性のある者を網羅的に対象者とする必要があり、また、禁止行為も可能な限り列挙しておかなければなりません。

また、どのような処分をなすかについても、明記することで初めて処分を受ける可能性のある者がその重さを理解し、禁止行為を回避する努力をするものと考えられます。この意味で、どのような処分を受ける可能性があるかについても、列挙しておく必要があります。

⁵⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_08.pdf

② 登録者等でない者の不祥事

スポーツ団体の役職員、委員会の委員、登録者(選手、指導者、審判その他)等、加盟団体の役職員など、スポーツ団体への登録者が対象者となることは、比較的イメージのしやすいところです。

チームや、加盟団体のように、法人や組織(社団)が処分の対象者となることは忘れられがちですが、法人や組織の構成員が共同で不祥事を行った場合など、法人や組織を処分すべき場合もあることは、実際にトラブルをイメージすれば理解できるところです。

スポーツ団体に固有な場面は、むしろ、スポーツ団体や加盟団体に所属しない個人や法人その他の組織が、スポーツ団体の競技会に関与し、不祥事を行う場面が存在することです。例えば、各チームが興業を行うスポーツを観戦する個人と、スポーツ団体との間には何らの契約関係や登録関係は存在しません。しかしながら、これらの個人が差別的な言動を取れば、スポーツ団体として何らかの措置を取る必要があり得ます。選手の指導者(監督やコーチ)はスポーツ団体に登録されていますが、トレーナーは登録がないスポーツ団体も複数あります。このようなスポーツ団体において、コーチと同様にトレーナーが関係者に暴力をふるった場合、トレーナーの行為について、何らの責任を問わないということも違和感があるところです。

対応方法としては、スポーツ団体や加盟団体に所属しない個人や法人その他の組織に対して、将来の登録を認めない、という処分を行うか、スポーツ団体や加盟団体に所属しない個人や法人その他の組織を監督すべき権限を有する者が、適切な監督を行っていないものとして処分を行う、といったものが考えられます。各スポーツ団体において競技会への関与が見込まれる無資格者を想定し、どのような対応が適切か、検討する必要があるでしょう。

③ 法律上の権限との調整

理事や監事は一般法人法上の規律を受け、またスポーツ団体の職員は労働法上の規律を受けます。理事や監事との関係でいえば、懲罰制度は、例えば一般法人法上の理事間の監督権限を排除するものではありませんし、また、理事や監事を解任するプロセスそのものは、一般法人法の定めに従って実施しなければなりません。職員との関係では、従来行われてきたスポーツ団体の職員に対する懲戒処分と別個に、懲罰制度を実施しなければならないものではありません。その意味で、理事や監事、職員を懲罰制度の対象としない選択も有り得ないわけではありません。

しかし、中小規模のスポーツ団体において、理事や監事、職員に対して、懲罰制度と別個に、理事や監事の不祥事調査や、職員の懲戒処分にリソースを割くことは現実的でないと考えら

れます。少なくとも、事実調査に関しては、原則として、理事や監事、職員と、それ以外の対象者と区別をする必要はありません。現状、制度が整備されていない、または制度が実際に運用された例がないスポーツ団体においては、まずは、理事や監事、職員についても、懲罰制度の対象者とするのが適当と考えられます。

④ 資格停止の意義

一般論として、資格停止処分は、処分の中でも比較的重い処分といえます。

しかしながら、資格停止の持つ意味は一義的ではありません。スポーツ団体が実施する競技会に参加させないというほかに、どのような意味があるか、明確にする必要があります。選手や指導者であれば、当該スポーツ団体や加盟団体が実施する競技会に参加させないのみでなく、他の登録者との練習その他の競技活動一切に参加させるべきでない場合もあると考えられます。

資格停止の際にどのような効果が発生するのか、具体的な定めが必要となってくる場面が多いと考えられます。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スポーツ協会(旧日本体育協会)は、倫理規程⁵⁶、倫理に関するガイドライン⁵⁷、倫理委員会規程⁵⁸のほか、加盟団体の処分に関する内規⁵⁹、スポーツ少年団登録者処分基準⁶⁰、公認スポーツ指導者処分基準⁶¹など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、倫理規程⁶²、倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン⁶³、倫理委員会規程⁶⁴、登録・加盟団体の処分に関する内規⁶⁵など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、「懲罰規程」⁶⁶において、対象者及び処分内容を明示しております。また、団体に登録されていないサポーターが差別的な発言または行為をした場合についても、当該チームに対し罰金等の懲罰を科し、重大なものであれば勝ち点の減点などの処分を科することができます。
- 公益財団法人日本学生野球協会は、日本学生野球憲章⁶⁷27条1項にて、「学生野球団体、野球部、部員、指導者、審判員および学生野球団体の役員」が憲章違反行為をした場合「当該の者」に対し、「部員または指導者」が憲章違反行為をした場合「当該加盟校の野球部」に対し、「加盟校を設置する法人の役員または前項以外の教職員、応援団もしくはその他学校関係者」が憲章違反行為をした場合「当該加盟校の指導者または野球部」に対し処分できるとして、処分の対象となる場合を明確にしています。

56 <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinrikitei161109.pdf>

57 <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinriguideline161109.pdf>

58 <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation025.pdf>

59 <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation003.pdf>

60 http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen_shobunkijyun.pdf

61 <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

62 http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_kitei.pdf

63 <http://www.jsad.or.jp/news/%E5%80%AB%E7%90%86%E5%8F%8A%E3%81%B3%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%A0%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>

64 http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_iinkai_kitei.pdf

65 http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku_naiki.pdf

66 <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br26.pdf>

67 http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/kenshou/pdf/charter.pdf

- c 内部通報制度、相談窓口制度への通報のほか、事実調査の開始の要件が明確に定まっていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程⁶⁸4条

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツ団体による処分は、対象者に対してスポーツの内外で大きな影響を与える可能性があるものであるところ、この効果を恐れて、処分すべき事実があるかもしれないにもかかわらず、事実調査すらせずに不祥事を放置する事例が散見されます。逆に、スポーツ団体による処分の効果に着目して、懲罰制度を不当に利用されるおそれもあります。

事実調査を開始する要件を明確に定め、形式的に事実調査を進められるようにすることで、スポーツ団体が恣意的に制度を運用することを排除し、必要な事実調査を確実に行なうことができます。

◆ ポイント～事実調査開始の要件

被害申告の窓口は、原則としては相談窓口に一本化することが明確で分かりやすいと考えられます。相談窓口は、被害者でなくとも申告が可能となっており、事実調査に移行するかどうかの最低限の判断を行うことができるよう制度設計されていることが通常であるからです。

このほかに、公益財団法人日本スポーツ協会(旧日本体育協会)の暴力行為等相談窓口のように、スポーツ団体が加盟している団体における、当該スポーツ団体内の不祥事の相談を受け付ける窓口を通じて、被害申告がなされる場合があります。この場合、事実調査をすべきであるとして当該スポーツ団体に連絡がなされていることから、事実調査を開始すべき要件として列挙すべきであると考えられます。

トップアスリートの不祥事が報道された場合や、自らの不祥事をスポーツ団体に対して自己申告してきた場合など、内部外部の相談窓口以外から不祥事の疑いが生じた場合に、特に危機管理の観点からは事実調査を開始すべきでしょう。倫理委員会、規律委員会等や、その委員長、又は監事等の判断に基づいて、事実調査を行うことができると考えられます。もっとも、中立的な立場の者に権限を与えたとしても、不当な働きかけを完全に排除することは困難です。そのため、これらの手段は例外的なものであることを強調すべきでしょう。

⁶⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本サッカー協会は、同協会が定める懲罰規程 14 条～16 条において、懲罰手続きの際に、規律委員会及び裁定委員会が調査を行う場面を規定しています。
- 公益財団法人日本水泳連盟では、不祥事に関する通報・相談について、一本化された相談窓口である「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」が対応することになっています⁶⁹。そして、匿名でなされた通報であっても、通報内容に具体性がある場合には調査を行う運用になっています。
- 公益財団法人日本学生野球協会では、注意・厳重注意および処分申請等に関する規則（全日本学生野球連盟）⁷⁰において、加盟校の学長は当該校の関係者について、各地区大学野球連盟は当該連盟の関係者について、日本学生野球憲章に違反する事実があると考え、または日本学生野球憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要と考えられるとき、事実関係を調査する義務を負うことが定められています。また、注意・厳重注意および処分申請等に関する規則（日本高等学校野球連盟）⁷¹において、加盟校の学長は当該校の関係者について、都道府県高等学校野球連盟は当該連盟の関係者について、日本学生野球憲章に違反する事実があると考え、または日本学生野球憲章の理念を実現するために注意・厳重注意が必要と考えられるとき、事実関係を調査する義務を負うことが定められています。

⁶⁹ 「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程

https://www.swim.or.jp/about/download/rule/r_consultation_20140530.pdf

⁷⁰ http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/punishment_jubf.pdf

⁷¹ http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/punishment_jhbf.pdf

d 事実認定を行う者が、中立かつ専門性を有するものであること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程⁷²5条3項、6条1項

本ガイドライン別紙4 事実調査委員会・処分審査委員会設置規程⁷³4条

【解説】

◆ 求められる理由

事実調査、事実認定は、どのような証拠や証人がいるかを検討し、実際に証拠や証言を精査してその信用性を吟味したうえで、証拠及び経験則に照らし合わせて、当該事実があつたかどうかを判断するという作業です。

事実認定の過程に、事実調査の対象者と密接な関係性を持つ者が関与していた場合、当該対象者に対して有利となるよう、つまり、本来あるはずの事実がなかったとの認定を下す動機があるといえます。逆に、事実調査の被害者と密接な関係性を持つ者が関与していた場合、当該被害者に対して有利となるよう、つまり、ないはずの事実があつたとの認定を下す動機があるといえます。当該事実調査を行う者が、このように関係者と密接な関係性を持っていた場合、中立的に事実認定を行ったとしても、将来その判断の公正に疑念を抱かれる可能性は排除できません。そこで、密接な関係性を有する者を、事実認定に関与させないようにする必要があります。

また、事実認定の結果自体は、一般の経験則に沿うものでなければならない点で、一般人が納得できるものを目指すべきですが、他方で、誰もが納得できる事実認定を行う作業は、多分に経験がものをいうものであり、専門的な知識が不可欠です。そこで、弁護士、会計士や学識経験者など、事実認定の業務に精通した者が担当するようにすべきと考えられます。

◆ ポイント

① 中立性

中立性を判断するうえで参考となるのは、民事訴訟法や刑事訴訟法における除斥、忌避及び回避の制度があげられます。

民事訴訟法では、「裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき」「裁判官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族である

⁷² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

⁷³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_10.pdf

とき、又はあったとき」「裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき」「裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき」など（民事訴訟法 23 条 1 項）、刑事訴訟法では、「裁判官が被害者であるとき」、「裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき」、「裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき」、「裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき」（刑事訴訟法 20 条 1 項）などに、当該裁判官は裁判をしてはならないことを定めています。事実認定の手続は、裁判手続とは異なりますが、手続への信頼を確保するために、行為者や被害者と密接な関係性を有する人物の関与を排除することが必要という点では同じであると考えられます。

さらに、スポーツ団体の特徴をいえば、同窓、同門であることなどの結びつきが強固であることが多いため、場合によっては、先輩や後輩の関係にある者が調査を行うことも排除することが望ましいといえます。

② 専門家の関与

弁護士等の事実認定に詳しい専門家が事実認定に関与することは重要ですが、事実調査の対象となる不祥事によっては、スポーツの特質を理解しない者には判断ができないようなものもあると考えられます。事実認定に詳しい専門家がスポーツの特質も理解していることが理想ですが、そのような専門家を常に確保するというのも困難でしょう。したがって、専門家が単独で事実認定を行う場合と、専門家とスポーツの特質を理解した者が協働して事実認定を行う場合の双方を想定して、規程を設ける必要があると考えられます。

③ 迅速性と秘密性

後述する処分審査の場面でも、事実調査と同様に、中立性と専門性が求められます。

両者の性質は類似する点が多いですが、事実調査に特有の点を強調すると、事実調査には、迅速性と秘密性が求められます。迅速かつ秘密裏の事実調査を行えないと、行為者が目撃者に対し、虚偽の証言をするように口裏合わせをすることが考えられます。迅速な事実調査を行えないと、目撃者、被害者、行為者のいずれについても、記憶が劣化し、それぞれの証言の信用性（いずれが信用できるか）を判断することができなくなります。

事実調査の場面については、迅速性及び秘密性の観点から、関与する人数をあまり増やさないことも、場合によっては重要であると考えられます。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本水泳連盟は、処分規定8条1項において、倫理委員会が、審査にあたり、必要に応じて関係者に対して証拠の提出を求めたり、事情聴取を要請したりして調査を行うことができることを定めています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、調査機関と裁判機関の分離の観点から、事実調査をコンプライアンス委員会、裁判を裁判委員会に行わせ、コンプライアンス委員会及び裁判委員会の委員長はともに外部の弁護士がつとめています。コンプライアンス委員会や裁判委員会、推薦委員会などに外部の専門家を登用するにあたり、日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじ助成のうちのスポーツ団体ガバナンス強化事業に対するスポーツ団体スポーツ活動助成⁷⁴を利用しています。
- 公益財団法人日本学生野球協会では、加盟校や地区連盟が一次的な事実調査を担うものの、処分に関する規則 11 条⁷⁵にて、必要な場合は、処分審査機関である審査室が事案の解明のために、事実関係についての説明および証拠資料の提出を求め、または現地調査をすることができる、と定められています。

⁷⁴ <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei///tabid/82/Default.aspx>

⁷⁵ http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/punishment_rule.pdf

- e 懲罰制度の対象者と同一の範囲の者について、報告・通報義務と調査に対する協力義務を課していること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程⁷⁶6条3項、16条2項

本ガイドライン別紙5 通報相談窓口規程⁷⁷2条2項

【解説】

◆ 求められる理由

懲罰制度、ひいてはスポーツ団体のコンプライアンス強化を実現するうえでは、不祥事の行為者、被害者以外の関係者の協力が不可欠です。これら関係者の協力を義務付ける規定を設けておくことが、スポーツ団体として重要な意味を持つ場合があります。

スポーツ団体がコンプライアンス強化を実現するためには、スポーツ団体が重大な不祥事を把握することが重要である一方で、不祥事が発生している現場は無限定であり、ありとあらゆる場面が想定されます。そこで、不祥事を行った者や、不祥事を目撃した者に対し、スポーツ団体に報告・通報する一般的な義務を設ける必要があると考えられます。

次に、事実調査の手法は、対象となる不祥事によって異なりますが、多くの場合、被害者、行為者のほか、目撃者への聴取が重要となります。そこで、不祥事を目撲した者に対し、スポーツ団体の調査に対して協力する一般的な義務を設ける必要があると考えられます。

◆ ポイント～調査協力義務違反と効果

報告・通報義務や調査への協力義務に違反することもまた、一種の不祥事として、懲罰制度の対象となり得るところです。しかしながら、全ての報告・通報義務や調査への協力義務を、懲罰の対象とすべきとまではいえません。

報告・通報義務については、不祥事を報告すべき権限を有する者（選手の不祥事については指導者、指導者の不祥事については所属する加盟団体など）の報告・通報義務違反を問題とすべきであり、偶然遭遇した不祥事の全てについてまで、報告・通報義務違反を問題とするのは現実的でないと考えられます。

また、調査への協力義務については、組織ぐるみでの不祥事の隠蔽など、単に調査に協力しないだけでなく、虚偽の証言等を行った場合に調査への協力義務違反を問題とすべきであると考えられます。

⁷⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

⁷⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_11.pdf

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本学生野球協会においては、日本高等学校野球連盟及び全日本大学野球連盟の加盟校⁷⁸において日本学生野球憲章に違反する不祥事があると考えられる場合、加盟校は、直ちに事実関係を調査し、各地区大学野球連盟ないし各都道府県高等学校野球連盟に対し、加盟校の認定事実、関係者の弁明内容、加盟校の措置、その他審議に必要な資料等を報告する義務があります（注意・厳重注意および処分申請等に関する規則 6 条 1 項⁷⁹⁸⁰）。加盟校が報告を遅延し、不十分な報告をし、あるいは虚偽の報告をした場合には、その報告義務の懈怠自体により処分が加重されることとなっています。なお、加盟校が上部団体へ不祥事を報告するにあたっての報告事項は規定上明示されており（注意・厳重注意および処分申請等に関する規則 6 条 1 項）、全日本大学野球連盟や日本高等学校野球連盟は加盟校に対して調査項目などが明確となつた書式を提供しています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、協力義務ではないものの、懲罰規程⁸¹における事情聴取に関し、参考資料として「事情聴取で必要な情報」として、以下の 9 項目を提示しています。
 1. 大会名等
 2. 日時、場所、ピッチコンディション等の条件
 3. 案件に関わった人の名前、所属等
 4. 審判報告書、審判報告書（重要事項）
 5. 案件の客観的事実とそれを確認した人
 6. 事情聴取を実施した日付等
 7. 事情聴取の結果
 8. 処分案
 9. その他の特記事項

⁷⁸ 日本高等学校野球連盟の加盟校は約 4000 校、全日本大学野球連盟の加盟校は約 380 校である。

⁷⁹ http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/punishment_jubf.pdf
http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/punishment_jhbf.pdf

⁸⁰ 本来、注意・厳重注意および処分申請等に関する規則は、全日本大学野球連盟に適用される規則と日本高等学校野球連盟に適用される規則の 2 種類あるが、実質的な内容及び条文番号が同一である場合、本報告書では便宜上「注意・厳重注意および処分申請等に関する規則」と記載する。

⁸¹ <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br26.pdf>

□ f 事実認定に当たっては、証拠をもって行われていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程⁸²8条1項

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツ団体は、スポーツを行う者を統括し、時にスポーツを行う者に対し権利を制限し、義務を課すことがある点で、行政機関に類似した性質を有する団体です。そのため、スポーツ団体の処分は、行政機関の処分と同様に、平等かつ適正でなければなりません。

この中でも、懲罰制度に基づいて不祥事の行為者を処分するということは、不祥事の行為者に対して不利益を課す点で極めて重大なものです。このような処分が事実に基づいて行われないとすれば、処分を受ける者にとっての不利益は甚大であることから、事実は正確に認定されなければならず、その根拠となる証拠がなければなりません。

適正手続を要請する憲法31条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法32条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度を運用する必要があります。

◆ ポイント ~証拠とは何か

証拠をもって争いのある事実を認定することは裁判における基本ですが、物的な証拠だけでなく、人的な証拠、すなわち行為者や被害者、目撃者の供述や証言もまた証拠となります。また、物自体が証拠になる場面(検証)もありますし、科学的な実験結果が証拠となる場面(鑑定)もあります。もっとも、主たる証拠は文書(書証)と、行為者や被害者、目撃者の証言となる場面が多いでしょう。

行政機関の処分に類似するとはいえ、スポーツ団体による処分は刑事手続きではないことから、証拠能力が問題となる可能性は低い(証拠として用いることができるかどうかは問題となりにくい)と考えられます。例えば、相手方に秘密で行った録音のデータなど(そもそも録音すること自体が違法といえる場面自体多くはありませんが)も、証拠として利用することができます。あとは、その証拠の信用性を考慮したうえで、証拠と事実との結びつきを評価していくこととなります。

⁸² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スポーツ協会(旧日本体育協会)は、倫理規程⁸³、倫理に関するガイドライン⁸⁴、倫理委員会規程⁸⁵のほか、加盟団体の処分に関する内規⁸⁶、スポーツ少年団登録者処分基準⁸⁷、公認スポーツ指導者処分基準⁸⁸など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、倫理規程⁸⁹、倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン⁹⁰、倫理委員会規程⁹¹、登録・加盟団体の処分に関する内規⁹²など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。

⁸³ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinrikitei161109.pdf>

⁸⁴ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinriguideline161109.pdf>

⁸⁵ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation025.pdf>

⁸⁶ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation003.pdf>

⁸⁷ http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen_shobunkijyun.pdf

⁸⁸ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

⁸⁹ http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_kitei.pdf

⁹⁰ <http://www.jsad.or.jp/news/%E5%80%AB%E7%90%86%E5%8F%8A%E3%81%B3%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>

⁹¹ http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_iinkai_kitei.pdf

⁹² http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku_naiki.pdf

g 処分審査を行う者が、中立かつ専門性を有すること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程⁹³10項、11条3項

本ガイドライン別紙4 事実調査委員会・処分審査委員会設置規程⁹⁴4条

【解説】

◆ 求められる理由

処分審査は、認定された事実を前提に、具体的に処分内容を決定し、その理由を示す作業です。

処分審査の過程に、事実調査の対象者と密接な関係性を持つ者が関与していた場合、当該対象者に対して有利となるよう、つまり、処分を軽くする動機があるといえます。逆に処分審査の過程に、事実調査の被害者と密接な関係性を持つ者が関与していた場合、当該被害者に対して有利となるよう、つまり、処分を重くする動機があるといえます。このように密接な関係性を有する当該処分審査を行う者が、中立的に処分審査を行ったとしても、将来その判断の公正に疑念を抱かれる可能性は排除できません。そこで、密接な関係性を有する者を、処分審査に関与させないようにする必要があります。

また、処分審査の結果自体は、社会常識や他の処分例と比較して相当なものでなければならぬ点で、一般人が納得できるものを目指すべきですが、他方で、誰もが納得できる処分審査を行う作業は、多分に経験がものをいうものであり、専門的な知識が不可欠です。そこで、弁護士や学識経験者など、処分審査の業務に精通した者が担当するようにすべきと考えられます。

◆ ポイント

① 中立性

中立性を判断するうえで参考となるのは、民事訴訟法や刑事訴訟法における除斥、忌避及び回避の制度があげられます。

民事訴訟法では、「裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき」「裁判官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族である

⁹³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

⁹⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_10.pdf

とき、又はあったとき」「裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき」「裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき」など（民事訴訟法 23 条 1 項）、刑事訴訟法では、「裁判官が被害者であるとき」、「裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき」、「裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき」、「裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき」（刑事訴訟法 20 条 1 項）などに、当該裁判官は裁判をしてはならないことを定めています。処分審査の手続は、裁判手続とは異なりますが、手続への信頼を確保するために、行為者や被害者と密接な関係性を有する人物の関与を排除することが必要という点では同じであると考えられます。

さらに、スポーツ団体の特徴をいえば、同窓、同門であることなどの結びつきが強固であることが多いため、場合によっては、先輩や後輩の関係にある者が処分審査を行うことも排除することが望ましいといえます。

② 専門家の関与

弁護士等の処分審査に詳しい専門家が処分審査に関与することは重要ですが、処分審査の対象となる不祥事によっては、スポーツの特質を理解しない者には判断ができないようなものもあると考えられます。処分審査に詳しい専門家がスポーツの特質も理解していることが理想ですが、そのような専門家を常に確保するというのも困難でしょう。したがって、専門家が単独で処分審査を行う場合と、専門家とスポーツの特質を理解した者が協働して処分審査を行う場合の双方を想定して、規程を設ける必要があると考えられます。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本水泳連盟は、処分規定8条2項において、不祥事の調査を外部の調査委員会に委任することができることを定めています。具体的には、スポーツ指導における暴力行為等については、日本スポーツ振興センター（JSC）の第三者相談・調査委員会に調査を委任することができ、第三者による調査委員会を臨時に設置することも可能になっています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、コンプライアンス違反に係る事案の裁定機関である裁定委員会の委員長に、外部の弁護士を任命しています。コンプライアンス委員会や裁定委員会、推薦委員会などに外部の専門家を登用するにあたり、日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじ助成のうちのスポーツ団体ガバナンス強化事業に対するスポーツ団体スポーツ活動助成⁹⁵を利用しています。
- 公益財団法人日本学生野球協会では、審査室が不祥事の審査を行い、処分を決定します。審査室を構成する審査員は、理事等役員との兼務が禁止され、処分決定機関としての公正性が確保されています。

⁹⁵ <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei///tabid/82/Default.aspx>

- h 処分審査にあたって、処分対象となる禁止行為にかかる事実を示したうえで、処分対象者に対する聴聞(意見聴取)の機会が設けられていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程⁹⁶13条から15条

【解説】

◆ 求められる理由 ~適正手続

スポーツ団体は、スポーツを行う者を統括し、時にスポーツを行う者に対し権利を制限し、義務を課すことがある点で、行政機関に類似した性質を有する団体です。そのため、スポーツ団体の処分は、行政機関の処分と同様に、平等かつ適正でなければなりません。

適正手続を要請する憲法31条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法32条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度を運用する必要があります。

◆ ポイント

① 聴聞(意見聴取)の機会

懲罰制度に基づいて不祥事の行為者を処分するということは、不祥事の行為者に対して不利益を課す点で極めて重大なものです。このような処分が行為者の理解と全く異なるところで行われるとすれば、処分を受ける者にとっての不利益は甚大であることから、処分審査に当たっては、必ず行為者に対し聴聞(意見聴取)の機会を設けるべきであると考えられます。

聴聞(意見聴取)の機会を設けることで、処分審査を行う直前の段階で事実認定の誤りが見つかればこれを正すことも可能です。ただ、行為者が認定された事実がない、と主張したとしても、処分審査に当たって事実がないと認定しなければならないわけではありません。すなわち、聴聞(意見聴取)の最大の目的は、そもそもどのような事実を問題としているかという点において、スポーツ団体と行為者の認識にズレがないかを確認する点にあります。対象となっている事実が同一であれば、その点に関する行為者の認識が、「そのような事実はない」であれ、「その事実は正当なものである」であれ、「真に申し訳ない」であれ、どれでも手続は進めなければなりません。スポーツ団体として処分を予定している不祥事が何か、という点を明確にし、それに対する言い分を確認できているかどうか、が極めて重要です。

⁹⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

なお、十分に反論の準備をするだけの時間を与えても、聴聞(意見聴取)の機会に行行為者が参加しなかった場合には、改めて聴聞(意見聴取)の機会を与える必要はありません。

② 事実調査との関係

事実調査に当たって、行為者に聴取をする場面もあり、改めて聴聞(意見聴取)の機会を設けるべきか、議論の余地もあるところです。

しかしながら、事実調査の際には、背景事情や関連事実についても聴取を行うため、まさに問題となっている不祥事以外についても聴取されるため、事実調査の段階では、具体的に何が処分審査の段階で問題となっている不祥事か、行為者にとっては不明確な場面も少なくありません。

そのため、処分審査の段階で、改めて、問題となっている不祥事をより具体的に(5W1Hで)特定し、行為者に伝える必要があります。

③ JSAA による仲裁判断

日本スポーツ仲裁機構における過去の多くの仲裁判断では、「①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反もししくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる」との判断基準が採用されています。

この点に関して、聴聞(意見聴取)の段階で、具体的に何が問題となっている不祥事かを明示していなかった場合、行為者が十分に反論をする機会を持てなかつたとして、③決定に至る手續に瑕疵がある場合に当たり、処分が取り消された事例があります(JSAA-AP-2017-001 事件)。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スポーツ協会(旧日本体育協会)は、倫理規程⁹⁷、倫理に関するガイドライン⁹⁸、倫理委員会規程⁹⁹のほか、加盟団体の処分に関する内規¹⁰⁰、スポーツ少年団登録者処分基準¹⁰¹、公認スポーツ指導者処分基準¹⁰²など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、倫理規程¹⁰³、倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン¹⁰⁴、倫理委員会規程¹⁰⁵、登録・加盟団体の処分に関する内規¹⁰⁶など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本学生野球協会は、公益財団法人日本学生野球協会は、全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟の加盟校に対し、日本学生野球憲章に違反する不祥事があると考えられる場合、直ちに事実関係を調査し、上部団体へ報告する義務を課しています。加盟校が上部団体に報告する事項には「関係者の弁明内容」も含まれ、関係者が自ら弁明書の提出書を求める場合には、報告にあたって関係者の弁明書を添付しなければならないとされています(注意・厳重注意および処分申請等に関する規則6条1項)。

⁹⁷ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinrikitei161109.pdf>

⁹⁸ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinriguideline161109.pdf>

⁹⁹ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation025.pdf>

¹⁰⁰ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation003.pdf>

¹⁰¹ http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen_shobunkijyun.pdf

¹⁰² <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudosuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

¹⁰³ http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_kitei.pdf

¹⁰⁴ <http://www.jsad.or.jp/news/%E5%80%AB%E7%90%86%E5%8F%8A%E3%81%B3%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%A0%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf>

¹⁰⁵ http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_iinkai_kitei.pdf

¹⁰⁶ http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku_naiki.pdf

- i 処分基準が定められ、その内容に従って懲罰が実施されていること

本ガイドライン別紙6 モデル処分基準（試案）¹⁰⁷

【解説】

◆ 求められる理由

懲罰制度に基づいて不祥事の行為者を処分するということは、不祥事の行為者に対して不利益を課す点で極めて重大なものです。同じような不祥事を行ったにもかかわらず、人によって受ける処分が異なるとなれば、重い処分を受けた者にとっては到底受け入れがたいものといえるでしょう。純粋な意味での私的な関係に基づく合意であれば、当事者の自由な判断も許容される余地がありますが、スポーツ団体は、スポーツを行う者を統括し、時にスポーツを行う者に対し権利を付与し、義務を課すことがある点で、行政機関に類似した性質を有することからすると、当事者によって判断が異なることは許されません。

◆ ポイント

① 処分基準

具体的な不祥事の内容に応じて、どのような処分を行うべきか、事前に基準を制定することが重要となります。

この基準そのものを公表するかどうかは検討の余地がありますが、少なくともスポーツ団体内で、処分審査を行う前に、どのような処分が適切かどうか、整理しておく必要があります。また、過去に処分審査の実績がある場合には、不祥事と処分の概要をまとめておき、この基準とあわせて整理をし、将来の処分時に比較ができるよう、保存しておくべきです。

② JSAA による仲裁判断による取消し可能性～処分基準を定めなかった場合

日本スポーツ仲裁機構における過去の多くの仲裁判断では、「①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる」との判断基準が採用されています。

¹⁰⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

この点に関して、処分基準を定めていなかったとしても、直ちに②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合に当たるわけではありません。しかしながら、同じような不祥事を行ったにもかかわらず、人によって受ける処分が異なる場合には、重い処分を課した行為者との関係では、重い処分を課した合理性が欠けるとして、処分が取り消される可能性があります。

ところで、処分基準を定めなかった場合、処分の合理性があるかどうかを判断するために、他のスポーツ団体の処分状況や、過去の処分実績について調査をし、それから判断をしなければならないこととなります。処分審査のたびにこのような作業を行うことは、過度の負担となることが容易に想像のつくところです。そこで、事前に処分基準を定めることが極めて重要となります。

本ガイドライン別紙6モデル処分基準(試案)¹⁰⁸も参考にしながら、各スポーツ団体において適切な処分基準を策定することが切に望まれます。

¹⁰⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本スポーツ協会(旧日本体育協会)は、倫理規程¹⁰⁹、倫理に関するガイドライン¹¹⁰、倫理委員会規程¹¹¹のほか、加盟団体の処分に関する内規¹¹²、スポーツ少年団登録者処分基準¹¹³、公認スポーツ指導者処分基準¹¹⁴など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、倫理規程¹¹⁵、倫理及びコンプライアンスに関するガイドライン¹¹⁶、倫理委員会規程¹¹⁷、登録・加盟団体の処分に関する内規¹¹⁸など、違反行為の列挙、処分の種類・内容の明示、処分手続の規定等がなされています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、懲罰規程¹¹⁹において、懲罰基準及び懲罰基準の運用に関する細則を規定し、懲罰を科する際の処分基準を定めている。

¹⁰⁹ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinrikitei161109.pdf>

¹¹⁰ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/rinriguideline161109.pdf>

¹¹¹ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation025.pdf>

¹¹² <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/regulation003.pdf>

¹¹³ http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/club/data/pdf/shonen_shobunkijyun.pdf

¹¹⁴ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudosuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

¹¹⁵ http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_kitei.pdf

¹¹⁶ [http://www.jsad.or.jp/news/%E5%80%AB%E7%90%86%E5%8F%8A%E3%81%B3%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%A4%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf](http://www.jsad.or.jp/news/%E5%80%AB%E7%90%86%E5%8F%8A%E3%81%B3%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%97%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%A4%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3.pdf)

¹¹⁷ http://www.jsad.or.jp/about/pdf/rinri_jinkai_kitei.pdf

¹¹⁸ http://www.jsad.or.jp/about/pdf/touroku_naiki.pdf

¹¹⁹ <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br26.pdf>

- j 処分結果は、処分対象者に対し、①処分の内容、②処分対象となる禁止行為にかかる事実、③処分の理由及び証拠、④処分の手続の経過が記載された書面により告知されていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程¹²⁰19条2項

【解説】

◆ 求められる理由～適正手続

スポーツ団体は、スポーツを行う者を統括し、時にスポーツを行う者に対し権利を制限し、義務を課すことがある点で、行政機関に類似した性質を有する団体です。そのため、スポーツ団体の処分は、行政機関の処分と同様に、平等かつ適正でなければなりません。

適正手続を要請する憲法31条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法32条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度を運用する必要があります。

◆ ポイント

① 書面による告知

懲罰制度に基づいて不祥事の行為者を処分するということは、不祥事の行為者に対して不利益を課す点で極めて重大なもので、処分を受ける者にとっての不利益は甚大であることから、実際に行われた処分の内容、処分を行う理由となる不祥事、処分を行う理由や事実認定に当たっての証拠及び処分の手続きの経過を示す必要があります。

処分の告知に当たって、単に処分の内容を告知するのでは足りない理由は、処分を受ける者の利益を考慮してもなお、処分を行う必要があったことを明確にするためです。その際には、当該不祥事が処分に相当することとともに、手続きに問題がなかったことを示す必要があります。前者との関係で、処分対象となる禁止行為にかかる事実と、処分の理由及び証拠を明示する必要があり、後者との関係で、処分の手続の経過を明示する必要があります。

¹²⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

② JSAA による仲裁判断を想定した対応

日本スポーツ仲裁機構における過去の仲裁判断の多くでは、「①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができる」との判断基準が採用されています。

当該不祥事が処分に相当するかどうかは、①②との関係で、手続きに問題がなかったかどうかは、③との関係で重要な意味を持ちます。

行為者に対し、書面を交付することは一見すると大きな負担ですが、将来の紛争を未然に防ぐとともに、仮に仲裁となった場合であっても決定を取り消されないために、書面を作成し、交付するプロセスが重要です。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本サッカー協会では、懲罰規程 23 条 1 項¹²¹において、規律委員会及び裁定委員会は決定した懲罰を当事者に書面にて通知することを定めており、また、同書面で記載すべき事項についても同条 2 項で規定されております。
- 公益財団法人日本学生野球協会は、処分に関する規則 14 条¹²²に基づき、審査室による処分決定後、処分対象者に対し、処分申請者の団体名、処分対象者の表示、処分の内容および処分に付随する指導の内容、処分手続の経過、処分の理由、処分の年月日が記載された処分決定通知書を送付することとしています。

¹²¹ <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br26.pdf>

¹²² http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/punishment_rule.pdf

- k 処分の公表基準が定まっており、これに従った処分結果の公表がなされていること

本ガイドライン別紙7 モデル危機管理マニュアル¹²³

【解説】

◆ 求められる理由～公表の必要性と処分者への配慮

懲罰制度に基づいて不祥事の行為者を処分するということ自体、不祥事の行為者に対して不利益を課す点で極めて重大なものです。これに加えて処分内容の公表を行うことは、社会に行為者の不祥事があったことを周知する点で、行為者にとってさらなる重大な不利益を課すこととなります。

他方で、スポーツ団体の社会的責任の観点からすると、不祥事に対して責任ある対応を行ったことを示す必要があります。また、既に不祥事の事実が報道等により公表されているものに関しては、危機管理の観点からも、処分を公表するべきと考えられます。さらにいえば、資格停止以上の懲罰制度については、スポーツ活動に参加させないという資格停止の効果を実効的に機能させる観点からも、処分の公表が必要となることがあります。

◆ ポイント

① 公表基準の意義

処分の公表は処分そのものではなく、スポーツ団体として行った処分という事実を伝えるものですから、事実調査と処分審査のプロセスに誤りがなければ、原則として行為者の名誉を毀損することにはなりません。しかしながら、行政機関に類似するスポーツ団体の性質を考えれば、公平な取り扱いをしていないことが違法と解される可能性がないとはいえないところです。したがって、処分の公表は、同程度の処分を受けた者や同程度の不祥事を行った者との関係で、公平であるべきと考えられます。

しかしながら、公表基準を定めなかった場合、公表することが適切かを判断するために、他のスポーツ団体の公表状況や、過去の公表実績について調査をし、それから判断をしなければならないこととなります。処分審査のたびにこのような作業を行うことは、過度の負担となることが容易に想像のつくところです。

そこで、行為者に対する不利益を課すことが正当化できるよう、事前に、どのような事実について公表をするかどうか、基準を設け、これに従った対応を行うことが必要と考えます。

¹²³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_13.pdf

② 危機管理

また、危機管理の観点からは、不祥事にかかわらず、ありとあらゆる危機との関係で、何をいつ公表するか、明確化することが適當と考えられます。不祥事対応は管理すべき危機の一つですが、他の危機管理の場面と比較すると、行為者への配慮が必要という点で特徴的なものであると考えられます。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本学生野球協会では、加盟校から不祥事の報告を受けた全日本大学野球連盟ないし日本高等学校野球連盟は、審議委員会にて、不措置、注意・厳重注意及び日本学生野球協会への処分申請のいずれかを決定し、処分申請があった事案については審査室が処分を決定します。日本学生野球協会は、処分申請に基づき審査室が決定した処分につき、新聞記者等メディアに対し、学校名と処分内容を公表するという運用をしています¹²⁴。
- 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構では、日本アンチ・ドーピング規程に基づき日本アンチ・ドーピング規律パネル(規律パネル)決定をウェブ公開しています¹²⁵。ただし、掲載から一定期間が経過及び競技者が資格回復した事案並びに掲載から一定期間が経過及び資格停止期間中に競技者が競技引退した事案については、プライバシー保護の観点から、氏名及び決定文を削除しています。

¹²⁴ セクハラ事案の場合、学校名が伏せられる場合もある。

¹²⁵ <http://www.playtruejapan.org/disclosure/panel/>

- I 重大な禁止行為を行った者に対し、処分審査を経る前に、暫定的な資格停止の手続が設けられていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程¹²⁶9条、20条

【解説】

◆ 求められる理由

これまで見てきたとおり、事実調査の開始から処分審査の完了までの間には相当のプロセスを経なければなりません。事実調査の完了時点から見ても、処分審査の完了までには、審査を行う者の選定、聴聞(意見聴取)の機会の付与、聴聞の実施、決定、理由の通知といったプロセスがあり、処分の完了までにどうしても時間が掛かります。

ところで、暴力事案を中心に、すぐにでもスポーツの場から離れさせるべき行為者というのも、ときに存在します。スポーツ団体としては、直ちにこれらの者がスポーツに関与することを排除したいのに、上記のプロセスを経ていると、その間にさらなる被害者が生まれるというでは、懲罰制度として欠陥があるとも思われます。

そこで、事実調査の結果、処分基準に照らし合わせれば長期の資格停止以上の処分が見込まれる、特に重大な不祥事があると認定できる場合には、処分審査を経ることなく、暫定的に資格を停止することができる制度を設けることが考えられます。暫定的、というのは、最終的には処分審査を行い、聴聞(意見聴取)の機会の付与、聴聞の実施、決定、理由の通知といったプロセスを経る必要があることを意味します。

◆ ポイント ~暫定的資格停止／自粛(自主的な活動停止)と処分の起算点

暫定的資格停止処分を行う場合、この暫定処分を行った日が重要な意味を有します。最終的に処分審査を経て有期の資格停止処分が行われた場合、資格停止処分の期間の起算点は、この暫定処分を行った日とすべきであるからです。この制度自体はあくまでも、将来において資格停止処分が見込まれるが、ことが特に重大であるので、先行して資格停止の効果を繰り上げるというものであるということに注意しなければなりません。

これと関連して、同様に資格停止処分の期間の起算点を考慮すべき場合として、自粛(自主的な活動停止)の場合があげられます。行為者が、資格停止処分を受けた場合と同等の態様で、スポーツ活動を自主的に停止したことが認められる場合には、暫定的資格停止処分と同様に、行為者の活動停止日を資格停止処分の期間の起算点とすべきです。

¹²⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

【具体的な実践例】

- 日本アンチ・ドーピング規程(いわゆる JADA 規程)¹²⁷7.9 項では、暫定的資格停止に関する規定が定められており、強制的な暫定的資格停止、任意の暫定的資格停止に関する定めがあります。

¹²⁷ http://www.playtruejapan.org/wp/wp-content/uploads/2016/11/japan_code_2015_jpn_20150401v3.pdf

② 紛争解決制度の構築(2 項目)

- a スポーツ団体における全ての懲罰や紛争について、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう自動応諾条項などを定めていること、又はスポーツ団体内において不服申立てが可能な制度が設けられていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程¹²⁸22 条 1 項

【解説】

◆ 求められる理由 ～適正手続

懲罰制度は、スポーツ団体が行為者に対し権利を制約する点で、行政機関による不利益処分と類似した性質を有します。そのため、スポーツ団体の処分は、行政機関の処分と同様に、平等かつ適正でなければなりません。

適正手続を要請する憲法 31 条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法 32 条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立て手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立て手続や審査申立て手続等の不服申立て手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度、不服申立て制度を運用する必要があります。

◆ ポイント

① 紛争解決制度の必要性

適正手続であることは、いかにスポーツ団体が心掛けても、時に問題が生じる場面があります。

そこで、懲罰制度に基づく不祥事処分の判断は、一回的なものにせず、日本スポーツ仲裁機構のように中立的な団体に対する不服申立てを可能とするか、少なくともスポーツ団体内において、事後的に不服申立てを行える機関を設けることが必要です。

② 全ての懲罰や紛争

日本スポーツ仲裁機構の仲裁規則 2 条 1 項は、「この規則は、スポーツ競技又はその運

¹²⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

當に関して競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定(競技中になされる審判の判定は除く。)について、その決定に不服がある競技者等(その決定の間接的な影響を受けるだけの者は除く。)が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立てに適用される。ただし、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則によるべき仲裁申立ては除く。」と定めており、スポーツ中になされる審判の判定以外の全ての決定が仲裁の対象とされています。

もっとも、スポーツ中になされる審判の判定とはいえないにせよ、段位の認定など、専らスポーツの成果に対する判断であり、不服申立てになじまない事項も、各スポーツ団体においてあると考えられます。第三者による検証可能性を確保するという点で、可能な限り広い範囲で仲裁に応じるべきと思われますが、スポーツの属性等からどうしても仲裁になじまない事項を除外することは、やむを得ないものと考えられます。

③ 自動応諾条項の意義と課題

スポーツ基本法 15 条は、「国は、…スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援…その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講じるものとする。」と規定しているところ、スポーツ紛争の適正な解決のためには、スポーツ団体の外部に仲裁手続や調停機関が設けられ、最終的には仲裁や調停等の司法的な手続を利用して解決が図られるべきであると理解されています。

スポーツ団体内の懲罰機関や不服申立て機関で最終判断が示された場合においても、その性質上、直ちに絶対的な終局性を与えられるものではありません。スポーツ団体の懲罰処分の性質にかんがみれば、最終的には、裁判所又は準司法的機関における審理可能性が残されていることを自覚しなければなりません。

一方で、当該スポーツ紛争が、裁判所における司法判断による解決が理論的には可能である場合であっても、一般的には審理期間や審理手続の硬直性からスポーツ事案の解決には必ずしも適していないことが多いでしょう。このようなスポーツ団体の決定等の特殊性にかんがみれば、中立性及び公正性が確保された外部的司法機関における仲裁制度の利用可能性が確保されていることが必要です。

この点、日本においては、日本スポーツ仲裁機構がスポーツ仲裁制度を設けています。日本オリンピック委員会加盟団体規程 7 条(5)においては、「公益財団法人日本スポーツ仲裁機構…の定める規則に基づく仲裁申立に対して、これに応じる旨の決定をし、これを公表すること。」に対して取り組まなければならないと明記されています。

したがって、スポーツ団体の懲罰制度、不服申立ての適正さを担保するため、当該仲裁制度を利用して解決される道が用意されていなければなりません。

また、今回の調査研究で明らかになった、採択された仲裁自動応諾条項に含まれる現状の課題としては、仲裁申立を制限する仲裁自動応諾条項として、以下の点が挙げられますが、自動応諾条項の導入にあたっては、前述のスポーツ基本法の要請や自動応諾条項意義を踏まえて対応する必要があります。

- 申立人の範囲の限定
- 申立事項の限定
- 申立期限の限定
- 仲裁合意とは解釈されないおそれのある文言使用
- 条項の非公開
- 不適切な団体内部不服申立前置
- 不明瞭な条項
- 理事会決議のみの仲裁自動応諾

【具体的な実践例】

- 仲裁自動応諾条項を採択している日本オリンピック委員会（JOC）、日本スポーツ協会（旧日本体育協会）加盟・準加盟団体の自動応諾条項の採択率は現在 72%です。
- 77ある日本障がい者スポーツ協会の加盟・準加盟団体のうち仲裁自動応諾条項を採択している団体は14に過ぎず、採択率は18.2%にとどまっています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、諸規程に対する違反行為に関して決定された懲罰不服申立を再審議するため、不服申立委員会を定めています¹²⁹。
- 公益財団法人日本学生野球協会は、不服申立に関する規則¹³⁰を定め、日本学生野球協会の決定に対する不服申立について審査する手続を設けています。また、全日本大学野球連盟が行った決定¹³¹、日本高等学校野球連盟が行った決定¹³²についても、不服申立について審査する手続を設けています。

¹²⁹ <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/br04.pdf>

¹³⁰ http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/complaint_rule_jsba.pdf

¹³¹ http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/complaint_rule_jubf.pdf

¹³² http://www.student-baseball.or.jp/charter_rule/rule/doc/complaint_rule_jhbf.pdf

b 不服申立てが可能であることが、処分対象者に通知されていること

本ガイドライン別紙3 処分手続規程¹³³19条2項

【解説】

◆ 求められる理由 ～適正手続

不服申立てが可能である制度が設けられているとしても、行為者がそのことを知らなければ、不服申立ての余地がありません。

スポーツ団体としては、懲罰制度に基づき適切に処分を行っているのだからこそ、行為者が不服申立てを行う機会を与えるべきです。

適正手続を要請する憲法31条や公平な裁判を受ける権利を与える憲法32条の趣旨を可及的に充足すべく、行政手続における不利益処分について定めた行政手続法や、不服申立手続を定めて権利保障を図った行政不服審査法の規定による異議申立手続や審査申立手続等の不服申立手続、さらには行政事件訴訟法等を参考としつつ、懲罰制度、不服申立て制度を運用する必要があります。

◆ ポイント ～不服申立てを行う機会の告知

刑事訴訟規則は「有罪の判決の宣告をする場合には、被告人に対し、上訴期間及び上訴申立書を差し出すべき裁判所を告知しなければならない。」(刑事訴訟規則220条)と定めています。懲罰制度に基づく不祥事処分は刑事裁判と異なる点も多いですが、行為者が不服を申し立てることと、有罪判決を受けた被告人が不服を申し立てることでは、情報の偏在など共通点も多いため、これらの規則を参考にすることも有益であると考えられます。

¹³³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_09.pdf

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本サッカー協会では、不服申立委員会を設置し、規律委員会及び裁定委員会が決定した懲罰に対し不服申立てをすることができますが、書面によって懲罰内容の通知を受ける際において、「不服申立手続の可否及びその手続きの期限」を記載することが義務付けられており(懲罰規程 23 条 2 項 6 号)、処分対象者に不服申立てが可能であることが通知されています。

③ 内部通報制度、相談制度の構築(4項目)

- a コンプライアンス強化に関する内部通報制度、相談窓口制度が設けられていること

本ガイドライン別紙5 通報相談窓口規程¹³⁴

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツ団体は、①記載の懲罰制度を構築することで、認知した不祥事に関して、事実調査、処分審査を行い、不祥事処分を行うことができます。

しかしながら、不祥事を認知しなければ、①の懲罰制度は画餅に帰します。特に、①「c 内部通報制度、相談窓口制度への通報のほか、事実調査の開始の要件が明確に定まっていること」に記載のとおり、トップアスリートの不祥事が報道されるような場面を待っているようでは、スポーツ団体として積極的に不祥事を減らす努力をしているとは解せません。

グラスルーツでの不祥事を検知するためには、広く不祥事に関する内部通報制度、相談窓口制度を設け、スポーツ団体が不祥事に関する情報を広く受け付ける体制を設ける必要があります。

◆ ポイント

① 内部通報制度、相談窓口制度

日本公認不正検査士協会『横領等の社内不正発生状況に関する調査結果報告書』(2011)によれば、日本における横領等の社内不正に関する調査で、外部・内部からの通報が不正発見の端緒の中で多くの割合を占めることが明らかになっているとおり、コンプライアンス強化にあたって、内部通報制度、相談窓口制度の設置が重要です。

② 相談者を限定しないこと

会社等、一般的な組織における内部通報制度は、内部者、つまり組織に属する者からの

¹³⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_11.pdf

通報の身を受け付け、組織外の者からの通報や相談を受けないということも少なからずあります。これは、情報の所在の問題(会社等の組織であれば、不祥事を起こすのも会社の従業員が大半であり、社外の人間が情報を持っていることは少ない。)や、公益通報者保護法(対象者は労働者とされている。)との関係で、一定の合理性があると考えられます。

しかしながら、スポーツ団体における内部通報制度、相談窓口制度に関しては、以下の理由から、相談者を限定すべきでないと考えられます。

まず、登録者や加盟団体と、スポーツ団体との間には雇用契約などの強固な関係性がないため、そもそも登録者からスポーツ団体に情報が提供されにくい実情があります。

次に、チームや学校など、一定の組織の内部で不祥事が隠蔽される可能性が高く、直接利害関係を有しない者でなければ通報や相談も困難な心理的状況に追い込まれていることが多いです。

さらに、スポーツ活動はオープンな環境で行われるものが多く、登録者でない者が知り得る情報も少なからずあるという特質もあります。

以上の理由から、スポーツ団体における内部通報制度、相談窓口制度に関しては、相談者を限定すべきではなく、広く情報提供を受け付ける内容とすべきです。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）は、「スポーツにおける暴力の根絶」に向けた通報相談処理規程を制定し、通報相談窓口を開設しています¹³⁵。
- 公益財団法人日本スポーツ協会（旧日本体育協会）は、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を契機として、暴力だけでなく、ハラスメントや差別、薬物等違法行為、不適切経理など倫理規程¹³⁶4条及び加盟団体規程¹³⁷12条などに定められた不適切行為を対象として、2014年11月から、相談窓口を設置しています。そして、相談の対象となる行為がスポーツ少年団登録者以外の者（例えば、公認スポーツ指導者）の行為の場合¹³⁸、日本体育協会が相談概要を、専門家集団である一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター¹³⁹に通知し、同センター相談員が詳細なヒアリングを行って事案を整理して日本体育協会に報告した上で、共同で対応方針を検討しています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、暴力行為・不正行為等に関する相談窓口の設定に関する規程¹⁴⁰を制定したが、その以前から、窓口自体はすでに運用を開始しています。
- 公益財団法人日本サッカー協会は、暴力等根絶相談窓口¹⁴¹を設置しています。関連の都道府県協会等と連携しながら、現状調査、当事者に対する指導を行い、場合によっては、懲罰処分を含めた対応を行っています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、全柔連コンプライアンスホットラインと呼ばれる、通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正に努めています¹⁴²¹⁴³。

¹³⁵ <https://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2491>

¹³⁶ <http://www.japan-sports.or.jp/portals/0/data0/about/pdf/regulation061.pdf>

¹³⁷ <http://www.japan-sports.or.jp/portals/0/data0/about/pdf/regulation001.pdf>

¹³⁸ ただし、スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程4条の者による同規程3条が定める対象範囲の行為に限られる。同範囲外の相談については、教育委員会や学校連合、高体連、日本スポーツ法支援センター「スポーツ相談室」などを紹介する運用となっている。

¹³⁹ <http://jsl-src.org/>

¹⁴⁰ http://www.jsad.or.jp/about/pdf/soudan_kitei.pdf

¹⁴¹ http://www.jfa.jp/violence_ereadication/

¹⁴² 内部通報制度に関する規程 1条 <http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2013/09/20130801naibutsuho.pdf>

¹⁴³ <http://www.judo.or.jp/p/21582>

b 内部通報窓口、相談窓口制度が関係者に周知されていること

本ガイドライン別紙5 通報相談窓口規程¹⁴⁴

【解説】

◆ 求められる理由

内部通報窓口、相談窓口制度が設けられているとしても、関係者がそのことを知らなければ、これらの窓口を利用する余地がありません。

スポーツ団体としては、内部通報窓口、相談窓口制度を積極的に広報し、情報が提供されるよう運用していく必要があります。

◆ ポイント～周知の方法

内部通報窓口、相談窓口制度を登録者以外にも利用可能とする以上、周知の方法も登録者に限定されたものでは足りず、広く一般人が知り得るようすべきと考えられます。少なくともホームページ上に内部通報窓口、相談窓口制度を設けていることを明確に示す必要があるでしょう。

また、この関係で、内部通報窓口、相談窓口制度を利用しやすくする観点から、メールやフォームによる通報、相談を可能とする運用を検討する必要もあると考えられます。

¹⁴⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_11.pdf

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の通報相談窓口は、ウェブサイトで公開されています¹⁴⁵。
- 公益財団法人日本スポーツ協会（旧日本体育協会）は、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」につき、事業概要についてのパンフレット「SPORTS FOR ALL 2017」など紙媒体のほか、ウェブサイトで公開されています¹⁴⁶。
- 公益財団法人日本サッカー協会では、暴力相談窓口の設置をホームページ上に公開¹⁴⁷し、また、暴力根絶相談窓口にあった通報の中から事例をホームページ上で公開し¹⁴⁸、事案の共有や啓蒙を図っています。

¹⁴⁵ <https://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2491>

¹⁴⁶ <http://www.japan-sports.or.jp/about/tabid/983/Default.aspx>

¹⁴⁷ http://www.jfa.jp/violence_ereadication/

¹⁴⁸ サッカーの活動における暴力根絶に向けて https://www.jfa.jp/violence_ereadication/pdf/140430.pdf

- c 内部通報窓口、相談窓口制度の担当者に、相談内容に関して守秘義務が課されていること

本ガイドライン別紙5 通報相談窓口規程¹⁴⁹5条

【解説】

◆ 求められる理由

一般的に、内部通報窓口、相談窓口制度を利用する者が最も懸念することは、自らが内部通報窓口、相談窓口制度を利用したことが関係者に漏れて、自らの立場を失うことです。

スポーツ団体としては、安心して相談者が内部通報窓口、相談窓口制度を利用できるよう、内部通報窓口、相談窓口制度の担当者に、相談内容に関して守秘義務を課す必要があります。場合によっては、弁護士等、職務上守秘義務を負うものに業務を委託することも有効です。

◆ ポイント ~守秘義務の限界／守秘義務と調査開始の相克

内部通報窓口、相談窓口制度の利用を促進するため、守秘義務を課すことは有効ですが、他方で、事実調査に移行すれば、いずれ相談者が誰であったか判明する(か、少なくとも相談者がある程度予想できる)ケースも多いと考えられます。

内部通報窓口、相談窓口制度の運用に当たっては、プロセスを進めていけば、相談者と行為者との関係が悪化する、相談者が一時的であっても不利益な立場に陥る可能性があることを伝えざるを得ないと考えられます。それでもなお事実調査に移行すべきかどうかについては、ある程度通報者の意思を尊重しなければならないと考えられます。

ただし、「ある程度」通報者の意思を尊重しなければならない、とした点は、重大な不祥事があった場合に、スポーツ団体として本当に対処しなくてよいのか、疑問が残る場面があるためです。すなわち、スポーツ団体の理事や監事、職員等の不祥事に関しては、守秘義務の問題は残るにしても、スポーツ団体の組織法上の問題点から、これを放置することが許容されない場合があります。また、処分基準に照らし合わせれば長期の資格停止以上の処分が見込まれる、特に重大な不祥事があると認定できる場合、さらなる被害者を出さないために、スポーツ団体として何らかの関与が望ましい場面もあると考えられます。2つの対立する価値観(守秘義務と組織法上の問題／守秘義務とさらなる被害の抑止の問題)のどちらを優先すべ

¹⁴⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_11.pdf

きか悩ましい問題ですが、少なくともこのような問題点があることを理解したうえで、内部通報窓口、相談窓口制度を運用し、相談者から情報の開示について、可能な限り承諾を得る必要があると考えられます。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）通報相談処理規程は、守秘義務を定めています¹⁵⁰。
- 公益財団法人日本スポーツ協会（旧日本体育協会）のスポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程は、守秘義務を定めています¹⁵¹。なお、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の運営にあたって、ヒアリングや事案整理等を一般社団法人スポーツ法支援・研究センターに委託しており、同センターの相談担当となるのは、法律上守秘義務を負った弁護士となります。

¹⁵⁰ https://www.joc.or.jp/news/download.php?id=2491&fn=JOC_通報相談処理規程.pdf

¹⁵¹ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/somu/doc/madoguchikitei.pdf>

- d 内部通報窓口、相談窓口に対する相談者に、相談を行ったことにより不利益な取扱いを行うことが禁止されていること

本ガイドライン別紙5 通報相談窓口規程¹⁵²6条

【解説】

◆ 求められる理由

一般的に、内部通報窓口、相談窓口制度を利用する者が最も懸念することは、自らが内部通報窓口、相談窓口制度を利用したことが関係者に漏れて、自らの立場を失うことです。

スポーツ団体としては、安心して相談者が内部通報窓口、相談窓口制度を利用できるよう、守秘義務だけではなく、スポーツ団体として、相談者に対し、不利益な取扱いを行わず、加盟団体をして不利益な取扱いを行わせないことを明示する必要があります。

◆ ポイント ~不利益な取扱いとは

公益通報者保護法では、不利益な取扱いとは、解雇、降格、減給その他があげられています(公益通報者保護法3条、4条)。スポーツ団体との関係では、労働関係でない場合も多いですが、この場合の不利益な取扱いとは、懲罰制度に基づく不祥事処分や、その他のスポーツ活動上の不利益も指すと考えるべきでしょう。

¹⁵² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_11.pdf

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）通報相談処理規程では、不利益取扱いが禁止されています¹⁵³。
- 公益財団法人日本スポーツ協会（旧日本体育協会）のスポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程では、不利益取扱いが禁止されています¹⁵⁴。
- 公益財団法人日本サッカー協会では、内部通報者保護規則¹⁵⁵を定めており同規則 10 条で通報者に対する不利益処分をすることを禁止しています。

¹⁵³ https://www.joc.or.jp/news/download.php?id=2491&fn=JOC_通報相談処理規程.pdf

¹⁵⁴ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/somu/doc/madoguchikitei.pdf>

¹⁵⁵ <http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/whistle-blower.pdf>

(3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築(2項目)

- a スポーツ団体において必要な危機管理体制が構築され、危機管理マニュアルを策定し、具体的に実施され、隨時見直しが図られていること

本ガイドライン別紙7 モデル危機管理マニュアル¹⁵⁶

【解説】

◆ 求められる理由

コンプライアンス強化に向けた組織基盤とは、「(1)コンプライアンス推進組織」と「(2)司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)」を構築するだけでは足りません。すなわち、不祥事が発生しないようコンプライアンス推進組織を構築し、発生した不祥事について適切に処分するために司法機関を設けたとしても、発生した不祥事に関して、社会一般への対応を誤ると、スポーツ団体への信頼は容易に失われてしまいます。

不祥事の発生は、スポーツ団体にとって一種の危機です。コンプライアンス推進組織によつてリスク管理を行ってもなお不祥事という危機は発生しうるものですから、この場合、いつ、誰が何をするか、事前に明確にしておき、対応が後手に回らないよう、常に準備しておく必要があります。

危機管理は、指揮系統を示す危機管理体制と、予想される具体的な不祥事が起こった場合の危機管理マニュアルの2つを準備する必要があると考えられます。

◆ ポイント

① 危機管理、リスク管理とコンプライアンス

ガバナンスとコンプライアンスの峻別が困難であることと同様に、危機管理、リスク管理とコンプライアンスの区別もまた困難です。

危機管理とは、発生が不可避である危機に対してどのように対応し、被害を低減すべく管理することであり、リスク管理とは、危機の発生可能性そのものを減少させ、被害を低減すべく管理することです。

この点、コンプライアンス推進組織はリスク管理の組織を兼ねており、司法機関は危機管理の組織を兼ねています。

重要なことは、両者の位置づけを峻別することではなく、網羅的に対応方法を整理し、スポーツ団体として社会的責任を果たすことです。

¹⁵⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_13.pdf

② 危機管理マニュアル

危機管理マニュアルは、スポーツ団体の活動の支障となり得る想定される各種の危機を網羅的に列挙し、それぞれの対応策をまとめるべきです。不祥事に限らず、不全な公益活動や情報の提供、八百長の発生等による信用低下等の信用リスク、役職員の不正、役員間の内紛、代表者の承継問題等の人的リスク、自然災害、事故、インフルエンザ等の感染症の発生の事故災害リスク、個人情報漏洩による信用失墜、サイバーアタック等の情報漏洩リスク等、発生しうる危機はできる限り列挙することが望ましいです。

こと発生しうる不祥事という視点からは、平成29年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」¹⁵⁷なども参考にしながら、各スポーツ団体で発生しうるものかどうか取捨選択のうえ、危機管理マニュアルへの掲載を検討するのがよいと考えられます。

¹⁵⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）は、オリンピック日本代表選手団向けの危機管理マニュアルを作成しています¹⁵⁸。大会期間中の JOC の危機管理体制や緊急時の連絡体制の他、個々で対応可能な生活面の安全対策などが記載されています。
- 公益財団法人日本水泳連盟は、海外に遠征する日本代表選手団向けの危機管理マニュアル¹⁵⁹を作成し、選手の身の安全の確保を図るとともに、関係者に対してコンプライアンスへの自覚を促しています。
- 公益財団法人日本セーリング連盟では、安全危機管理ワーキンググループが、「危機管理の立場から見たヨットレース主催とは」と題された提言書を公表しています¹⁶⁰。提言書には、「安全対策・緊急対応フローチャート（オフショア・インショア）」¹⁶¹などが掲載されています。
- 公益社団法人日本ボート協会は、ローイング安全マニュアルを作成し、安全なローイングの啓発につとめています¹⁶²。

¹⁵⁸ <https://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=1563>

¹⁵⁹ https://www.swim.or.jp/files/crisis_management.pdf

¹⁶⁰ http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen_wg

¹⁶¹ http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen_wg?pid=7167

¹⁶² <https://www.jara.or.jp/safety/current/>

- b スポーツ団体の危機管理マニュアルや「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」を役員及び担当職員が理解していること

本ガイドライン別紙7 モデル危機管理マニュアル¹⁶³

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツ団体の危機管理マニュアルが定められていたとしても、スポーツ団体の役職員が理解していないければ、危機管理体制が構築されたとはいえません。適切な危機管理を実行するためにも、スポーツ団体の危機管理マニュアルや「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」¹⁶⁴の内容をスポーツ団体の役職員が理解することが重要です。

◆ ポイント

① 危機管理マニュアル

危機管理マニュアルは、スポーツ団体の活動の支障となり得る想定される各種の危機を網羅的に列挙し、それぞれの対応策をまとめるべきです。「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」¹⁶⁵も参考にしながら、各スポーツ団体で発生しうるものかどうか取捨選択のうえ、危機管理マニュアルへの掲載を検討するのがよいと考えられます。

② スポーツ団体の役職員に対する研修

スポーツ団体の危機管理マニュアルや「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集」¹⁶⁶の内容をスポーツ団体の役職員が理解するためには、定期的に、スポーツ団体の役職員に対する研修を実施する必要があります。

後述する本ガイドラインのスポーツ団体の役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施では、個別のテーマごとの研修になっていますが、危機管理全般を対象とした研修も実施すべきでしょう。

¹⁶³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_13.pdf

¹⁶⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

¹⁶⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

¹⁶⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

【具体的な実践例】

- 川崎市スポーツ協会の「危機管理マニュアル要綱」(平成 24 年 4 月)¹⁶⁷が、(1)犯罪・事故発生時、(2)登山中の事故等、(3)競技中の事故等、(4)移動中の事故等などの危機事象に特化したマニュアルとなっており、内容も中止基準などに特化しています。特に、スポーツ中止基準などは、大会主催者としてのスポーツ団体にとって参考になります。
- 公益財団法人日本サッカー協会(JFA) のリスク管理規則 18 条で以下のとおり定めています¹⁶⁸。

緊急事態が発生した場合、その被害及び損失を最小限に留めるため、緊急事態の事案を担当する部署は、対策室設置までの間、初動対応する。

2 初動対応の基本的な考え方は、次のとおりとする。

 - (1)人命救助、受益者、関係者の安全確保を最優先とする。
 - (2)被害の拡大、二次災害、事故等の再発を防止する。感染症発生の場合は、感染の拡大及び再感染防止を図る。
 - (3)警察等、関係する官公庁に連絡する。

167

<http://kawaspokyo.jp/kitei/7%E5%85%AC%E7%9B%8A%E8%B2%A1%E5%9B%A3%E6%B3%95%E4%BA%BA%E5%B7%9D%E5%B4%8E%E5%B8%82%EF%BD%BD%EF%BE%8E%EF%BE%9F%EF%BD%BD%EF%BE%82%E5%8D%94%E4%BC%9A%E5%8D%B1%E6%A9%9F%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E8%A6%81%E7%B6%B1.pdf>

168 http://www.jfa.jp/about_jfa/report/PDF/k20170914_1_1.pdf
http://www.jfa.jp/about_jfa/report/PDF/k20170914_1_2.pdf

3. コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン

スポーツ界のコンプライアンス強化のための中心的な手法としては、①コンプライアンス強化に向けた組織基盤の整備、②役職員、選手や指導者等に対するコンプライアンス教育となります。

ここでは、②役職員、選手や指導者等に対するコンプライアンス教育について解説することにします。②がなければ形式的な組織ができるだけで、結果コンプライアンス強化が達成されません。むしろ、スポーツ団体の役員を中心としたコンプライアンス教育によりコンプライアンス意識が上がってこそ、組織における能動的なコンプライアンス強化が実現できます。

スポーツ界におけるコンプライアンス教育では、①スポーツ団体の役職員向け、②選手、指導者向けの二つの場面が考えられます。実際のスポーツ界の活動においても、この「組織マネジメント」の場面と「フィールドマネジメント」の場面は大きく区別されているため、このような場面に沿ったコンプライアンス強化が実態に合うでしょう。

【コンプライアンス強化の目的】

平成 29 年度スポーツ庁委託事業「スポーツ界のコンプライアンス強化事業におけるコンプライアンスに関する現況評価」事業においては、コンプライアンス強化の目的として、以下の 3 点を目的にしています。コンプライアンス強化はあくまで手段でしかなく、スポーツ団体として何を目指すのか、役職員、選手や指導者等が何を目的にコンプライアンス強化を行うのかは、まず初めに明確にすべき事項でしょう。具体的な研修に入る前に、スポーツ団体の役員はコンプライアンス強化の目的を明確にして、研修を実施する必要があります。

- ① スポーツの現代的価値～インテグリティの実現
- ② スポーツ団体の自律
- ③ スポーツの普及、振興、競技力の向上

【コンプライアンス強化研修の実践方法】

研修にあたっては、単なる座学の研修で進めるだけでなく、グループワーク、各グループからの発表などを通じて、より具体的なソリューションを導く実践的な内容にすべきでしょう¹⁶⁹。

特にコンプライアンス教育にあたっては、様々な不祥事、トラブルに対する危機意識、バランス感が求められますが、これは自らそのような不祥事、トラブルを想定しなければ身につくものではありません。そのためには、自ら不祥事、トラブルの現場を考える必要があり、座学の研修はむしろこれに適さないこともあります。単に講師を呼んで話を聞くだけではなく、積極的にグループワークや発表の機会を設けるようにしましょう。

なお、研修にあたっては、単なる座学の研修で進めるだけでなく、グループワーク、各グループからの発表などを通じて、より具体的なソリューションを導く実践的な内容にすべきでしょう。

本章では、役職員、選手や指導者等に対するコンプライアンス教育を行うにあたっての、求められる理由、ポイント、具体的な実践例をまとめます。

¹⁶⁹ 一般社団法人全日本テコンドー協会のコンプライアンス研修は、講義形式だけでなく、ワークショップ形式を取り入れている点が特徴的です。研修では、基本的なガバナンスの知識や規程内容を説明した後、暴力、役員による不祥事、代表選考におけるトラブル、ドーピングなど実際の事案をベースとした不祥事案を題材にして、「問題が起こったらどう対応するか」「なぜこうした問題が生じるか」「こうした問題を発生しないようにするために何をすべきか」などについて参加者で議論・検討しています。

(1) スポーツ団体の役職員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施
(5項目)

- a スポーツ団体の組織運営に関する最低限の法的知識に関する教育

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツ団体の役職員向けの研修として、最も基本的な内容は組織運営に関する最低限の法的知識に関する教育です。

現代のスポーツ団体は、既に一般法人や法益法人になっていることも多々あり、また任意団体だからといってその機関設計、情報公開のためには前提となる法人法の理解が必須です。また、スポーツ団体は個人情報を扱うことから、最低限の法律知識として、個人情報保護法の理解も必要でしょう。その他当たり前ですが、犯罪に関与しないことは当然であり、このような理解の推進も必要になります。

スポーツ団体も社会における活動主体であり、適用対象となる法令を遵守することが大前提になります。スポーツ界のみがその例外になることはありません。

◆ ポイント ~スポーツ団体が組織運営において守るべき法令

① 各種法人法(一般法人法、特定非営利活動促進法、会社法等)、公益認定法

スポーツ団体を運営する役職員にとって、まず最も理解すべき法令は、法人法、特に一般法人法や公益認定法になります。法人法の理解は、単にスポーツ団体運営にとって遵守しなければならない法令の内容を知るだけでなく、スポーツ団体における機関の役割、意思決定の方法、情報公開など法人法の基本原則の理解が進むことにより、スポーツ団体の意思決定や実施における法的正当性(Legitimacy)を確保できることになります。

② 個人情報保護法

続いて、スポーツ団体は、登録する会員の個人情報を収集する団体として個人情報保護法の適用を受けます。2017年の改正に伴い、個人情報取扱事業者の限定要件がなくなったため、ほぼすべてのスポーツ団体がその適用対象となった、といっても過言ではないでしょう。

さらに、スポーツ団体に関連する個人情報としては、氏名、住所などの基本情報のみならず、競技会の記録や成績なども含まれます。また、近年は様々な健康情報、生体データの可視化も可能になっていますので、これらのデータは、単なる個人情報ではなく、要配慮個人情報として特別の対応をする必要があります。

③ 刑罰法規

スポーツ団体の役職員も、様々な刑事犯罪を起こす、あるいは巻き込まれる可能性があります。これまでの事例を見ても、スポーツ団体内では窃盗や詐欺、横領、背任などの財産犯があり、スポーツ団体の役職員個人の犯罪としても、暴行、傷害、器物損壊、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、賭博、性犯罪、自動車事故、酒気帯び運転やひき逃げ、薬物犯罪、暴力団排除条例違反など、犯罪は多岐にわたります。

しかしながら、このような犯罪を起こさないことは当たり前すぎて、研修等で取り上げられることが実は少ない、という実情があります。人の道徳に頼るのも限界があり、刑罰法規に関しても、スポーツ団体の役職員向けの研修を実施する必要があります。

【具体的な実践例】

① 各種法人法(一般法人法、特定非営利活動促進法、会社法等)、公益認定法

一般法人法、公益認定法に関する情報提供は、その管理監督を行う内閣府の公益認定等委員会¹⁷⁰にて多くの情報提供がなされています。

「公益法人制度のポイント」¹⁷¹のほか、「公益法人の各機関の役割と責任」¹⁷²などの資料も公開されているため、法人法の基本原理を理解するのに、こちらを活用ができます。

「公益法人の各機関の役割と責任」については、理事・理事会、監事、会計監査人、評議員・評議員会、社員・社員総会それぞれについて、その役割と責任を法令とともに、不祥事事例も紹介しながら解説されています。2016年6月以降からは、<携帯版>や<A4版>も掲載されており、スポーツ団体の役員に配布されることが想定されています。

② 個人情報保護法

個人情報保護法については、2016年1月1日に設立された個人情報保護委員会¹⁷³にて多くの情報提供がなされています。

法令・ガイドライン等の紹介¹⁷⁴だけでなく、特に、「中小企業サポートページ(個人情報保護法)」¹⁷⁵では、「個人情報保護法の基本(平成29年3月)」¹⁷⁶、「改正個人情報保護法の基本(平成29年6月)」¹⁷⁷、「中小企業向けQ&A(抜粋版)(平成29年5月)」¹⁷⁸、「中小企業向け「これだけは!」10のチェックリスト付 はじめての個人情報保護法～シンプルレッスン～(平成29年6月)」¹⁷⁹など、多くのスポーツ団体も含まれるであろう中小企業向けの情報提供がなされています。

③ 刑罰法規

刑罰法規一般を対象とした研修を行っている事例は少ないですが、賭博、自動車運転、薬

¹⁷⁰ <https://www.koeki-info.go.jp/>

¹⁷¹ <https://www.koeki-info.go.jp/application/pdf/zentai.pdf>

¹⁷² https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20140715_kakukikan.pdf

¹⁷³ <https://www.ppc.go.jp/>

¹⁷⁴ <https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>

¹⁷⁵ https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/

¹⁷⁶ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/28_setsumeikai_siryou.pdf

¹⁷⁷ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1706_kihon.pdf

¹⁷⁸ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1705_faq_smallbusiness.pdf

¹⁷⁹ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1711_simple_lesson.pdf

物犯罪、暴力団排除など個別のテーマを対象にした研修は数多く実施されています。

- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集¹⁸⁰においては、類型10)その他法令違反として個人情報保護法違反¹⁸¹を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

¹⁸⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

¹⁸¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_19.pdf

□ b NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインに関する教育

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツ団体の役職員向けの研修として、最低限の法的知識をクリアした中で、コンプライアンス強化を進めるためには、さらにスポーツ団体の組織基盤を強化する必要があります。スポーツ団体の組織自体がせい弱なままだと、役職員に対するコントロールが利かず、コンプライアンス強化が進みません。

◆ ポイント

スポーツ団体の組織基盤を強化する場合、日本のスポーツ界では、中央競技団体向けに作成された「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」が参考になります¹⁸²。既に「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」は、日本のスポーツ界において、スポーツ団体の組織基盤の強化を図るガイドラインとして定着しています。

「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」においては、組織運営において留意すべきポイントがまとめられており、それぞれの場面において組織基盤を強化できる内容になっています。

- 1 NF 運営全般に関するフェアプレーガイドライン¹⁸³
- 2 NF の会議体運営に関するフェアプレーガイドライン¹⁸⁴
- 3 NF の具体的業務運営に関するフェアプレーガイドライン¹⁸⁵
- 4 NF の会計処理に関するフェアプレーガイドライン¹⁸⁶
- 5 NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン¹⁸⁷
- 6 NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン¹⁸⁸
- 7 NF の Integrity(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン¹⁸⁹
- 8 NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン¹⁹⁰

¹⁸² <http://www.jsaa.jp/ws/governanceindex.html>

¹⁸³ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_04.pdf

¹⁸⁴ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_05.pdf

¹⁸⁵ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_06.pdf

¹⁸⁶ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_07.pdf

¹⁸⁷ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_08.pdf

¹⁸⁸ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_09.pdf

¹⁸⁹ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf

¹⁹⁰ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_11.pdf

【具体的な実践例】

- 公益社団法人日本フェンシング協会では、役職員向けの研修として、NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインが解説されています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、理事、監事、正会員、事務局員など協会関係者に対して、年1回、コンプライアンス研修を実施しています。コンプライアンス研修では、ワークショップ形式を取り入れ、ガバナンス及びコンプライアンスの問題に対し主体的に取り組むことを促す内容となっています。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集¹⁹¹においては、全てのトラブル類型について、NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分を示し、ガバナンス強化のための実践案を提案しています。

¹⁹¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

□ c 不適切な経理処理、不正行為防止に関する教育

【解説】

◆ 求められる理由

日本のスポーツ界においてこれまで最も大きな不祥事となってきたのが、不適切な経理処理やスポーツ団体内における不正行為です。2012年に発覚した日本オリンピック委員会（JOC）加盟団体における国庫補助金等の不正受給問題や、2016年に発覚した日本パラリンピック委員会（JPC）加盟団体における国庫補助金の過大受給問題など、未だに日本のスポーツ界において続発しています。

国庫補助金のような公金の利用は極めて公共性を有する行為であり、また特に公金を受給する団体は公共性が強く問われますので、十分に留意する必要があります。

また、多くのスポーツ団体は会員からの会費を徴収しており、このような資金の使途については適切な経理処理を行う必要があります。

◆ ポイント

適切な経理処理のため、スポーツ団体の役職員に対する研修を行うにあたっては、NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン「4 NF の会計処理に関するガイドライン」¹⁹²が参考になるほか、特に以下の点が重要なポイントになります。

① チェックアンドバランスへの意識

適切な経理処理を実施するためには、経理処理に対する厳密なチェックを行うことが必要になります。特にスポーツ団体の中で強化を中心とした金銭支出を行う部門に対して、厳格なチェックを行うためには、それ以上の権限と地位を持った他の役員（理事や監事）が当該金銭支出を検討する必要があり、チェックを受ける部門としてもこのようなチェックを受ける意識を持たなければなりません。

単純に事務局にルールの徹底だけを促しても、形式的なルールの適用になり、全体としての整合性、合理性が整いません。やはりスポーツ団体の役員が事務局に対してチェックを行うことが重要でしょう。

なお、コンプライアンス強化の観点からは、スポーツ団体内において、このチェックアンドバランスが有効に機能しているのか、それ自体を十分に検証する必要があるでしょう。コンプラ

¹⁹² http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_07.pdf

イアンス委員会などのコンプライアンス推進組織がその役目を担いますが、この役目を十分に機能させるためにも、役職員の意識が必要になります。

② チェックの外部、独立性への意識

また、1重のチェックだけでは足らない場合もありますので、さらに外部監事、会計監査人などより独立性のある権限と地位を持った者によるチェックも重要でしょう。このようなチェックを受けて初めて、適切な経理処理であったといえるのであり、むしろ自らの経理処理が適切であったことを裏付けるためにも、外部の独立した監査を受け入れることが重要になります。

③ その他コンプライアンス研修にあたってのポイント

スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集¹⁹³では、コンプライアンス研修のポイントとして、以下の3点をあげています。

- スポーツ団体の資産は役職員の資産ではないことの再認識
- 理事はスポーツ団体から業務執行を委任されている法的責任者であることの再認識
- 従業員等スタッフのトレーニング

¹⁹³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

【具体的な実践例】

- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集¹⁹⁴においては、類型1)スポーツ団体が組織内犯罪を行っている場合として不正経理等¹⁹⁵を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集¹⁹⁶においては、類型5)スポーツ団体の会計処理に問題がある場合として不適切経理¹⁹⁷を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

¹⁹⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

¹⁹⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_04.pdf

¹⁹⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

¹⁹⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_08.pdf

□ d 代表選手選考に関する教育

【解説】

◆ 求められる理由

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるにあたって、代表選手選考は大きなトラブルに発展する可能性があるテーマの一つです。

代表選手選考は、単に国際大会への出場選手を決定するものではなく、その後の監督、コーチの人事や役職員の人事、予算措置にも大きな影響を及ぼし、スポーツ団体内で大きなトラブルになる事項です。このような大きな影響力を有する事項であるからこそ、スポーツ団体の役職員については、代表選手選考について十分に理解を深めておく必要があります。

◆ ポイント

代表選手選考のポイントについて触れた文献はあまり多くはありませんが、日本スポーツ法学会監修の「標準テキストスポーツ法学(第2版)」においては、基本原理である公平性と透明性を具体化する要素として、以下のとおり整理されています。

	①権限者に関する要素 (主体)	②選考基準に関する要素 (客体)	③公表に関する要素 (広報)
選考基準作成 (ルール形成)	原案作成者、基準作成者の公正性 選手代表者など、ステークホルダーの関与 公正性の担保(第三者を含む決定) 機能している不服申立手続の明示	基準の明確性、具体性 基準となる要素の補完、明示 ・客観的要素(記録、試合結果など) ・主観的要素(技術以外の能力、調子、実績など) ・強化方針の合理性	選考対象大会や選考基準、不服申立手続の公開 ・ホームページ ・選手、関係者への配布(紙、メールなど) ・説明会の実施
選考決定 (ルール運用)	原案作成者の独立性、公正性(選考委員会など) 利害関係人の排除 選考者の独立性、公正性の担保(複数、第三者を含む決定) 不服申立てに伴う不利益取扱いの禁止	基準運用の合理性 特に、主觀的要素への配慮、合理性 例外的事情が発生した場合の措置(*)	選考結果の公開 ・ホームページ ・選手、関係者への伝達 ・記者会見、質疑応答

* 原則的な選考方法を探らず、例外的な事由により選考する場合は、明白かつ合理的な理由が必要。

(日本スポーツ法学会監修「標準テキストスポーツ法学(第2版)」より引用)

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）では、JOCナショナルコーチアカデミーにおいて、加盟競技団体に対して、毎年代表選手選考に関する研修を実施しています。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集¹⁹⁸においては、類型3)スポーツ団体の具体的業務運営に問題がある場合¹⁹⁹として内部ルール違反を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

¹⁹⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

¹⁹⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_06.pdf

□ e イベント運営における安全に関する教育

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツ団体の主要な事業の一つにスポーツイベントの運営がありますが、スポーツイベントの運営において、参加者や観客に重大な事故が発生した場合、そのスポーツの安全性、信頼性に関して大きな疑念が生まれ、ファンの減少や競技人口の減少を生みます。

そして、スポーツイベントの運営を行っているのはスポーツ団体の役職員にほかならず、たとえボランティアといえども、安全な運営の意識を持つ必要があります。

スポーツ基本法 5 条 1 項においても、「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準 の向上に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。」と定められていることから、スポーツ団体は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しなければなりません。

◆ ポイント

① 事故情報の集積と安全対策研究

研修を実施する前に、スポーツ団体では、該当スポーツにおいて発生している事故情報を集積し、分析しておく必要があります。スポーツ事故に関する安全対策研修は、該当スポーツに特有の事故を重点的に対策する必要があるところ、このような事故情報の集積、分析がなければ、一般的な事故、安全対策の議論に終始し、該当スポーツ特有の事故対策ができません。重点的に対策すべきは該当スポーツに特有の事故ですので、前提としての事故情報の集積と安全対策研究が重要になります。

② 具体的な事例に基づいた研修

日本のスポーツ界では、まだまだスポーツ特有の事故が発生し続けています。なぜ特有の事故が発生し続けるのか、この背景に関する具体的な事例に基づく研修が必要でしょう。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本セーリング連盟では、安全危機管理ワーキンググループが、「危機管理の立場から見たヨットレース主催とは」と題された提言書を公表しています²⁰⁰。提言書には、「安全対策・緊急対応フローチャート(オフショア・インショア)」²⁰¹などが掲載されています。
- 公益財団法人日本水泳連盟は、オープンウォータースイミング(OWS)競技に関する 安全対策ガイドライン²⁰²を発表しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、重大事故を抑制するための教養資料の作成、教養指導の周知徹底、重大事故発生時の原因の調査と再発防止策の検討等を行うため、重大事故総合対策委員会を設置しています²⁰³。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集²⁰⁴においては、類型7－6)スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合としてスポーツ事故²⁰⁵を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

²⁰⁰ http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen_wg

²⁰¹ http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/anzen_wg?pid=7167

²⁰² http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g_03.pdf

²⁰³ http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2015/06/H26_houkoku.pdf

²⁰⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

²⁰⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_16.pdf

(2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施(5項目)

□ a アンチ・ドーピング、不正防止に関する教育

【解説】

◆ 求められる理由

ドーピングや八百長などスポーツの結果に対する不正行為については、現代では最も厳しい制裁を科される問題となっています。アンチ・ドーピングや八百長などの不正行為防止に関するルールについては、選手、指導者が十分な理解をもって取り組む必要があります。

◆ ポイント

① なぜドーピングや八百長が禁止されるのか

ドーピングや八百長が禁止されるのは、スポーツの現代的価値であるインテグリティが毀損されるからであると説明されます。では、このインテグリティとは何なのでしょうか。

スポーツインテグリティの先行研究において、スポーツの現代的価値とは、「『勝つ』ことではなく、スポーツの内在的価値とスポーツの徳」(友添、2015)、「正々堂々と勝利という目的に向かってひたむきにプレーすることがより大きな社会的価値を生み出す」(菊、2013)、「スポーツに関わるもの平等、公平や公正」「フェアネス」(松本、2017)などと指摘されています。

まさしくこのような観点から、スポーツへの参加者間の公平や結果の予測不可能性というスポーツの公正を侵害するものとして、ドーピングや八百長が禁止されています。

② 具体的な事例に基づく研修

平成29年スポーツ庁委託事業「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」でも整理していますが、ドーピングだけでも、最近問題となっている事例としても、①うっかりドーピング、②故意のドーピング、③汚染サプリメント、④第三者に対する禁止薬物の投与も発生しています。また、八百長行為、敗退行為についても、①賭博に関連した八百長行為、②選手間の互助的性質を有する八百長行為、③経済的な理由を有さない敗退行為などの事案が発生しています。それぞれの類型は、発生経緯も異なりますので、このような具体的な事例に基づく研修が重要です。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）では、オリンピック強化指定選手を対象とした研修会を開催しているほか、オリンピック強化指定選手向けアプリ「Handbook」を導入し、コンプライアンスに関する各テーマをクイズ形式で学べる E ラーニングのほか、注意喚起等をアプリで確認できるようにしています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、2016 年リオデジャネイロパラリンピック競技大会期間中は、NTT ドコモのアプリを通じて、各選手に対し、コンプライアンスに関する注意事項を送付し、周知・徹底を図っています（選手の既読状況が把握できる仕組みとなっています）。また、日本パラリンピック委員会強化指定選手についても同様のシステムを導入しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、嘉納治五郎師範の精神、柔道の心に立ち返り、「礼節や品格などの正（プラス）の部分」を伸ばすことを目的として、柔道 MIND プロジェクト特別委員会が設置しています²⁰⁶。
- 公益財団法人日本テニス協会は、プロ選手以外にも公式トーナメントに出場する全てのレベルの選手に対する長期的な取組みとして、フェアプレイの精神、ひいてはコンプライアンス及びガバナンスに関する意識を高めることを目的として、セルフジャッジ 5 原則²⁰⁷を浸透させる施策を実行しています。また、毎年開催される公認テニス指導者を対象とした JTA カンファレンスにおいて、コンプライアンスに関する研修講義を行っています²⁰⁸。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集²⁰⁹においては、類型 7-4) スポーツ・インテグリティ（高潔性）に問題がある場合としてアンチ・ドーピング²¹⁰を取り上げ、事例①（うっかりドーピング）、事例②（故意のドーピング）、事例③（汚染サプリメント）を掲げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集²¹¹においては、類型 7-5) スポーツ・インテグリティ（高潔性）に問題がある場合として八百長²¹²を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

²⁰⁶ <http://www.judo.or.jp/p/32712>

²⁰⁷ <https://www.jta-tennis.or.jp/information/fairplay/tabcid/547/Default.aspx>

²⁰⁸ <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabcid/478/Default.aspx>

²⁰⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

²¹⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_14_1.pdf

²¹¹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

²¹² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_15.pdf

□ b 暴力行為、セクハラ、パワハラに関する教育

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツにおける暴力行為、セクハラ、パワハラについては、2013年4月25日、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟及び日本中学校体育連盟により「暴力行為根絶宣言」²¹³が採択されており、全面的に禁止されています。各スポーツ団体においても、倫理規程等の整備がなされており、これに従い、暴力行為、セクハラ、パワハラを根絶するための教育を実施する必要があります。

◆ ポイント

① なぜ暴力行為、セクハラ、パワハラが禁止されるのか

暴力行為、セクハラ、パワハラが禁止されるのは、スポーツの現代的価値であるインテグリティが毀損されるからであると説明されます。では、このインテグリティとは何なのでしょうか。

スポーツインテグリティの先行研究において、スポーツの現代的価値とは、「『勝つ』ことではなく、スポーツの内在的価値とスポーツの徳」(友添、2015)、「正々堂々と勝利という目的に向かってひたむきにプレーすることがより大きな社会的価値を生み出す」(菊、2013)、「スポーツに関わるもの平等、公平や公正」「フェアネス」(松本、2017)などと指摘されています。

そして、スポーツ界における暴力行為、セクハラ、パワハラは、監督やコーチ、先輩や上級生といったスポーツ上の強い地位を前提に行われることが極めて多いため、スポーツへの参加者間の公平を侵害するものとして、暴力行為、セクハラ、パワハラが禁止されると考えられます。

② 具体的な事例に基づく研修

日本のスポーツ界では、2013年に問題になった、全日本柔道連盟の女子代表チーム監督等暴力問題について、第三者委員会による報告書においては、長期にわたり、女子代表監

²¹³ 日本オリンピック委員会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」

<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947>、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」<http://www.japan-sports.or.jp/tabid/931/Default.aspx>

督から特定の女子選手に対する殴打、「死ね」等という暴言が認定されており、その後、日本のスポーツ界では、スポーツを問わず、暴力行為、パワハラ、セクハラ事案の発覚が絶えません。

暴力行為、パワハラ、セクハラ事案は、その背景にあるスポーツ上の強い地位の存在を無視することができませんので、この背景に関する具体的な事例に基づく研修が必要でしょう。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）では、オリンピック強化指定選手を対象とした研修会を開催しているほか、オリンピック強化指定選手向けアプリ「Handbook」を導入し、コンプライアンスに関する各テーマをクイズ形式で学べる E ラーニングのほか、注意喚起等をアプリで確認できるようにしています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、2016 年リオデジャネイロパラリンピック競技大会期間中は、NTT ドコモのアプリを通じて、各選手に対し、コンプライアンスに関する注意事項を送付し、周知・徹底を図っています（選手の既読状況が把握できる仕組みとなっています）。また、日本パラリンピック委員会強化指定選手についても同様のシステムを導入しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、嘉納治五郎師範の精神、柔道の心に立ち返り、「礼節や品格などの正（プラス）の部分」を伸ばすことを目的として、柔道 MIND プロジェクト特別委員会が設置しています²¹⁴。
- 公益財団法人日本テニス協会は、プロ選手以外にも公式トーナメントに出場する全てのレベルの選手に対する長期的な取組みとして、フェアプレイの精神、ひいてはコンプライアンス及びガバナンスに関する意識を高めることを目的として、セルフジャッジ 5 原則²¹⁵を浸透させる施策を実行しています。また、毎年開催される公認テニス指導者を対象とした JTA カンファレンスにおいて、コンプライアンスに関する研修講義を行っています²¹⁶。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集²¹⁷においては、類型 7-1) スポーツ・インテグリティ（高潔性）に問題がある場合として暴力・暴言・体罰・いじめ²¹⁸を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集²¹⁹においては、類型 7-2) スポーツ・インテグリティ（高潔性）に問題がある場合としてパワハラ・セクハラ²²⁰を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

²¹⁴ <http://www.judo.or.jp/p/32712>

²¹⁵ <https://www.jta-tennis.or.jp/information/fairplay/tabcid/547/Default.aspx>

²¹⁶ <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabcid/478/Default.aspx>

²¹⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

²¹⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_11.pdf

²¹⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

²²⁰ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_12.pdf

□ c 違法行為に関する教育

【解説】

◆ 求められる理由

ドーピングやハ百長などスポーツの結果に対する不正行為、暴力行為、パワハラ、セクハラは、スポーツ界特有の不祥事ですが、これに限らず、選手、指導者等による犯罪など一般的な違法行為については、違反行為としても行政罰や刑事罰を受けるだけでなく、現代では大きな報道がなされ、強い社会的非難が寄せられます。

そこで、このような犯罪など一般的な違法行為については、選手、指導者が十分な理解をもって取り組む必要があります。

◆ ポイント

① なぜ犯罪など一般的な違法行為に強い社会的非難が寄せられるのか

違反行為として行政罰や刑事罰を受ける以上、一般人であっても社会的非難を受ける行為ですが、特にスポーツ界の選手や指導者の場合、彼らがスポーツの価値を体現する存在である以上、犯罪など一般的な違法行為があった場合、スポーツの現代的価値であるインテグリティが毀損されるから、強い社会的非難にさらされると説明されます。では、このインテグリティとは何なのでしょうか。

スポーツインテグリティの先行研究において、スポーツの現代的価値とは、「『勝つ』ことではなく、スポーツの内在的価値とスポーツの徳」(友添、2015)、「正々堂々と勝利という目的に向かってひたむきにプレーすることがより大きな社会的価値を生み出す」(菊、2013)、「スポーツに関わるもの平等、公平や公正」「フェアネス」(松本、2017)などと指摘されています。

② 具体的な事例に基づく研修

日本のスポーツ界では、2016 年に発覚した違法賭博問題など、選手や指導者等による違法行為事案がまだまだ発生しています。なぜこのような違法行為が発生し続けるのか、この背景に関する具体的な事例に基づく研修が必要でしょう。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)では、オリンピック強化指定選手を対象とした研修会を開催しているほか、オリンピック強化指定選手向けアプリ「Handbook」を導入し、コンプライアンスに関する各テーマをクイズ形式で学べる E ラーニングのほか、注意喚起等をアプリで確認できるようにしています。
- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)では、アントラージュの行動ガイドライン²²¹、アントラージュの制裁ガイドライン²²²を策定し、この他にも、スポーツ庁からの委託を受け、2015 年度にはアントラージュ向け教育教材を作成しています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、2016 年リオデジャネイロパラリンピック競技大会期間中は、NTT ドコモのアプリを通じて、各選手に対し、コンプライアンスに関する注意事項を送付し、周知・徹底を図っています(選手の既読状況が把握できる仕組みとなっています)。また、日本パラリンピック委員会強化指定選手についても同様のシステムを導入しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、嘉納治五郎師範の精神、柔道の心に立ち返り、「礼節や品格などの正(プラス)の部分」を伸ばすことを目的として、柔道 MIND プロジェクト特別委員会が設置しています²²³。
- 公益財団法人日本テニス協会は、プロ選手以外にも公式トーナメントに出場する全てのレベルの選手に対する長期的な取組みとして、フェアプレイの精神、ひいてはコンプライアンス及びガバナンスに関する意識を高めることを目的として、セルフジャッジ 5 原則²²⁴を浸透させる施策を実行しています。また、毎年開催される公認テニス指導者を対象とした JTA カンファレンスにおいて、コンプライアンスに関する研修講義を行っています²²⁵。

²²¹ https://www.joc.or.jp/about/entourage/pdf/entourage_guideline1.pdf

²²² https://www.joc.or.jp/about/entourage/pdf/entourage_guideline2.pdf

²²³ <http://www.judo.or.jp/p/32712>

²²⁴ <https://www.jta-tennis.or.jp/information/fairplay/tabcid/547/Default.aspx>

²²⁵ <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabcid/478/Default.aspx>

- 一般社団法人日本プロ野球機構では、プロ野球暴力団等排除対策協議会を通じて、毎年、選手(特に若手選手)に対して、反社会的勢力の実態、選手に接近する手口、自身を守るためのポイント等について講義などを行う暴排講習会を実施しています²²⁶。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集²²⁷においては、類型8)として刑事事件²²⁸を取り上げ、事例①(暴行事件)、事例②(未成年の飲酒・喫煙)、事例③(違法賭博)、事例④(人身事故)を掲げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

²²⁶ 2017年については http://npb.jp/news/detail/20171018_02.html 参照

²²⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

²²⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_17_1.pdf

□ d スポーツ活動における安全に関する教育

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツを行う選手や指導者に重大な事故が発生した場合、そのスポーツの安全性、信頼性に関して大きな疑念が生まれ、選手のプレーの萎縮や競技人口の減少を生みます。

そして、このようなスポーツ活動における安全を達成するのは、スポーツを行う選手や指導者にほかならず、スポーツ活動における安全を意識する必要があります。

スポーツ基本法 5 条 1 項においても、「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準 の向上に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。」と定められていることから、スポーツ団体は、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しなければなりません。

◆ ポイント

① 事故情報の集積と安全対策研究

研修を実施する前に、スポーツ団体では、該当スポーツにおいて発生している事故情報を集積し、分析しておく必要があります。スポーツ事故に関する安全対策研修は、該当スポーツに特有の事故を重点的に対策する必要があるところ、このような事故情報の集積、分析がなければ、一般的な事故、安全対策の議論に終始し、該当スポーツ特有の事故対策ができません。重点的に対策すべきは該当スポーツに特有の事故ですので、前提としての事故情報の集積と安全対策研究が重要になります。

② 具体的な事例に基づいた研修

日本のスポーツ界では、まだまだスポーツ特有の事故が発生し続けています。なぜ特有の事故が発生し続けるのか、この背景に関する具体的な事例に基づく研修が必要でしょう。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）では、オリンピック強化指定選手を対象とした研修会を開催しているほか、オリンピック強化指定選手向けアプリ「Handbook」を導入し、コンプライアンスに関する各テーマをクイズ形式で学べる E ラーニングのほか、注意喚起等をアプリで確認できるようにしています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、2016 年リオデジャネイロパラリンピック競技大会期間中は、NTT ドコモのアプリを通じて、各選手に対し、コンプライアンスに関する注意事項を送付し、周知・徹底を図っています（選手の既読状況が把握できる仕組みとなっています）。また、日本パラリンピック委員会強化指定選手についても同様のシステムを導入しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、重大事故を抑制するための教養資料の作成、教養指導の周知徹底、重大事故発生時の原因の調査と再発防止策の検討等を行うため、重大事故総合対策委員会を設置しています²²⁹。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、嘉納治五郎師範の精神、柔道の心に立ち返り、「礼節や品格などの正（プラス）の部分」を伸ばすことを目的として、柔道 MIND プロジェクト特別委員会が設置しています²³⁰。
- 公益財団法人日本テニス協会は、プロ選手以外にも公式トーナメントに出場する全てのレベルの選手に対する長期的な取組みとして、フェアプレイの精神、ひいてはコンプライアンス及びガバナンスに関する意識を高めることを目的として、セルフジャッジ 5 原則²³¹を浸透させる施策を実行しています。また、毎年開催される公認テニス指導者を対象とした JTA カンファレンスにおいて、コンプライアンスに関する研修講義を行っています²³²。
- 公益社団法人日本トライアスロン連合は、大会参加者の安全に向けて、「運動中の事故を防止するために～競技団体からの提言～」²³³をリリースしています。

²²⁹ http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2015/06/H26_houkoku.pdf

²³⁰ <http://www.judo.or.jp/p/32712>

²³¹ <https://www.jta-tennis.or.jp/information/fairplay/tabid/547/Default.aspx>

²³² <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabid/478/Default.aspx>

²³³ <http://www.jtu.or.jp/news/2014/140711-1.html>

- 公益財団法人日本水泳連盟は、「飛び込みの段階指導」について、第1段階から第6段階に分けてウェブサイトで詳細に紹介しています²³⁴。また、「高地トレーニングに伴う安全管理のガイドライン」²³⁵を定め、選手の健康管理、安全管理への配慮を促しています。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集²³⁶においては、類型7-6)スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合としてスポーツ事故²³⁷を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

²³⁴ <http://www.swim.or.jp/about/dive-step-guidance/index.php>

²³⁵ http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g_01.pdf

²³⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

²³⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_16.pdf

□ e SNS その他の交友関係、社会規範に関する教育

【解説】

◆ 求められる理由

現代のコンプライアンスの対象としては、単なる法令遵守にとどまらず、①一般的な法令の遵守、②組織や業界が定める内部規範の遵守、そして③社会的規範の遵守という3段階のフェーズに整理されることが多く、スポーツ界においても、スポーツインテグリティやサステナビリティに関わる問題は、②のみならず③社会規範違反に関わる問題となっています。

そこで、現代のスポーツ選手や指導者は、SNS その他の交友関係において、このような③社会規範を問われる場面が増大しており、社会規範に関する教育を実施する必要があります。

◆ ポイント

① なぜ社会規範違反行為に社会的非難が寄せられるのか

スポーツ界の選手や指導者の場合、彼らがスポーツの価値を体現する存在である以上、社会規範違反行為があった場合、スポーツの現代的価値であるインテグリティが毀損されるから、強い社会的非難にさらされると説明されます。では、このインテグリティとは何なのでしょうか。

スポーツインテグリティの先行研究において、スポーツの現代的価値とは、「『勝つ』ことではなく、スポーツの内在的価値とスポーツの徳」(友添、2015)、「正々堂々と勝利という目的に向かってひたむきにプレーすることがより大きな社会的価値を生み出す」(菊、2013)、「スポーツに関わるもの平等、公平や公正」「フェアネス」(松本、2017)などと指摘されています。

② 具体的な事例に基づく研修

SNS については、様々な炎上事案や、交友関係については、暴力団等反社会的勢力との交際が問題にされます。スポーツ選手や指導者自体の全ての交友を禁止する事は不可能ですので、SNS その他の交友関係が問題になる場合に関する具体的な事例に基づく研修が必要でしょう。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)では、オリンピック強化指定選手を対象とした研修会を開催しているほか、オリンピック強化指定選手向けアプリ「Handbook」を導入し、コンプライアンスに関する各テーマをクイズ形式で学べる E ラーニングのほか、注意喚起等をアプリで確認できるようにしています。
- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)では、アントラージュの行動ガイドライン²³⁸、アントラージュの制裁ガイドライン²³⁹を策定し、この他にも、スポーツ庁からの委託を受け、2015 年度にはアントラージュ向け教育教材を作成しています。
- 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会は、2016 年リオデジャネイロパラリンピック競技大会期間中は、NTT ドコモのアプリを通じて、各選手に対し、コンプライアンスに関する注意事項を送付し、周知・徹底を図っています(選手の既読状況が把握できる仕組みとなっています)。また、日本パラリンピック委員会強化指定選手についても同様のシステムを導入しています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、嘉納治五郎師範の精神、柔道の心に立ち返り、「礼節や品格などの正(プラス)の部分」を伸ばすことを目的として、柔道 MIND プロジェクト特別委員会が設置しています²⁴⁰。
- 公益財団法人日本テニス協会は、プロ選手以外にも公式トーナメントに出場する全てのレベルの選手に対する長期的な取組みとして、フェアプレイの精神、ひいてはコンプライアンス及びガバナンスに関する意識を高めることを目的として、セルフジャッジ 5 原則²⁴¹を浸透させる施策を実行しています。また、毎年開催される公認テニス指導者を対象とした JTA カンファレンスにおいて、コンプライアンスに関する研修講義を行っています²⁴²。

²³⁸ https://www.joc.or.jp/about/entourage/pdf/entourage_guideline1.pdf

²³⁹ https://www.joc.or.jp/about/entourage/pdf/entourage_guideline2.pdf

²⁴⁰ <http://www.judo.or.jp/p/32712>

²⁴¹ <https://www.jta-tennis.or.jp/information/fairplay/tabcid/547/Default.aspx>

²⁴² <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabcid/478/Default.aspx>

- 一般社団法人日本プロ野球機構では、プロ野球暴力団等排除対策協議会を通じて、毎年、選手(特に若手選手)に対して、反社会的勢力の実態、選手に接近する手口、自身を守るためのポイント等について講義などを行う暴排講習会を実施しています²⁴³。
- スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン不祥事対応事例集²⁴⁴においては、類型7-3)スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合としてヘイトスピーチ・侮辱等²⁴⁵を取り上げ、コンプライアンス強化のための実践案を提案しています。

²⁴³ 2017年については http://npb.jp/news/detail/20171018_02.html 参照

²⁴⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_01.pdf

²⁴⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_04_13.pdf

**スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン
別紙資料集**

別紙1 コンプライアンス委員会規程

別紙2 禁止行為規程

別紙3 処分手続規程

別紙4 事実調査委員会・処分審査委員会設置規程

別紙5 通報相談窓口規程

別紙6 モデル処分基準(試案)

別紙7 モデル危機管理マニュアル

別紙1

コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、本協会の定款第●条の規定に基づいて設置された、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 本協会は常設の機関として委員会を設置する。

(定義)

第3条 本規程でコンプライアンスとは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、本協会における各種規則、取引に関わる契約・約款その他【競技名】に対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(委員会)

第4条 委員会を構成する委員（以下「委員」という）は、理事会において、理事長を除く理事又は外部の学識経験者の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において理事である委員の中から1名を選任する。ただし、理事及び外部の学識経験者の委員をそれぞれ最低1名以上選任するものとする。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選任する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 議長は委員長とする。
- 5 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。
- 8 委員会は、原則として非公開とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

- ① コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項
- ② コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項

- ③ 会員、加盟団体、準加盟団体、その他の者による本協会、会員、加盟団体又は準加盟団体の定款、倫理規程その他諸規定の違反などコンプライアンス違反への対応に関する事項
- ④ 通報相談窓口の運営に関する事項
- ⑤ 本協会の各種規程案の策定に関する事項
- ⑥ その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

(議事録)

- 第6条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。
- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
 - 3 第1項の議事録には、委員長及び委員長に指名された委員1名の合計2名が記名押印する。
 - 4 議事の内容及び結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

(任期)

- 第7条 委員の任期は、理事にあっては定款第●条に定めのある理事の任期によるものとし、学識経験者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

- 第9条 委員会の事務は、本協会の総務課が行う。

(規程の変更)

- 第10条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 本規程は、●年●月●日から施行する。

別紙2

禁止行為規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、【競技名】が果たす社会的役割を踏まえ、本協会及び本協会の加盟団体（その定義は加盟団体規程によるものとする）が担う社会的責任に鑑み、本協会及び加盟団体の事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及び【競技名】におけるコンプライアンスの推進を図り、もって本協会ひいては【競技名】に対する社会的な信頼を確保することを目的として、本協会及び加盟団体の関係者に対して禁止する行為、違反した場合の処分の内容その他を定める。

(定義)

第2条 本規程において、加盟団体等とは以下のものをいう。

- ① 本協会に登録した加盟団体（以下「加盟団体」という）
- ② 加盟団体に登録した団体
- ③ 本協会に登録したチーム（以下「チーム」という）

2 本規程において、評議員【社員】等とは以下のものをいう。

- ① 本協会の評議員【社員】
- ② 加盟団体が財団法人である場合、その評議員
- ③ 加盟団体が社団法人である場合、その社員

3 本規程において、役員等とは以下のものをいう。

- ① 本協会の理事
- ② 本協会の監事
- ③ 加盟団体の理事
- ④ 加盟団体の監事

4 本規程において、職員等とは以下のものをいう。

- ① 本協会の職員
- ② 加盟団体の職員

5 本規程において、登録者とは以下のものをいう。

- ① 本協会に登録した指導者（以下「指導者」という）
- ② 本協会に登録した競技者（以下「競技者」という）
- ③ 本協会に登録した審判員（以下「審判員」という）

6 本規程において、その他競技関係者とは、本協会又は団体の活動に関係又は関与する者であって、登録者、役員等、評議員等又は職員等のいずれにも該当しないものをいう。

7 本規定において、競技関係者とは、評議員等、役員等、職員等、登録者及びその他競

技関係者をいう。

第2章 禁止行為

(競技関係者の禁止行為)

第3条 競技関係者は以下の行為を行ってはならない。

- ① 法令に違反すること。
- ② 本協会、加盟団体若しくは本協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること。
- ③ 本協会、加盟団体、本協会が加盟する団体、又は【競技名】にかかる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
- ④ 【競技名】に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
- ⑤ 【競技名】に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。
- ⑥ 【競技名】に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
- ⑦ その他、【競技名】に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
- ⑧ 第三者が前各項に定める行為を行うことを帮助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと。

2 アンチ・ドーピングに関しては、別に定める規程による。

(加盟団体等の禁止行為)

第4条 加盟団体等は以下の行為を行ってはならない。

- ① 法令に違反すること。
- ② 本協会、加盟団体若しくは本協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること。
- ③ 本協会、加盟団体、本協会が加盟する団体、又は【競技名】にかかる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
- ④ 【競技名】に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
- ⑤ 【競技名】に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。
- ⑥ 【競技名】に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
- ⑦ その他、【競技名】に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
- ⑧ 第三者が前各項に定める行為を行うことを帮助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと。

2 アンチ・ドーピングに関しては、別に定める規程による。

3 前項に基づき、加盟団体等の禁止行為を認定するに当たっては、加盟団体等に所属するが、禁止行為に何ら関与しない個人が不当に取り扱われることの無いよう、禁止行為の性質や態様を踏まえて、加盟団体等を処分する必要がある場合に限って禁止行為違反を認定しなければならない。

第3章 処分

(評議員等に対する処分の種類)

第5条 本協会は、禁止行為を行った評議員等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は加盟団体をして以下の処分を行わせしめることができる。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③ 罰金：●円以上●円以下の金額を本協会に納入する。
- ④ 減俸：一定期間、一定割合の報酬を減額する。
- ⑤ その他、法律及び本協会又は加盟団体の定款に定める処分

(役員等に対する処分の種類)

第6条 本協会は、禁止行為を行った役員等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は加盟団体をして以下の処分を行わせしめることができる。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③ 罰金：●円以上●円以下の金額を本協会に納入する。
- ④ 減俸：一定期間、一定割合の報酬を減額する。
- ⑤ その他、法律及び本協会又は加盟団体の定款に定める処分

(職員等に対する処分の種類)

第7条 本協会は、禁止行為を行った職員等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、本協会の就業規則及び従業員懲戒規程に基づく処分を行い、又は加盟団体をして加盟団体の就業規則及び従業員懲戒規程に基づく処分を行わせしめることができる。

(登録者に対する処分の種類)

第8条 本協会は、禁止行為を行った登録者に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は加盟団体をして以下の処分を行わせしめることができる。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③ 罰金：●円以上●円以下の金額を本協会に納入する。
- ④ 有期の登録資格停止：1月以上●年以下、本協会の登録者としての資格を停止する。

- ⑤ 無期の登録資格停止：期間を定めず、本協会の登録者としての資格を停止する。
 - ⑥ 登録資格剥奪：永久に本協会の登録者としての資格を剥奪する。
- 2 登録資格の停止を受けた登録者は、登録資格の停止期間中、【競技名】に関する一切の競技活動を行ってはならない。
- 3 本協会は、第1項各号の処分に代えて、又はこれらの処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他これに準ずる処分を科すことができる。

(その他の競技関係者に対する処分の種類)

第9条 本協会は、禁止行為を行ったその他の競技関係者に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は加盟団体をして以下の処分を行わせしめることができる。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責：文書による注意を行い戒める。
- ③ 罰金：●円以上●円以下の金額を本協会に納入する。
- ④ 有期の登録等の禁止：1月以上●年以下、評議員等、役員等、職員等への就任を禁止し、かつ登録者としての登録を禁止する。
- ⑤ 無期の登録等の禁止：期間を定めず、評議員等、役員等、職員等への就任を禁止し、かつ登録者としての登録を禁止する。
- ⑥ 登録資格剥奪：永久に評議員等、役員等、職員等への就任を禁止し、かつ登録者となる資格をはく奪する。

(加盟団体等に対する処分の種類)

第10条 本協会は、禁止行為を行った加盟団体等に対し、禁止行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行い、又は併科することができる。

- ① 戒告：口頭による注意を行い戒める。
 - ② けん責：文書による注意を行い戒める。
 - ③ 罰金：●円以上●円以下の金額を本協会に納入する。
 - ④ 有期の登録資格停止：1月以上●年以下、本協会の加盟団体としての資格を停止する。
 - ⑤ 無期の登録資格停止：期間を定めず、本協会の加盟団体としての資格を停止する。
 - ⑥ 登録資格剥奪：永久に本協会の加盟団体としての資格を剥奪する。
- 3 前各項の適用に当たっては、加盟団体等に所属し、禁止行為に関与していない登録者の【競技名】への参加が不当に害されることの無いよう、十分に配慮を行わなければならぬ。

(資格停止の猶予)

- 第11条 過去に本協会の処分を受けたことがない競技関係者又は加盟団体等が有期又は無期の資格停止の処分を受けるにあたり、本協会は、情状により、処分が確定した日から、●年以上●年以下の期間、資格停止の実行を猶予することができる。
- 2 前項に定める猶予期間中において競技関係者又は加盟団体等が違反行為を行った場合、本協会は、直ちに資格停止の実行の猶予を取り消さなければならない。

(本規程の改正手続)

- 第12条 本規程は、あらかじめ、コンプライアンス委員会、事実調査委員会及び処分審査委員会の意見を聴いて、理事会の決議により変更することができる。

附則

本規程は、●年●月●日から施行する。

別紙3

処分手続規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、本協会の禁止行為規程に従い、競技関係者及び加盟団体等を処分する際の手続を定めるものとする。

(処分の原則)

第2条 本協会は、すべて競技関係者及び加盟団体等に対し、中立、公正かつ迅速に処分を行う。

(代理人)

第3条 違反行為をしたと疑われた者（以下「審査対象者」という）は、本手続を通じていつでも代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、それぞれ、審査対象者のために、本手続に関する一切の行為をすることができる。ただし、事実調査における事情聴取への回答は、この限りではない。
- 3 審査対象者が代理人の選任を本協会に通知した場合、それ以降の手続において本協会、事実調査委員会、処分審査委員会が審査対象者に対して通知を行う場合には、当該通知を当該代理人に対しても行うものとする。

第2章 事実調査

(事実調査の開始)

第4条 理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事は、事実調査が必要であると判断した場合、事実調査委員長に対し、事実調査委員会を開催するよう求めるものとする。

- 2 理事長は、公益財団法人日本体育協会の暴力行為等相談窓口その他の連携を通じて、事実調査が必要であると判断した場合、事実調査委員長に対し、事実調査委員会を開催するよう求めるものとする。

(事実調査パネルの選任)

第5条 事実調査委員長は、事実調査請求の内容に応じ、事実調査委員の中から、当該事実調査を実施するための事実調査パネルを構成する委員を選任する。

- 2 事実調査パネルを構成する委員は、1名以上とする。
- 3 事実調査請求に係る事実又は当事者と利害関係を有する（親族、所属先の監督・コーチ・選手、直接の指導者及びこれらに類する立場にある者）事実調査委員は、事実調査

パネルを務めることができない。事実調査パネルに選任された後に、利害関係を有することが発覚した場合、当該事実調査委員は、事実調査パネルを辞任するものとする。

(事実調査)

第6条 事実調査パネルは、事実調査請求のあった事案について、中立、公正かつ迅速に、事実の調査を行うものとする。

- 2 事実調査パネルは、必要に応じて適宜、競技関係者及び加盟団体等に対し、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。
- 3 競技関係者及び加盟団体等は、前項の事実調査パネルの調査に協力しなければならない。

(事実調査パネルの審理)

第7条 事実調査パネルの審理は、事実調査パネルに選任された事実調査委員全員の出席をもって開催し、事実調査パネルに選任された事実調査委員が複数人いる場合の議決は、出席した事実調査委員の過半数をもって行う。

(事実調査の報告)

第8条 事実調査パネルは、事実調査終了後速やかに、理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事、事実調査委員長及び処分審査委員長に対し、次に掲げる事項を含む書面をもって事実調査の結果を報告する。

- ① 審査対象者の表示
- ② 事実調査の対象として申し立てられた事実
- ③ 上記②の事実に関する調査結果
- ④ 上記②のほかに処分対象たる事実に関する調査結果
- ⑤ 証拠
- ⑥ 報告日

- 2 事実調査パネルは、窓口利用者から事実調査請求があった日から、3か月以内に前項の報告を行わなければならない。ただし、処分対象たる事実について3か月以内に調査を完了することが困難な場合、事実調査パネルは、理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事及び事実調査委員長にその旨を報告し、報告期限の延長を求めることができる。

(暫定的資格停止)

第9条 理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事は、前条に定める事実調査の結果、重大な処分対象たる事実が存在し、直ちに処分をする必要があると判断した

場合、審査対象者の資格を直ちに暫定的に停止するよう、理事会に求めることができる。

2 理事会は、前項に基づき暫定的資格停止を実施する場合は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって暫定的資格停止決定を通知する。

- ① 審査対象者
- ② 暫定的資格停止の期間
- ③ 処分対象となる違反行為にかかる事実
- ④ 処分の手続の経過
- ⑤ 処分の理由及び証拠の標目
- ⑥ 処分の年月日
- ⑦ 審査対象者が登録者にあっては、処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間

第3章 処分審査

(処分審査の原則)

第10条 処分審査パネルは、事実調査パネルからの事実調査の報告を受けて、本協会及び事実調査パネルとは独立して、中立、公正かつ迅速に審査し、処分を決定する。

(処分審査パネルの選任)

第11条 処分審査パネルは、事実調査パネルの事実調査の報告において、禁止行為があると認められた場合、その内容に応じ、処分審査委員の中から、当該処分審査を実施するための処分審査パネルを構成する委員を選任する。

2 処分審査パネルを構成する委員は、3名以上とする。

3 処分審査に係る事実又は当事者と利害関係を有する（親族、所属先の監督・コーチ・選手、直接の指導者及びこれらに類する立場にある者）処分審査委員は、処分審査パネルを務めることができない。処分審査パネルに選任された後に、利害関係を有することが発覚した場合、当該処分審査委員は、処分審査パネルを辞任するものとする。

(処分審査パネルの審理)

第12条 処分審査は、処分審査パネルに選任された処分審査委員全員の出席をもって開催し、その議決は、出席した処分審査委員の過半数をもって行う。

(審査手続の開始)

第13条 処分審査パネルは、審査対象者に対し、速やかに事実調査委員会から提出された報告書等一式の写しを送付し、審査手続を開始する。

(審査対象者の弁明)

第14条 審査対象者は、前条の報告書等一式の写しが審査対象者に発信された日から3週間以内に、書面にて処分申請の理由に対する認否及び弁明を処分審査委員会に提出しなければならない。

(聴聞の機会)

第15条 処分審査パネルは、審査対象者から、直接、弁明・意見等を聴く機会を設ける。
2 聽聞場所は、原則として、本協会所在地とする。聴聞期日は、その都度、審査対象者その他当該事案に関係する者・団体の意見を聴いて、処分審査パネルが定める。
3 審査対象者が聴聞の機会を不要とする場合、又は聴聞日に正当な理由なく欠席した場合、処分審査パネルは審査対象者を聴聞することを要しない。

(適正な処分のための措置)

第16条 処分審査パネルは、必要に応じて適宜、競技関係者及び加盟団体等、並びに事実調査パネルに対し、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。
2 本協会の競技関係者及び加盟団体等は、前項の処分審査パネルの調査に協力しなければならない。
3 違反行為のうち、スポーツ指導における暴力行為等について、本協会は、理事会の決議をもって、当該違反行為の処分審査に関して、JSC第三者相談・調査委員会に、処分審査について助言を求めることができる。この場合、処分審査委員会は、JSC第三者相談・調査委員会の助言を尊重しなければならない。

(処分審査の終結)

第17条 処分審査パネルは、当該事案の判断に熟すると認める場合、処分審査の終結を決定することができる。審査対象者が出席した聴聞期日外においてこの決定をするときは、適当な予告期間を置くものとする。
2 処分審査パネルは、前項の決定をした場合、理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事及び審査対象者にその旨を通知する。

(処分案の答申)

第18条 処分審査パネルは、審査終結後2週間以内に、理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事に対し、書面をもって当該事案の処分案を答申する。
2 前項の処分案の答申書面には次の事項を含むものとする。
① 審査対象者の表示
② 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）

- ③ 処分対象となる違反行為にかかる事実
- ④ 処分の理由及び証拠
- ⑤ 処分の手続の経過

3 第1項の答申を受けた理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事は、速やかに、理事会に処分審査委員会の処分案を諮るものとする。

(処分の決定)

第19条 理事会は、処分審査パネルの答申を審議し、処分決定を行う。理事会は、処分審査パネルの答申を尊重するものとする。

2 前項の理事会決定に基づき、理事長は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

- ① 審査対象者
- ② 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- ③ 処分対象となる違反行為にかかる事実
- ④ 処分の手続の経過
- ⑤ 処分の理由及び証拠の標目
- ⑥ 処分の年月日
- ⑦ 審査対象者が登録者にあっては、処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間

3 処分決定は、前項の通知が審査対象者に到達した時に効力を生じる。

(処分決定に先立つ資格停止等)

第20条 前条第1項の定めにかかわらず、処分審査パネルが資格停止の答申を行った場合、理事長は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって資格停止を開始することができる。

- ① 審査対象者
- ② 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- ③ 処分対象となる違反行為にかかる事実
- ④ 処分の手続の経過
- ⑤ 処分の理由及び証拠の標目
- ⑥ 処分の年月日
- ⑦ 処分が事後の理事会によって最終的に決定される予定であること
- ⑧ 審査対象者が登録者にあっては、処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事長の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間

2 第9条に定める暫定的資格停止及び前項に定める処分決定に先立つ資格停止に当たっては、資格停止期間の起算日を、それぞれ暫定的資格停止又は処分決定に先立つ資格停止の通知が審査対象者に到達した時としなければならない。

(競技活動の自主的な停止)

第21条 競技関係者及び加盟団体等が競技活動の自主的な停止を実施した場合、資格停止期間の起算日を、競技関係者及び加盟団体等が競技活動の自主的な停止を開始した時としなければならない。

第4章 不服申立

(処分決定に対する不服申立)

第22条 登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

2 本協会は、前項の申立をしたことを理由として、第1項の審査対象者に対して処分決定以外の不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 雜則

(記録の保存)

第23条 本規程に基づく事実調査パネルの報告、処分審査パネルの答申及び処分結果については、報告、答申、処分決定の日から●年間保管しなければならない。

(遡及適用)

第24条 本規程の施行以前の行為で、当該行為当時の本協会の規則等により違反行為とされる行為について、理事会が当該違反行為に対して処分を行っていない場合、本規程の第3章を適用する。

(本規程の改正手続)

第25条 本規程は、あらかじめ、コンプライアンス委員会、事実調査委員会及び処分審査の意見を聴いて、理事会の決議により変更することができる。

附則

本規程は、●年●月●日から施行する。

別紙4

事実調査委員会・処分審査委員会設置規程

(目的)

第1条 本規程は、本協会の定款第●条の規定に基づいて設置される、事実調査委員会及び処分審査委員会について必要な事項を定める。

(各委員会の設置)

第2条 本協会は、禁止行為規程第2条に定める競技関係者の禁止行為を調査し、次条に定める禁止行為に対する処分を決定するために、次の委員会（以下総称して「各委員会」という）を設置する。

- ① 事実調査委員会：禁止行為と疑われる事実の有無を調査する。
- ② 処分審査委員会：事実調査委員会の調査結果を基に処分の要否を審査し、処分案を策定し、理事長に答申する。

(禁止行為)

第3条 本規程にいう禁止行為とは、禁止行為規程第2章に定める禁止行為をいう。

(委員の選任)

第4条 各委員会の委員（以下「委員」という）は、理事会で選任する。

- 2 各委員会の員数は、以下のとおりとし、各委員会の兼任はできないものとする。
 - ① 事実調査委員会 3名以上とする。
 - ② 処分審査委員会 5名以上とし、うち1名以上は第三者委員（本協会に現に所属していない者をいう。以下同じ）とする。
- 3 委員には、少なくとも法律に精通した有識者及び競技に精通した者を各1名選任するものとする。ただし、この委員は第三者委員であるか否かを問わない。
- 4 各委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により選定する。

(委員会)

第5条 各委員会は、処分手続規程に定めるパネルの審理のほか、各委員長の判断により、隨時開催されるものとする。

- 2 各委員会は、各委員長が招集し、各委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 各委員会の議長は各委員長とする。
- 4 各委員長に事故があったとき又は各委員長が欠けたときは、各委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 5 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決

する。

6 各委員会が必要と認めたときは、各委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

7 各委員会は、原則として非公開とする。

(審議事項)

第6条 各委員会は、処分手続規程に定めるパネルの審理のほか、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

- ① 禁止行為規程、処分基準その他の運用に関する事項
- ② 本規程の運用に関する事項
- ③ 通報相談窓口の運営に関する事項

(議事録)

第7条 各委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録には、各委員長及び各委員長に指名された各委員1名の合計2名が記名押印する。
- 4 議事の内容及び結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

(免責)

第8条 委員は、故意又は重過失による場合を除き、手続に関する作為又は不作為について、何人に対しても責任を負わない。

(任期)

第9条 委員の任期は、理事にあっては定款第●条に定めのある理事の任期によるものとし、第三者委員にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。ただし、第4条第5項第2文の規程に基づいて選任された委員の任期は、対象となる事案の調査又は審査終了時までとする。

(事務)

第10条 各委員会の事務は、本協会の総務課が行う。

(規程の変更)

第11条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

本規程は、●年●月●日から施行する。

別紙5

通報相談窓口規程

(目的)

第1条 本協会は、禁止行為規程に定める禁止行為（以下「禁止行為」という）の通報相談を受け付けるため、通報相談窓口を設置する。

(利用者の範囲)

第2条 通報相談窓口の利用者（以下「窓口利用者」という）は、競技関係者及びその関係者（競技関係者の親族、知人、競技関係者が所属する団体、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本体育協会など本協会と一定の関係を有する者又は団体等をいう。以下同じ）、加盟団体等、並びにその他禁止行為を発見した者とする。

2 競技関係者及び加盟団体等は、禁止行為を発見した時は、当該禁止行為について通報相談窓口に通報しなければならない。

(有識者の関与)

第3条 本協会は、前項の通報相談窓口に、【競技名】及び法律に精通した有識者1名以上を配置するよう努める。

(利用方法)

第4条 通報相談窓口の利用方法は、電話、FAX、電子メール、書面、面会とする。

- 2 本協会は、通報相談窓口の連絡先を、ホームページへの掲載その他適宜の方法により、周知徹底するものとする。
- 3 通報相談窓口では、窓口利用者（窓口利用者が被害者等本人でない場合にあっては被害者等本人を含む）及びその関係者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めることを説明したうえで、窓口利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握する。
- 4 通報相談窓口では、通報相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努める。
- 5 通報相談窓口に対する通報相談が匿名であっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足りる相当な根拠が示される場合については、相談を受けるものとする。
- 6 窓口利用者の連絡先が確保出来ないこと等によって、本協会が本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来たす場合には、本協会はその責務を免除されるものとする。

(通報相談窓口担当者の守秘義務)

第5条 通報相談窓口の相談担当者及び通報相談窓口に関する事務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた通報にかかる事実（窓口利用者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。ただし、窓口利用者や被害者等本人が通報相談事項について事実調査を希望し同意するとき及び評議員【社員】等、役員等及び従業員等によって禁止行為がなされた場合など、調査の重大な必要があるときは、事実調査及び処分審査に必要な範囲で、当該情報を秘密として扱わないものとするが、その場合も窓口利用者や被害者等のプライバシーに最大限の配慮を払う。

- 2 前項ただし書に該当する場合でも、本協会外の第三者、本協会内の事実調査及び処分審査に関与していない者に対しては、通報相談窓口に寄せられた通報にかかる事実（窓口利用者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む）を秘密とする。
- 3 通報相談窓口の相談担当者は、事実調査を希望する者に対し、第1項ただし書に定める情報の取扱及び開示範囲について説明し、本人から同意を得るよう努める。
- 4 被害者等本人が第1項ただし書きに定める同意をしない場合、通報相談窓口は、事実調査を拒むことができる。
- 5 本協会は、通報相談窓口の相談担当者を外部に委託する場合、当該相談担当者に対して、第1項から第3項と同様の守秘義務を課すものとする。
- 6 本協会は、第1項及び第2項の定めに違反して、秘密を漏洩した者がいた場合、本規程違反として処分手続規程に従って相当の処分を課す。

（不利益取扱の禁止）

- 第6条 本協会は、通報相談窓口を利用した者その他の関係者が通報相談窓口を利用したことを探りとして不利益な取扱いを行なわない。
- 2 本協会は、前項の定めに違反して、窓口利用者に不利益な取扱いをし、又は嫌がらせ等を行った者がいた場合、本規程違反として処分手続規程に従って相当の処分を課す。

（事実調査請求）

- 第7条 窓口利用者から競技関係者及び加盟団体等の禁止行為について事実調査の請求があつた場合（以下「事実調査請求」という）、通報相談窓口は理事長に対し、その事由の説明を添えた書面をもって報告を行う。
- 2 前項の場合において、事実調査請求の対象が理事長である場合は、通報相談窓口は、副理事長に対して、その事由の説明を添えた書面をもって報告を行う。
 - 3 第1項の場合において、事実調査請求の対象が理事長及び副理事長を含む複数の役員であったときは、通報相談窓口は、事実調査請求の対象となっていない役員の中から最も適切と判断される者1名に対して、その事由の説明を添えた書面をもって報告を行う。

(記録の保存)

第8条 本規程に基づく相談の内容及び結果については、●年間保管しなければならない。

(本規程の改正手続)

第9条 本規程は、あらかじめ、コンプライアンス委員会、事実調査委員会及び処分審査委員会の意見を聴いて、理事会の決議により変更することができる。

附則

本規程は、●年●月●日から施行する。

別紙6

モデル処分基準(試案)

目次

第1 目的	1
1. 本試案の目的	1
2. 対象となる違反行為	1
(1) 競技関係者の違反行為	1
(2) 加盟団体等の違反行為	1
第2 処分の内容及び種類	3
1. 処分の内容	3
(1) 基本的な処分内容	3
① 戒告(口頭注意)	3
② けん責(文書による注意)	3
③ 有期の登録資格停止(有期の登録等の禁止)	3
④ 無期の登録資格停止(無期の登録等の禁止)	4
⑤ 登録資格剥奪	4
(2) 金銭的処分	5
① 罰金	5
② 減俸	5
(3) その他の処分	5
① ボランティア活動従事等	5
② その他、法律及び協会又は加盟団体の定款に定める処分	6
2. 処分の種類	6
(1) 役員等	6
(2) 登録者	6
(3) その他の競技関係者	7
(4) 加盟団体等	7
第3 処分の決定に係る基本的な考え方	8
1. 処分の決定に係る法原則	8
① 罪刑法定主義	8
② 平等取扱の原則	8
③ 相当性の原則	8
④ 適正手続の原則	8
2. 処分内容に決定にあたって考慮すべき事項	9
(1) 処分内容の決定に当たって考慮すべき要素	9
① 違反行為の態様(回数・継続性)	9

② 違反行為者の地位・立場	9
③ 違反行為へ関与した人数の多寡	9
④ 被害者の人数	9
⑤ 結果の重大性	9
⑥ 違反行為の目的・動機(違反行為に至った経緯)	10
(2) 処分内容の決定にあたって考慮すべき情状等の要素	10
① 刑事処分の有無、解雇、退学等他で制裁を受けていた場合	10
② 過去の同様の違反行為の有無	10
③ 違反行為者の反省の有無	10
④ 違反行為者の日常的な態度	10
(3) 過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等	11
第4 処分の標準例	12
I 暴力・体罰・いじめ・パワハラ・セクハラ等	13
1. 暴力	13
【標準例】	13
<加重・軽減要素の例>	14
2. 指導者による暴言等	15
【標準例】	15
<加重・軽減要素の例>	16
3. 先輩後輩間における暴言等	17
【標準例】	17
<加重・軽減要素の例>	18
【本標準例を準用しうる類似事案】	18
4. 身体的接触を含むわいせつ行為	19
【標準例】	19
<加重・軽減要素の例>	20
5. 身体接触のないわいせつな言辞等の性的な言動	21
【標準例】	21
<加重・軽減要素の例>	22
6. 不合理な指導	23
【標準例】	23
<加重・軽減要素の例>	24
II スポーツ団体役員の不祥事	25
1. 不正経理	25
【標準例】	25
<加重・軽減要素の例>	26

2. 不適切経理.....	27
【標準例】.....	27
<加重・軽減要素の例>	28
III 法令等に反する会議体運営	29
【標準例】.....	29
<加重・軽減要素の例>	30
IV 未成年の飲酒喫煙・その他刑事事件等	31
1. 未成年者の飲酒・喫煙	31
【標準例】.....	31
<加重・軽減要素の例>	31
2. 薬物使用	32
【標準例】.....	32
<加重・軽減要素の例>	32
3. 刑事事件(財産犯).....	33
【標準例】.....	33
<加重・軽減要素の例>	33
4. 刑事事件(わいせつ事犯)	34
【標準例】.....	34
<加重・軽減要素の例>	34
5. 刑事事件(交通違反)	35
【標準例】.....	35
<加重・軽減要素の例>	35
V 競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為(八百長等)	36
【標準例】.....	36
VI 名誉棄損・信用棄損行為	37
【標準例】.....	37
VII 報告義務違反	38
【標準例】.....	38
VIII ドーピング違反	39
1. 制裁の主体.....	39
2. JADA 規程 2.1 項違反の場合	39
【標準例】.....	39
<加重・軽減要素の例>	40
第5 違反行為者以外の関係者、所属団体等に対する処分の考え方	41
1 違反行為の行為者と同じチームに所属する他の指導者に対する処分についての留意点 41	
(1) 基本的な考え方	41

2 違反行為の行為者と同じチームに所属する他の競技者に対する処分についての留意点	43
(1) 基本的な考え方	43
(2) 例外的な場合	43
3 違反行為の行為者が所属する団体等(チーム)に対する処分についての留意点	44
(1) 基本的な考え方	44
(2) 他の競技者に実質的な不利益をもたらす処分(出場停止等)について	44
4 違反行為を行った役員が所属する団体等又は他の役員に対する処分についての留意点	45
(1) 基本的な考え方	45
(2) 所属団体等に対する処分について	45
(3) 他の役員に対する処分について	45

第1 目的

1. 本試案の目的

本試案は、本協会及び加盟団体の関係者が、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為(以下「違反行為」という。)を行った場合に、本協会が、禁止行為規程に基づき、当該行為について、当該関係者(以下「違反行為者」という。)に対して行う処分に関し、その内容を決定するに当たって参考となる基準を定める。

なお、本試案にて使用する用語の定義は禁止行為規程に従うものとする。

2. 対象となる違反行為

(1) 競技関係者の違反行為

- ① 法令に違反すること。
- ② 本協会、加盟団体若しくは本協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること。
- ③ 本協会、加盟団体、本協会が加盟する団体、又は【競技名】にかかる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
- ④ 【競技名】に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
- ⑤ 【競技名】に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。
- ⑥ 【競技名】に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
- ⑦ その他、【競技名】に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
- ⑧ 第三者が前各項に定める行為を行うことを帮助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと。

(2) 加盟団体等の違反行為

- ① 法令に違反すること。
- ② 本協会、加盟団体若しくは本協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること。
- ③ 本協会、加盟団体、本協会が加盟する団体、又は【競技名】にかかる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
- ④ 【競技名】に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
- ⑤ 【競技名】に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を

及ぼすおそれのある不正行為に関与すること。

- ⑥ 【競技名】に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
- ⑦ その他、【競技名】に関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
- ⑧ 第三者が前各項に定める行為を行うことを帮助し、教唆し、若しくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと

※アンチ・ドーピングについては「第4 VII ドーピング」を参照

第2 処分の内容及び種類

違反行為者に対して処分を課すにあたっては、①処分が違反行為者に対して具体的にどのような影響を与えることになるのか(処分の内容)、②違反行為者にどのような処分を課すことができるのか(処分の種類)を十分に理解のうえ、違反行為に見合った処分を課す必要がある。

そこで、本試案において、禁止行為規程に記載された処分のうち、評議員等、役員等、登録者、又は加盟団体等に課す処分の内容及び種類について説明する。

なお、職員に対する処分については、各スポーツ団体の就業規則及び従業員懲戒規程に基づいて課されるため、本試案での説明は省く。

1. 処分の内容

(1) 基本的な処分内容

① 戒告(口頭注意)

違反行為について口頭で注意を行う。違反行為者の活動をいっさい制限するものではない形で、違反行為者の反省を促すために行う処分といえる。

主に、被害の程度が非常に軽微な違反行為に対して課すことが想定される。

評議員等・役員等・登録者・その他競技関係者・加盟団体等に広く用いられる処分である。

② けん責(文書による注意)

違反行為について、文書で注意を行う。文書に違反行為を記載して違反行為者に渡す形で注意をするものであり、再び違反行為を行った場合にはより重い処分が下されることを示唆することで更なる反省を促すものといえ、戒告よりも厳しい処分である。ただし、戒告と同様に、違反行為者の活動は制限されない。

主に、被害の程度等が軽微な違反行為に対して課すことが想定される。

こちらも評議員等・役員等・登録者・その他競技関係者・加盟団体等に広く用いられる処分である。

③ 有期の登録資格停止(有期の登録等の禁止)

具体的な停止期間としては、1か月～3, 4年程度が想定される。登録資格停止(登録等の禁止)とされた違反行為者は、その間、スポーツ団体における活動に参加できなくなるため、その点において違反行為者は実質的な不利益を被る。

有期の登録資格停止(登録等の禁止)処分を課す場合、課すことのできる期間に幅がある。そこで、資格停止期間を定めるに当たっては、その停止期間が違反行為者の活動にどのような影響(不利益)を及ぼすかを踏まえ、当該違反行為に対して相当であるか(過剰ではないか)を検討する必要がある。

上記のとおり、課すことのできる期間の幅が広いため、軽易な違反行為から重い違反行為にまで適用することができる。そこで、戒告・けん責と比較して、継続的に違反行為がなされた場合や、違反行為の具体的な内容が悪質である場合、又は被害の程度が軽微とはいえない違反行為に課すことが想定される。

こちらは、登録者・その他競技関係者・加盟団体等に用いられる処分である。

④ 無期の登録資格停止(無期の登録等の禁止)

原則、当該処分が課されることで、違反行為者は無期限に当該スポーツ団体に係る活動に参加できなくなるものであり、違反行為者は極めて大きな不利益を被る。なお、無期の登録資格停止処分(無期の登録等の禁止処分)を課す場合、一定年数が経過することによって復権を認めることができる想定されていることが多い。しかし、当該処分を課した時点では、資格停止等の期間が明示されておらず、違反行為者にとってはスポーツ権に対する重大な制約といえることから、当該処分は重大な違反行為に限定して適用すべきである。

こちらは、登録者・その他競技関係者・加盟団体等に用いられる処分である。

⑤ 登録資格剥奪

当該処分を課された違反行為者は、永久に当該スポーツ団体に係る活動に参加できなくなるものであり、復権(再登録や資格の再付与)も認められないものであり、当該スポーツ団体が課すことのできる最も重い処分といえる。

違反行為者は、当該スポーツ団体に係る活動にいっさい携わることができなくなるため、極めて甚大な不利益を被ることとなるため、重大な違反行為であり、かつ、違反行為者に有利な情状を加味しても課さざるを得ないような極めて重大・悪質な事案に限定して適用すべきである。

こちらは、登録者・その他競技関係者・加盟団体等に用いられる処分である。

(2) 金銭的処分

① 罰金

違反行為者に対し、金銭の支払いを命じることをいう。金銭の多寡及び対象となる加盟団体等の支払能力によっては、処分として軽くもなるし、重くもなるものである。

出場や登録資格の停止処分にそぐわない場合や、金銭処分が適切な場合に用いられる。

② 減俸

役員に対しては労働基準法の適用がないため、例えば、月額 10%カットを 3 か月間など大きな減俸が可能となる。違反行為者は本来得られる収入を得られなくなるため、減俸の程度によっては大きな不利益を被る。ただし、多くのスポーツ団体は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく法人であることから、その場合は同法の適用が前提となることに留意されたい。

(3) その他の処分

① ボランティア活動従事等

この処分は単独で、又は、戒告・けん責・有期又は無期の登録資格停止と併せて課すことができる。

例えば、ボランティア活動へ従事させることによって、違反行為者の競技活動を制約する点で、違反行為者に不利益となる。ただし、処分として違反行為者をボランティア活動に従事させることは、違反行為者にとってみれば、自らの社会的な信用を回復する機会となるものである。

また、違反行為者に対し反省文を提出させることは、違反行為者の活動を制約するものではなく、幅広く課すことが可能である。反省文は、違反行為者が任意に応じる限り、処分として特段問題はない。しかし、当該スポーツ団体において違反行為があったと認定されたものの、違反行為者が全面的に事実関係を争っている事案において、当該違反行為者に対し、反省文の提出処分を課し、これを提出しなかったことをもって更に違反行為として処分することは、二重処罰であるとして法的に問題が生じる場合もあるので留意されたい。

② その他、法律及び協会又は加盟団体の定款に定める処分

これまでに記載した処分に加え、法律及び協会又は加盟団体の定款において定めた処分を行うことが考えられる。典型的な例としては、役員等に対する降格処分や懲戒免職(解任)処分が考えられる。

降格とは、下位の資格・職位等へ移行させる処分をいう。資格・職位が降格した結果、報酬が減額されることで違反行為者に不利益となることから、違反行為の具体的な内容が悪質である場合、又は被害の程度が軽微とはいえない違反行為に課すことが想定される。

懲戒免職(解任)とは、違反行為者のスポーツ団体における地位を強制的に失わせる処分をいう。違反行為者は、当該スポーツ団体に係る活動にいっさい携わることができなくなり、極めて甚大な不利益を被ることとなるため、重大な違反行為であり、かつ、違反行為者に有利な情状を加味しても課さざるを得ないような極めて重大・悪質な事案に限定して適用すべきである。

なお、多くのスポーツ団体は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく法人であることから、上記の処分を行う場合は同法の適用が前提となることに留意されたい。

2. 処分の種類

評議員等、役員等、登録者、及び加盟団体等に課すことが可能な主な処分の種類は、以下のとおりである。

(1) 役員等

- ① 戒告(口頭注意)
- ② けん責(文書による注意)
- ③ 罰金
- ④ 減俸

(2) 登録者

- ① 戒告(口頭注意)
- ② けん責(文書による注意)
- ③ 罰金
- ④ 有期の登録資格停止
- ⑤ 無期の登録資格停止
- ⑥ 登録資格剥奪

(3) その他の競技関係者

- ① 戒告(口頭注意)
- ② けん責(文書による注意)
- ③ 罰金
- ④ 有期の登録等の禁止
- ⑤ 無期の登録等の禁止
- ⑥ 登録資格剥奪

(4) 加盟団体等

- ① 戒告(口頭注意)
- ② けん責(文書による注意)
- ③ 罰金
- ④ 有期の登録資格停止
- ⑤ 無期の登録資格停止
- ⑥ 登録資格剥奪

第3 処分の決定に係る基本的な考え方

1. 処分の決定に係る法原則

スポーツ団体が違反行為者に対して不利益な処分を行うにあたっては、以下の基本的な法原則に則って処分を課すべきである。

①罪刑法定主義

違反行為とこれに対する処分の種類・内容・程度が、違反行為がなされる前にスポーツ団体の規程上あらかじめ明記されていること。

②平等取扱の原則

スポーツ団体内において発生した同種の違反行為に対して課す処分は、同一種類・同一内容であるべきこと。

③相当性の原則

違反行為の内容・結果に照らし、処分の重さが相当であること(重すぎてはならないし、軽すぎてもならない。)。

④適正手続の原則

スポーツ団体が決めた手続に則って、違反行為者に対し処分を行うこと(特に、処分を課すにあたっては、違反行為者に弁明の機会を与えることが重要である)。

2. 処分内容に決定にあたって考慮すべき事項

相当性の原則(上記1③)からすれば、違反行為者に対して課す処分は、当該違反行為の内容や当該違反行為によって及ぼされた結果等を踏まえ、相当な処分内容となるようにしなければならない。

そこで、違反行為に相当する処分内容を決めるには、原則として、次に掲げる事項について考慮することになる。

(1) 処分内容の決定に当たって考慮すべき要素

① 違反行為の態様(回数・継続性)

ex)継続的に違反行為を実施した場合や、違反行為の回数が多い場合には、行為態様が悪質と評価されやすい。

② 違反行為者の地位・立場

ex)違反行為者が当該スポーツ団体において権限ある地位にある場合にあり、自らが持つ権限を悪用して違反行為を実施した等の事情は、行為態様が悪質と評価される場合がある。

③ 違反行為へ関与した人数の多寡

ex)違反行為に多数の者が関与している等の事情は、行為態様が悪質と評価される場合がある。

④ 被害者の人数

ex)被害者が多数に及んでいる場合は、処分内容が重くなる可能性がある。

⑤ 結果の重大性

ex)被害の程度が重ければ重いほど、結果が重大であると評価される。

⑥ 違反行為の目的・動機(違反行為に至った経緯)

ex)身勝手な動機(私的目的での不正経理など)は、行為態様が悪質と評価され得る。また、違反行為を隠蔽しようとしたり、スポーツ団体への報告が必要にもかかわらず当該報告を怠った事実についても、行為態様が悪質であったと評価される。

(2) 処分内容の決定にあたって考慮すべき情状等の要素

① 刑事処分の有無、解雇、退学等他で制裁を受けていた場合

すでに社会的な制裁を受けていることで、スポーツ団体としての処分としては有利な情状に加味される可能性がある。

なお、スポーツ団体による処分が課される前に、当該違反行為者が自主的に活動を自粛する等の対応を行う場合がある。そもそも当該自粛については、その内容の妥当性 자체も問題となる余地があるが、理屈上はスポーツ団体の処分と当該自粛等の対応は別のものであり、必ずしも処分に際して考慮すべき要素となるわけではない。ただし、スポーツ団体が処分を課すに際しては、実質的な二重処罰を回避する目的で、先になされた自粛等の対応の内容やその期間を考慮することも考えられる。

② 過去の同様の違反行為の有無

過去に同様の違反行為を行っていた場合には、不利な情状に加味される可能性がある。なお、同種の違反行為でない場合は原則として考慮すべきではないが、違反行為者の日常的な態度に問題がある場合には考慮される可能性があり得る。

③ 違反行為者の反省の有無

反省を示していることや被害者との間で示談が成立していることは、違反行為者に有利な情状として考慮され得る。

④ 違反行為者の日常的な態度

違反行為者の日常的な態度が良好であった場合は、有利な情状として加味される可能性があり得る。

(3) 過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等

平等取扱の原則(上記1②)からすれば、特段の事情がない限り、同種の事案には同種・同程度の処分をしなければならない。

特に、違反行為者の立場(例えば、当該違反行為者がスポーツ団体に対し大きな影響力を有している場合や当該違反行為者が強豪チームに所属している等の事情)によって処分の内容が左右されるべきではない。

第4 処分の標準例

第1から第3にかけて記載した基本的な考え方に基づき、以下、処分の標準例を記載する。本試案において示している標準例は、代表的な違反行為ごとに標準的な処分の内容を例として掲げたものであって、絶対的なものではなく、以下に示した標準例における処分の内容自体も、一定程度の幅を持たせた記載となっている。

実際の処分内容の決定に当たっては、本試案に記載された処分の内容を単にそのまま適用するのではなく、事案の詳細及びスポーツ団体における過去の処分とのバランスを考慮し、当該事案に応じた適切な処分が行われるよう努めなければならない。

※なお、下記標準例に掲げられていない違反行為についても、当然のことながら処分の対象となり得るものであり、この場合、標準例に掲げる取扱い等も参考としつつ、判断する。

I 暴力・体罰・いじめ・パワハラ・セクハラ等

1. 暴力

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、暴行を振るった。

- (1) 被害者が傷害に至らず暴行に止まった場合には、有期の登録資格停止[中期:1か月以上6か月以下]とする。
- (2) 被害者が全治1か月未満の傷害を負った場合には、有期の登録資格停止[長期:6か月以上]とする。
- (3) 被害者が1か月を超える傷害を負った場合、死亡するに至った場合、重大な後遺障害が残る傷害を負った場合又は刑事処分がされた場合には、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素(処分内容を重くする)

加害者が指導者の場合、加害者が複数の場合、怪我の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮された場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等

○軽減要素(処分内容を軽減する)

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

2. 指導者による暴言等

【標準例】

指導者が、特定の競技者(被害者)に対し、人格を否定するような発言・侮辱等(以下「暴言等」)を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかつた場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止[中・長期:6か月以上1年以下]とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、登録資格剥奪とする。

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素

加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。なお、指導者と競技者が共同して行った場合は指導者の方が重い。

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

【本標準例を準用しうる類似事案】

指導者が、特定の競技者を無視したり、正当な理由なく練習にさせないなど、指導者による嫌がらせ行為

3. 先輩後輩間における暴言等

【標準例】

先輩競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、暴言等を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかつた場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、有期の登録資格停止 [中・長期:6か月以上1年以下]とする。
- (3) 暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]とする。
- (4) 暴言等を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者的心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

先輩後輩関係など上下関係に基づいて行われた場合、加害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している、示談の成立、解雇・退学などなど他で制裁を受けている場合等

【本標準例を準用しうる類似事案】

チーム内でのいじめ行為

4. 身体的接触を含むわいせつ行為

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者(被害者)の意に反して、身体的な接触を含むわいせつ行為を行った。

- (1) 被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかつた場合、有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上6か月以下]とする。
- (2) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、①指導者は有期の登録資格停止[長期:6か月以上]、②競技者は有期の登録資格停止[中・長期:6か月以上1年以下]とするとする。
- (3) わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、①指導者は有期の登録資格停止[長期:1年以上]、②競技者は有期の登録資格停止[長期:1年以上]又は無期の登録資格停止とする。
- (4) わいせつ行為を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、①指導者は登録資格剥奪、②競技者は無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素

加害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

5. 身体接触のないわいせつな言辞等の性的な言動

【標準例】

指導者又は他の競技者が、特定の競技者(被害者)の意に反して、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動(以下「性的言動」という)を行った。

- (1) 被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の競技者の競技活動環境を悪化させるまでに至らなかつた場合、有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上3か月以下]とする。
- (2) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感等の苦痛を感じ、かつ被害者及びその周囲の者の競技活動環境を悪化させた場合、①指導者は有期の登録資格停止[中・長期:3か月以上]、②競技者は有期の登録資格停止[中・長期:3か月以上1年以下]とする。
- (3) 性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者の競技活動に支障が生じた場合、①指導者は有期の登録資格停止[長期:1年以上]、②競技者は有期の登録資格停止[長期:1年以上]又は無期の登録資格停止とする。
- (4) 性的言動を繰り返し、①退部など当該競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な障害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、①指導者は登録資格剥奪、②競技者は無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退学など他で制裁を受けている場合等

6. 不合理な指導

【標準例】

指導者又は競技者が、特定の競技者(被害者)に対し、競技力の向上とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、罰としての特訓など不合理な指導(以下「不合理な指導」という。)を行った。

- (1) 被害者の競技活動に支障が生じるまでに至らなかつた場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害(全治2週間程度まで)した場合、有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上3か月以下]とする。
- (3) 不合理な指導を繰り返し、被害者の心身を傷害(全治2週間以上のもの)した場合、有期の登録資格停止[傷害の程度により、中・長期3か月以上1年以下]とする。
- (4) 不合理な指導を繰り返し、①退部など競技活動の中止に至らせた場合、②死に至らしめた場合、③被害者の心身に重大な傷害を与えた場合又は④刑事処分をされた場合、登録資格剥奪とする。

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素

不合理な指導であること知っているながら不合理な指導を行った場合、加害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる。

不合理な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合、等。なお、指導者と競技者が共同して行った場合は指導者の方が重い。

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立等

II スポーツ団体役員の不祥事

1. 不正経理

【標準例】

スポーツ団体の経理担当役員が、国から受けていた補助金について、架空の領収書を用いたり、委託先業者と通謀するなどして経費を水増し請求することで不正な利益を得た。

- (1) 不正経理に関し、上位の者からの指示に従っていたにすぎない場合には、減俸又は降格とする。
- (2) 不正経理に主体的に関与し、他の目的(自己の利益を図った場合を除く。)に流用した場合には、降格又は懲戒免職とする。
- (3) 不正経理に主体的に関与し、自己の利益を図った場合には、懲戒免職とする。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不正経理の期間が長期である場合、調査に対して非協力的又は事実の隠蔽を図った場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、流用した金員を返還した場合等

2. 不適切経理

【標準例】

スポーツ団体の役員が、簿外資産を管理し、報酬規程等何らの根拠もないまま、他の役員に対し役員報酬以外の名目で多額の金銭を交付した結果、当該スポーツ団体が多額の赤字を計上することとなつたことが判明した。

- (1) 不適切経理に関し、上位の者からの指示に従っていたにすぎない場合には、減俸又は降格とする。
- (2) 不適切経理に主体的に関与し、他の目的(自己の利益を図った場合を除く。)に流用した場合には、降格又は懲戒免職とする。
- (3) 不適切経理に主体的に関与し、自己の利益を図った場合には、懲戒免職とする。

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素

加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不適切経理の期間が長期である場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、流用した金員を返還した場合等

III 法令等に反する会議体運営

【標準例】

スポーツ団体において、法令上必要とされている社員総会が数年間開催されていなかった。また、当該スポーツ団体においては、スポーツ団体の規程で理事会決議事項とされている事項について、理事会決議なく実施されていた。

- (1) 法令等に反する会議体運営に関し、主体的に関与せず、これを是正しなかったにすぎない場合には、けん責又は減俸とする。
- (2) 法令等に反する会議体運営に主体的に関与した場合には、降格又は懲戒免職とする。
- (3) 法令等に反する会議体運営に主体的に関与し、自己の利益を図った場合には、懲戒免職とする。

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素

スポーツ団体に具体的な不利益が生じた場合、法令等の違反の程度が重大な場合、虚偽の報告や事実の隠蔽を図った場合等

○軽減要素

真摯に反省している場合、法令等の違反の程度が軽微な場合、法令違反等の瑕疵を治癒するような方策がなされた場合等

IV 未成年の飲酒喫煙・その他刑事事件等

1. 未成年者の飲酒・喫煙

【標準例】

スポーツ団体に登録のある高校生(未成年者)が喫煙していることが発覚した。

戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上3か月以下]とする。

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素

常習的に喫煙をしていた場合、練習中に喫煙していた場合、等

○軽減要素

真摯に反省している場合、等

2. 薬物使用

【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が薬物を使用していることが発覚した。

- (1) 事案の程度が軽微な事案の場合、戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止とする。
- (2) 事案の程度が重大な事案の場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素

常習性が認められる場合、薬物への依存が高い場合、等

○軽減要素

違反行為者が未成年者の場合、真摯に反省している場合、等

なお、薬物使用については、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反にも該当する場合があり得る。この場合、当該違反行為者には日本アンチ・ドーピング規律パネルによる制裁が課されるが、これに加えて、スポーツ団体が薬物使用を理由として制裁を課すことは、WADA 規程違反となり認められない可能性があることに留意されたい（「VIII アンチ・ドーピング規則違反」参照）。

3. 刑事事件(財産犯)

【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が万引きで逮捕された。

- (1) 被害の程度が軽微な事案の場合、戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止とする。
- (2) 被害の程度が重大な事案の場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]、無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素

常習的に万引きをしていた場合、当該競技に関する物品を万引きした場合、
営利目的で万引きを行っていた場合、等

○軽減要素

真摯に反省している場合、示談の成立、等

4. 刑事事件(わいせつ事犯)

【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が女性に対する強制わいせつ罪の容疑で逮捕された。

- (1) 被害者に対する被害の程度が軽微な場合、有期の登録資格停止[長期:1年以上]又は無期の登録資格停止とする。
- (2) 被害者に対する被害の程度が重大な場合、登録資格剥奪とする。

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素

違反行為者と同じチーム内の競技者が被害者である場合等

○軽減要素

示談の成立等

5. 刑事事件(交通違反)

【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が自動車を運転中に人身事故を起こした。

- (1) 被害者に対する被害の程度が軽微な場合、戒告又はけん責、罰金とする。
- (2) 被害者に対する被害の程度が重大(被害者が死亡した場合も含む。)な場合、有期の登録資格停止又は無期の登録資格停止とする。

＜加重・軽減要素の例＞

○加重要素

酒気帯び運転／酒酔い運転中の事故の場合、無免許運転の場合、等

○軽減要素

相手方の過失が大きい場合、真摯に反省している場合、示談の成立等

V 競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為(八百長等)

【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が、自身が参加する試合において八百長行為を勧いた。

原則として無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

VI 名誉棄損・信用棄損行為

【標準例】

スポーツ団体の役員が、何ら根拠のない事実をマスコミに示して、当該スポーツ団体を誹謗中傷した。

- (1) 被害の程度が軽微な場合、戒告又はけん責とする。
- (2) 被害の程度が重大な場合、減俸又は降格とする。
- (3) 被害の程度が甚大かつ回復し難い損害を被った場合、懲戒免職とする。

VII 報告義務違反

【標準例】

指導者が不在中の練習において事故が発生し、選手が傷害を負ったにもかかわらず、当該チームの責任者(指導者等)が当該事故に関しスポーツ団体に対する報告を怠った。

戒告、けん責、罰金又は有期の登録資格停止[短・中期:1か月以上3か月以下]とする。

VIII アンチ・ドーピング規則違反

1. 制裁の主体

日本の多くのスポーツ団体では、アンチ・ドーピング規則違反の場合、WADA 規程及び JADA 規程に基づき、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる制裁が課されており、スポーツ団体が独自で制裁を課すことは、想定されていない（一部の団体を除く。）。むしろ、スポーツ団体が日本アンチ・ドーピング規律パネルによる制裁に加えて、独自の追加的な制裁を課す場合は、WADA 規程違反が問題となりうる。

2. JADA 規程 2.1 項違反の場合¹

【標準例】

資格停止期間の原則は、4 年間である。ただし、以下の場合、資格停止期間は 2 年間となる。

- ①違反が特定物質に関連しない場合で、競技者が違反が意図的でなかった旨を立証できた場合
- ②違反が特定物質に関連し、JADA が違反が意図的であった旨を立証できない場合

¹ 平成 19 年度から平成 29 年度までの日本アンチ・ドーピング規律パネル決定によれば、わが国のアンチ・ドーピング規則違反事例のうち、9 割以上が、JADA 規程 2.1 項違反である。JADA 規程 2.1 項違反以外の事例としては、検体採取の拒否（JADA 規程 2.3 項違反）、競技者に対する禁止物質の投与（JADA 規程 2.8 項違反）の事例がある。

<加重・軽減要素の例>

○加重要素

複数回の違反を行った場合

→ より厳格な制裁が課される(JADA 規程 10.7 項)

○軽減要素

過誤又は過失がない場合

・例 第三者から禁止物質を投与されたことを立証した事例

→ 資格停止期間が取り消される(JADA 規程 10.4)

「重大な過誤又は過失」がない場合

・例 サプリメントの外箱に、「禁止物質は入っていません。」との表示があつたにもかかわらず、当該サプリメントに禁止物質が混入していた場合

→ 過誤の程度に応じて、資格停止期間が短縮される(JADA 規程 10.5)

第5 違反行為者以外の関係者、所属団体等に対する処分の考え方

ある違反行為に対し、当該違反行為者がチームに所属する場合において当該チームに所属する他の指導者・競技者に対して処分する場合や、当該違反行為者が所属する加盟団体等を処分する場合には、以下の点に留意するものとする。

なお、以下の留意点は、参考となる考え方を示したものであって、処分の決定に当たっては、過去の処分とのバランスも考慮しつつ、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めなければならない。

1 違反行為の行為者と同じチームに所属する他の指導者に対する処分についての留意点

(1) 基本的な考え方

- 当該違反行為の発生を防止すべき立場にある指導者が、当該違反行為の発生を知りながら、当該違反行為を助長し、隠ぺいし又は放置した場合には、当該指導者も行為者と同等の責任が生じるといえることから、当該違反行為の行為者と同等の処分を行うものとする。
- 当該違反行為の発生を防止すべき立場にある指導者が、当該違反行為の発生を把握することができる状況にありながら、過失により当該違反行為の発生を把握することができず、当該違反行為の発生を防止できなかった場合には、(1)の場合と比べれば当該指導者の責任は同じとは言えないものの、過失によって当該違反行為の発生を把握することができず、その結果、当該違反行為の発生を防止できなかった点に責任があるといえる。そこで、当該指導者に対しては、当該違反行為の行為者に準じた処分を行うものとする。
- 当該違反行為の発生を防止すべき立場にある指導者が、当該違反行為の発生を把握することができず、かつ、把握することができなかつたことについて過失も認められない場合には、基本的には当該違反行為の発生を防止することは困難な状況であったといえるが、結果として当該違反行為の発生を防止できなかつた点に関しては当該指導者にも責任があるといえる。そこで、当該指導者に対しては、原則として戒告又はけん責とする。
- 形式的には同じチームに所属している場合であっても実質的には完全に指導の対象が

分かれている場合や、単に指導者として名前だけを連ねているのみで実質的な指導をまったく行っていない場合等、当該違反行為の発生を防止すべき立場にない指導者に対しては、原則として何らの処分も行わないものとする。

2 違反行為の行為者と同じチームに所属する他の競技者に対する処分についての留意点

(1) 基本的な考え方

- チームに所属する競技者は、通常、チームの他の競技者を管理する責任や、他の競技者が違反行為を起こさないよう配慮する義務を負っていないと考えられる。したがって、チーム内の他の競技者が違反行為を行ったとしても、他の競技者は連帯して責任を負う必要はなく、原則として、他の競技者に対しては処分をしない。しかし、以下の(2)(3)の場合は、例外的に他の競技者に処分が及ぶことが考えられるので、留意する必要がある。

(2) 例外的な場合

- 他の競技者が、違反行為者の違反行為を手伝ったり(見張りなど)、違反行為を助長させるような関与を行った場合は、当該他の競技者自身の行為についての責任が問題になる可能性がある。
- 他の競技者全員が個別に違反行為の責任を負うとまではいえない場合でも、チーム全体に違反行為を許容するような習慣や土壌があり、それをチームが受け入れていた(黙認している場合も含む。)ような場合など、違反行為者個人の責任で片付けるべきではないという事案では、例外的にチームとして処分される場合がある。この場合、チームが処分を受けた結果、直接的には違反行為を行っていない競技者も処分を受ける(出場停止等)ことになる。

3 違反行為の行為者が所属する団体等(チーム)に対する処分についての留意点

(1) 基本的な考え方

違反行為の行為者が所属する団体等(チーム)に対する処分については、当該所属団体に所属する違反行為に関与していない他の競技者のスポーツ権を侵害しないよう配慮することが必要である。

それゆえ、所属団体に対する制裁は、原則として、他の競技者のスポーツ権を侵害しない処分の種類である、戒告又はけん責によるものとすべきである。

(2) 他の競技者に実質的な不利益をもたらす処分(出場停止等)について

所属団体の登録資格停止や登録資格の剥奪等の処分は、違反行為を行っていない所属団体に所属する他の競技者のスポーツ権を制約することから、違反行為者個人の責任として当該違反行為者に処分を課すだけでは不十分な事案に限定して課すべきである。そこで、違反行為者以外の所属団体に所属する他の競技者についても行為者と同等(若しくは行為者に準じた)処分を行う必要性が高い等の特段の事情がある場合に限り、他の競技者に実質的な不利益をもたらす処分を課すことができるものとする。例えば、所属団体の複数の指導者又は競技者が加害者となる形で違反行為が行われ、所属団体の他の競技者において当該違反行為の存在を把握しながら何らの防止措置や報告等がなかつたため、重大な結果が発生することを防げなかつた場合等である。

なお、違反行為の行為者が所属する団体が既に十分な社会的制裁を受けていると認められる場合や、所属団体において既に十分な自主的処分が行われている場合には、所属団体に対して行う処分の軽減を検討するものとする。ただし、所属団体に対して行う処分の軽減を目的として、過剰な自主的処分(自粛)が行われるべきでないことは言うまでもない。

4 違反行為を行った役員が所属する団体等又は他の役員に対する処分についての留意点

(1) 基本的な考え方

所属団体等の役員が違反行為を行った場合、個人責任の原則からすれば、原則としてその責任は当該役員のみが負うべきものであり、所属団体及び他の役員が責任を負うべきとはいえない(特に、当該違反行為が自らの私的な目的に向けてなされたものであるとすれば、当該責任は、違反行為を行った当該役員のみが負うべきである。)。しかし、以下の(2)(3)の場合は、例外的に所属団体又は他の役員に処分が及ぶ可能性があるので、留意する必要がある。

(2) 所属団体等に対する処分について

違反行為が所属団体等全体の意思に沿ってなされていた場合や、所属団体等が当該違反行為がなされていることを黙認していた場合等、所属団体等として違反行為を積極的であれ消極的であれ認めていた等の事情がある場合には、違反行為を行っていた役員のみならず、当該所属団体等に対する処分を行う必要がある場合がある。

(3) 他の役員に対する処分について

上記(2)に基づいて所属団体等に対する処分がなされた場合、違法行為を行っていない他の役員は、所属団体等が処分されることによって間接的に自らも処分を受ける形となる。また、他の役員は、当該役員の違反行為を手伝ったり、違反行為を助長させるような関与を行った場合には、当該他の役員自身の行為についての責任が問題になる可能性がある。

以上

スポーツ団体向け モデル危機管理マニュアル

第 1 版

作 成 者	
作 成 日	
最終更新日	

スポーツ団体向け	1
モデル危機管理マニュアル	1
危機管理フロー全体イメージ(兼 目次)	4
スポーツ団体のステークホルダーイメージ	6
第1 危機管理とは	7
1 定義	10
2 目的	10
(1)役職員に危機管理の重要性を理解させる	10
(2)有事の際、混乱なく迅速かつ適切な対応が期待できる	10
第2 対象範囲	11
(1)自然災害	11
(2)事故	11
(3)インフルエンザ等の感染症	11
(4)犯罪	11
(5)スポーツのインテグリティを棄損する事態	11
(6)個人情報の流出	11
(7)その他スポーツ団体の経営及び運営上の緊急事態	11
第3 体制	12
担当者の設定	12
ステークホルダーの緊急連絡先(備忘用)	12
第4 アクションリスト	13
1 初動アクション	13
役割分担表(【クライシスレベル1】)	13
役割分担表(【クライシスレベル2・3】)	13
公表基準	14
情報公開レベル	14
2 内部向けアクション	15
3 外部向けアクション	16
第5 各トラブル類型の個別の対応	17
第6 各規程類との連携	18

危機管理フロー全体イメージ



予防統制

- 再発防止策を平時の予防統制に実装
- 再発防止策の実践・PDCAサイクル回転



信頼回復

- スポーツ団体の自浄能力を世間に周知

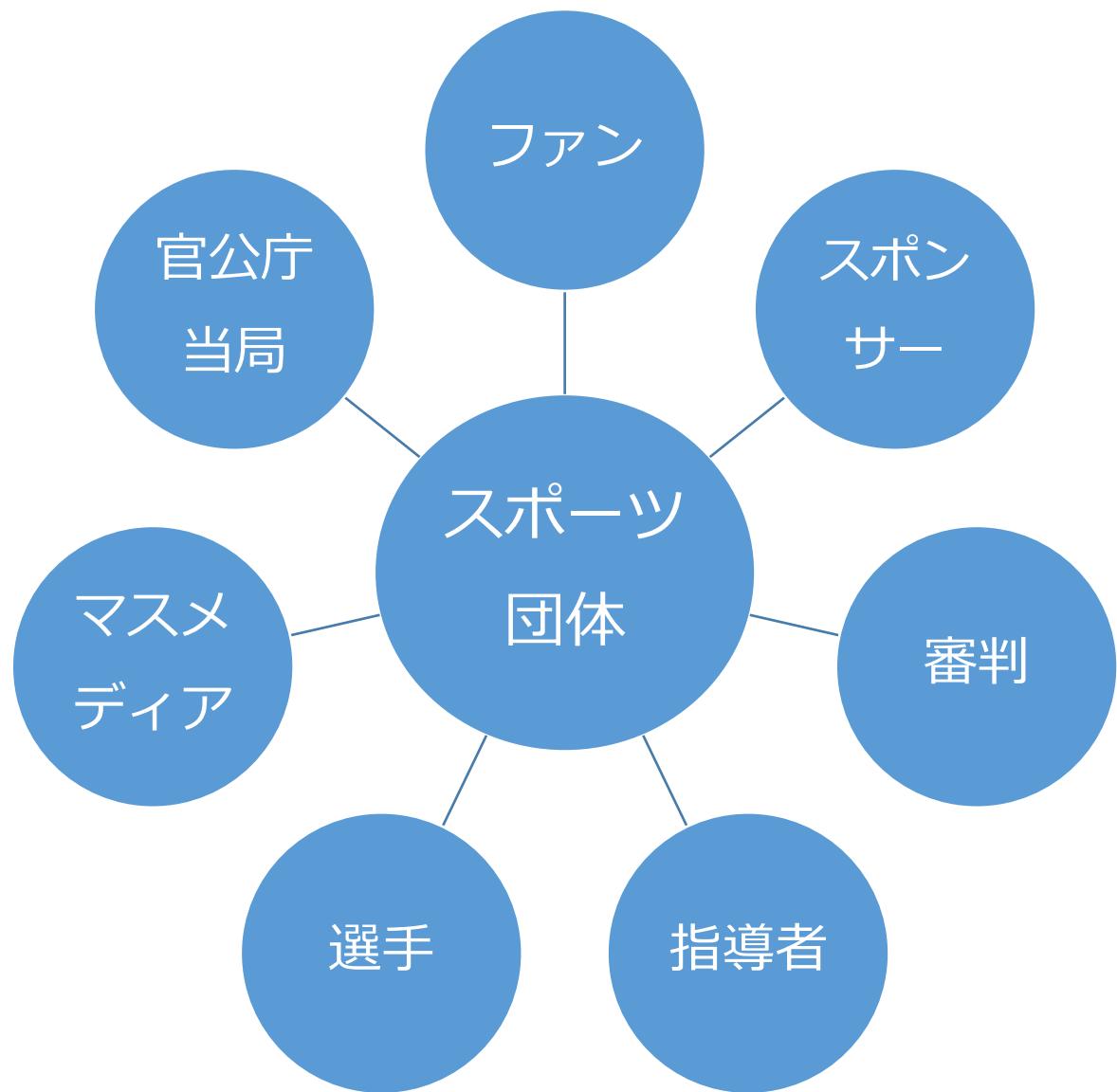


競技発展

- 競技人口の増大



スポーツ団体のステークホルダーイメージ



第1 危機管理とは

危機管理とは、リスク（危機）をコントロールし最小限に抑制する方法という意味で使用されるのが一般的である。

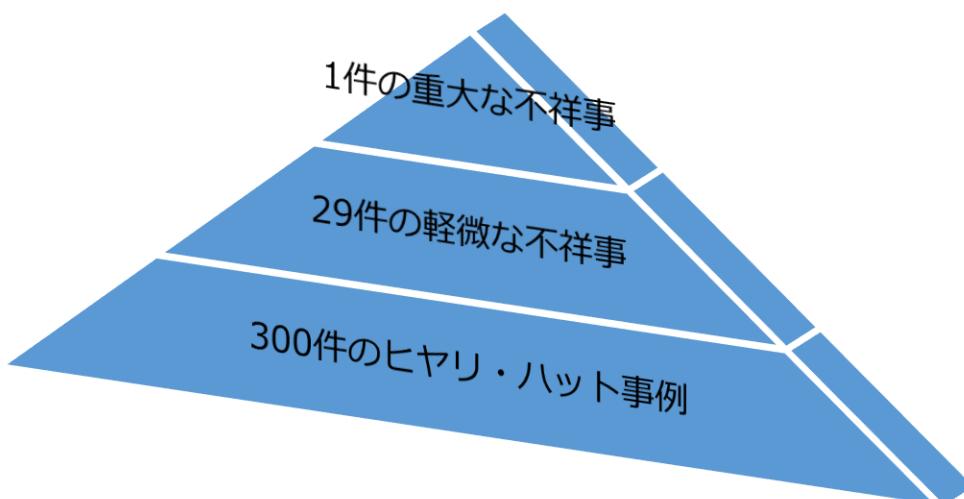
その内容をより具体化すれば、

- I. 将来生じるかもしれない事故・紛争やトラブル等不幸な事態によって生じ得る精神的・経済的損失を未然に回避する手法
- II. 仮に危機を回避できなかった場合でも、次善の策として被害の拡大を防止又は軽減し、被害を最小限に食い止める手法
- III. 既に発生してしまった紛争・トラブルについて、有効かつ効率的な対処を検討・策定し、それ以降同様の紛争・トラブルを発生させない手法

の3つの場面に分かれる。

では、具体的にスポーツ団体としてはどのようにリスクマネジメントを実践すれば良いのか。

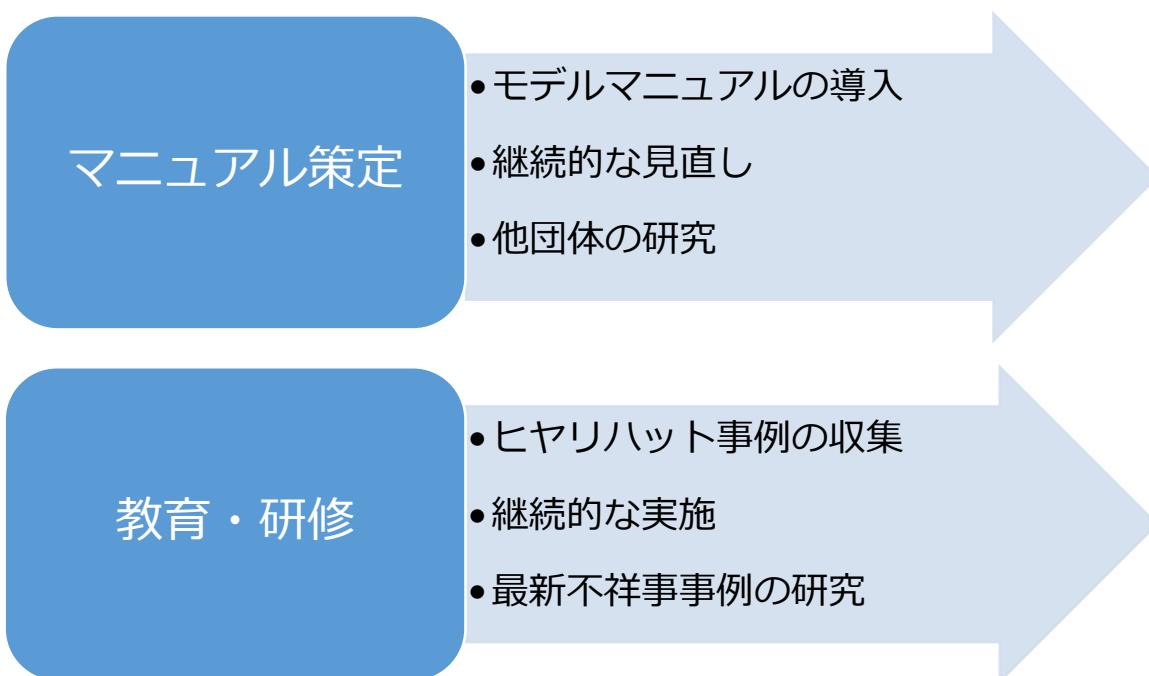
まず、「I 将来生じるかもしれない事故・紛争やトラブル等不幸な事態によって生じ得る精神的・経済的損失を未然に回避する手法」については、労働災害における経験則の1つとして「ハインリッヒの法則」が有名だが、この考え方はスポーツ団体のリスクマネジメントにおいても応用できる。つまり、重大な不祥事1件の裏には、軽微な不祥事事案29件があり、さらにその裏にはヒヤリハット事例300件が潜んでいるというものである。スポーツ団体の役職員としては、この法則を肝に銘じ、普段何気なく処理している業務から、ヒヤリハット事例を検知し、その後の不祥事事案に繋げないという意識が肝要であろう。



そして、リスクマネジメントを推進するため、まずは責任者を決める必要がある。責任者は、ヒヤリハット事例の収集、マニュアルの整備、教育、研修のプログラムの策定について、（後回しにならないように）計画的に取組まなければならない。そして、より多くの事例を知るため、自分が所属する団体の事例だけではなく、他の団体の事例も積極的に収集する必要がある。

さらに、危機発生時に迅速な対応を行うことができるよう、また対応の抜け漏れが生じないように、マニュアルを作成することが重要である。本マニュアルの「第2」以降のモデル危機管理マニュアルを基礎として、スポーツ団体で不祥事が発生した場合の対応方法について日本スポーツ仲裁機構（JSAA）がウェブサイト上で公開しているガイドブック¹や、「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月31日文科初第1785号）²を参照しながら関係者間で検討を重ね、そのスポーツ団体の実態に即したマニュアルを作成する必要がある。

加えて、マニュアル内容や事故事例を共有化するため、その内容を役職員に周知して注意を促さなければならない。特に、スポーツ団体の役員は専従ではなく他の仕事を掛け持ちしている場合が多いため、計画的に情報共有を行い、教育・研修の機会を設ける必要がある。スポーツ団体の規模に合わせ、無理のないPDCAサイクルを構築し、3年計画で取り組むなど、無理なく実施さえすれば、直ちに対応を開始できるはずであり、時間や人員に余裕がない、または予算に余裕がないということは理由にならないということを認識しておくべきである。



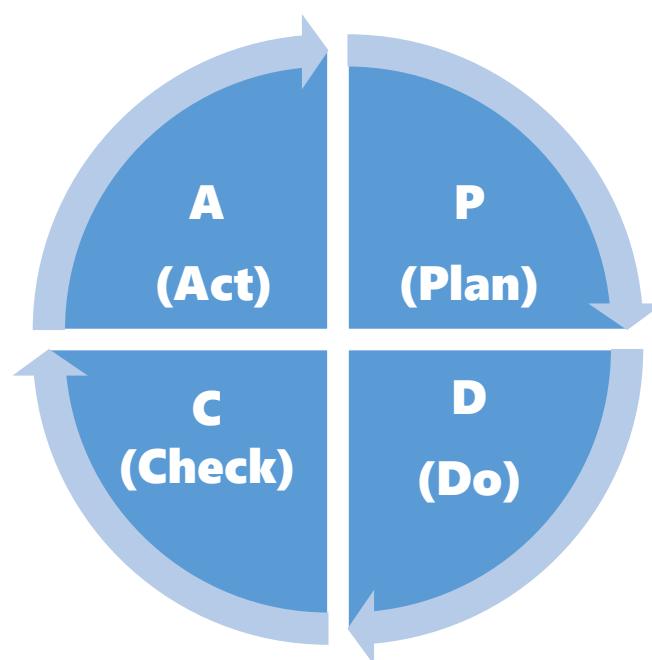
次に、「II 次善の策として被害の拡大を防止又は軽減し、被害を最小限に食い止める手法」及び「III 有効かつ効率的な対処を検討・策定し、それ以降同様の紛争・トラブルを発生させない手法」については、（スポーツ事故に関する記述がメインではあるものの、不祥事事案についても応用できる内容が記載されている）日本体育協会「スポーツリスクマネジメントの実践 — スポーツ事故の防止と法的責任 —」³が参考になる。

¹ <http://www.jsaa.jp/guide/governance/governance.pdf>

² http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1369565.htm

³ http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabushien/risk_webbook2015/index.html

すなわち、リスクマネジメントの PDCA (PLAN (計画)、DO (実施)、CHECK (評価)、ACT (改善) の4つの) サイクルを回し、日々改善を図ることが肝要である。具体的には、スポーツ団体を取り巻くリスクは何かを把握した上で、重大なリスク要因となり得るものを抽出し、マニュアルの作成・研修の実施計画など、リスクマネジメントの取組み計画を作り (PLAN (計画))、作成したリスクマネジメントの PLAN (計画) を役職員に周知・徹底するなど、計画どおりに実践する (DO (実施))。そして、リスクマネジメントの取組みが適切だったのか、計画どおりに実践できたのか、出来なかった場合には何が悪かったのかを検証し (CHECK (評価))、CHECK (評価) の検証結果を改善するため、不十分だったところを分析・検証し、翌年度にはさらに効果が上がるような取組みを行うべきである (ACT (改善))。



スポーツ団体の活動規模から考えれば、トラブルが全く発生しない、などということはあり得ず、むしろ発生することを前提にどのような対策を講じておくのか、という観点が非常に重要である。加えて、このような危機管理に問題が生じた場合、そもそもトラブルに加えてさらにトラブルが発生するため、極めて大きな問題に発展してしまう。危機管理対策に関しても、コンプライアンス推進組織の活動として十分なチェックアンドバランスを発揮させなければ、致命的に甚大なトラブルとなる。

また、危機管理はただでさえ緊急的な対応が求められ、かつスポーツ団体は不慣れなトラブルに対応しなければならない。普段からの役職員に対する危機管理に対する意識付けも必要であるため、コンプライアンス教育の一環としての危機管理教育も重要である。

1 定義

スポーツ団体にとっての危機的状況を予測・防止し、被害を極小化するため、平時から、不祥事、事故、天災といった有事の対応方法について計画し、事前準備をするプロセスのこと

2 目的

(1) 役職員に危機管理の重要性を理解させる

危機管理を機能させるにあたっては、危機管理を指揮する役員と実行部隊である各職員が、危機管理の重要性やその対応方法をきちんと認識し理解していかなければならない。役員・職員の理解が欠如していると、危機管理がうまく機能せず、有事での対応が後手に回る危険があるからである。

そこで、マニュアルという「危機管理の見える化」による危機管理の具体化によって、役員・職員に危機管理の重要性を認識・理解させる必要になる。

(2) 有事の際、混乱なく迅速かつ適切な対応が期待できる

有事の際には迅速な対応が求められるため、事が起ころってから本格的な対応を考えたのでは遅きに失することになり、スポーツ団体の信頼毀損のおそれがある。

そのため、マニュアル作成という作業を通じて、企業自身が当事者意識をもって、将来の不祥事等を想定して事前に対応方針、対応方法などを検討し、有事の際に、必要なアクションに漏れがなく、また迅速かつ適切に対応できるよう備えておくことにより被害を最小限に食い止めることが肝要である。

第2 対象範囲

(1) 自然災害

- ① 地震や津波による災害
- ② 台風、ゲリラ豪雨等の災害



(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- ② スポーツ団体の活動に起因する重大な事故
- ③ 役職員にかかる重大な人身事故



(3) インフルエンザ等の感染症



(4) 犯罪

- ① 建物施設破壊、放火、誘拐、恐喝、脅迫及びサーバーへの攻撃を含む外部からの不法な攻撃
- ② 試合や競技会・フェスティバル等に対する外部からの不法な攻撃
- ③ スポーツ団体の法令違反、役職員による背任、横領等の不祥事
- ④ 所属選手その他アントラージュによる刑事事件



(5) スポーツのインテグリティを棄損する事態

- ① 体罰・暴力
- ② パワーハラスメント・セクシャルハラスメント
- ③ ドーピング
- ④ 八百長
- ⑤ その他スポーツのインテグリティを毀損する事態



(6) 個人情報の流出



(7) その他スポーツ団体の経営及び運営上の緊急事態



第3 体制

担当者の設定

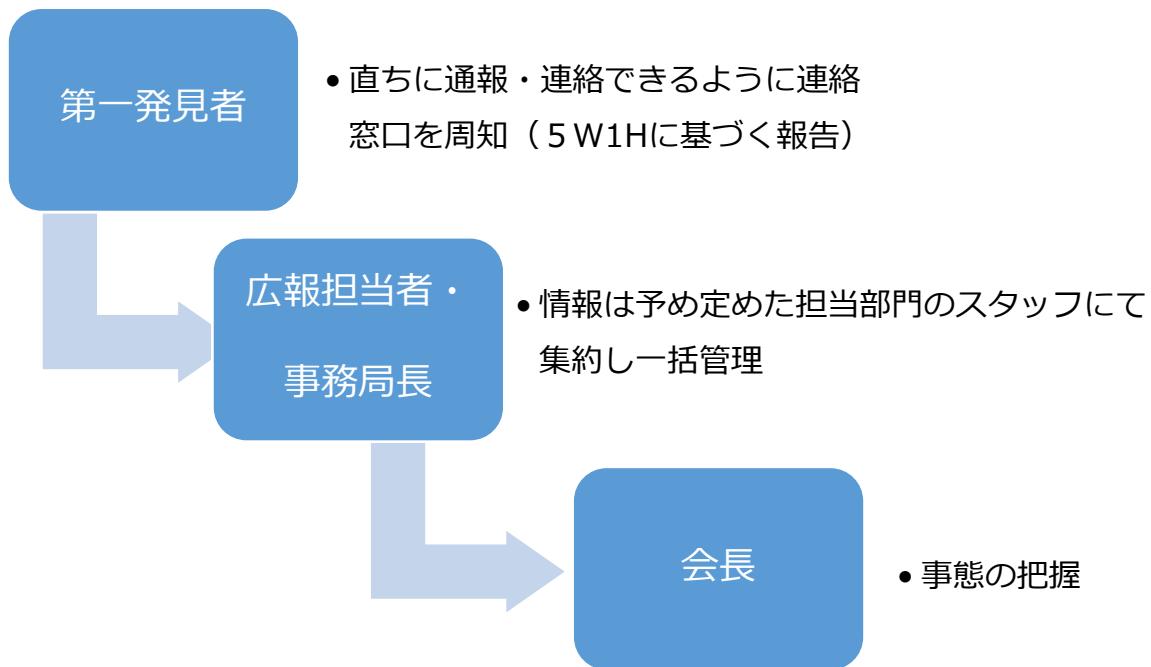
役割	氏名	電話番号	メールアドレス
(例) 広報担当	田中太郎	090-1234-5678	taro@jjja.org

ステークホルダーの緊急連絡先（備忘用）

役割	氏名	電話番号	メールアドレス
(例) 公式スポンサー担当	鈴木一郎	090-9876-5432	ichiro@mishics.co.jp

第4 アクションリスト

1 初動アクション



役割分担表（【情報公開レベル1】）

役割	やるべきこと	いつまでに
第一発見者（通報受信者）	事務局長・広報担当への情報共有	直ちに
広報担当	広報窓口の一本化	1日以内に
事務局長	情報収集・情報公開レベルの把握	1日以内に
	情報公開レベルに応じた対応、会長への報告	1週間以内に
会長	事務局長からの報告を受け、次回理事会に上程するか判断	次回理事会までに

役割分担表（【情報公開レベル2・3】）

役割	やるべきこと	いつまでに
第一発見者（通報受信者）	事務局長・広報担当への情報共有	直ちに
広報担当	広報窓口の一本化	3時間以内に
事務局長	情報収集・情報公開レベルの把握・対応	6時間以内に
	理事会の招集	1日以内に
	第三者委員会設置の要否判断	1週間以内に
理事会	公式見解発表に向けた会議実施	1週間以内に
会長	情報公開レベルに応じた対応	12時間以内に

公表基準

【1つの試案】※各スポーツ団体で個別に判断し、策定すること

資格停止以上の処分を行った場合

- 原則公表する。

報道が先行した場合

- 事実確認を行い、公表することができる。

情報公開レベル

【1つの試案】※各スポーツ団体で個別に判断し、策定すること

LEVEL 1 ウェブサイト上の公開

- 軽微な事案

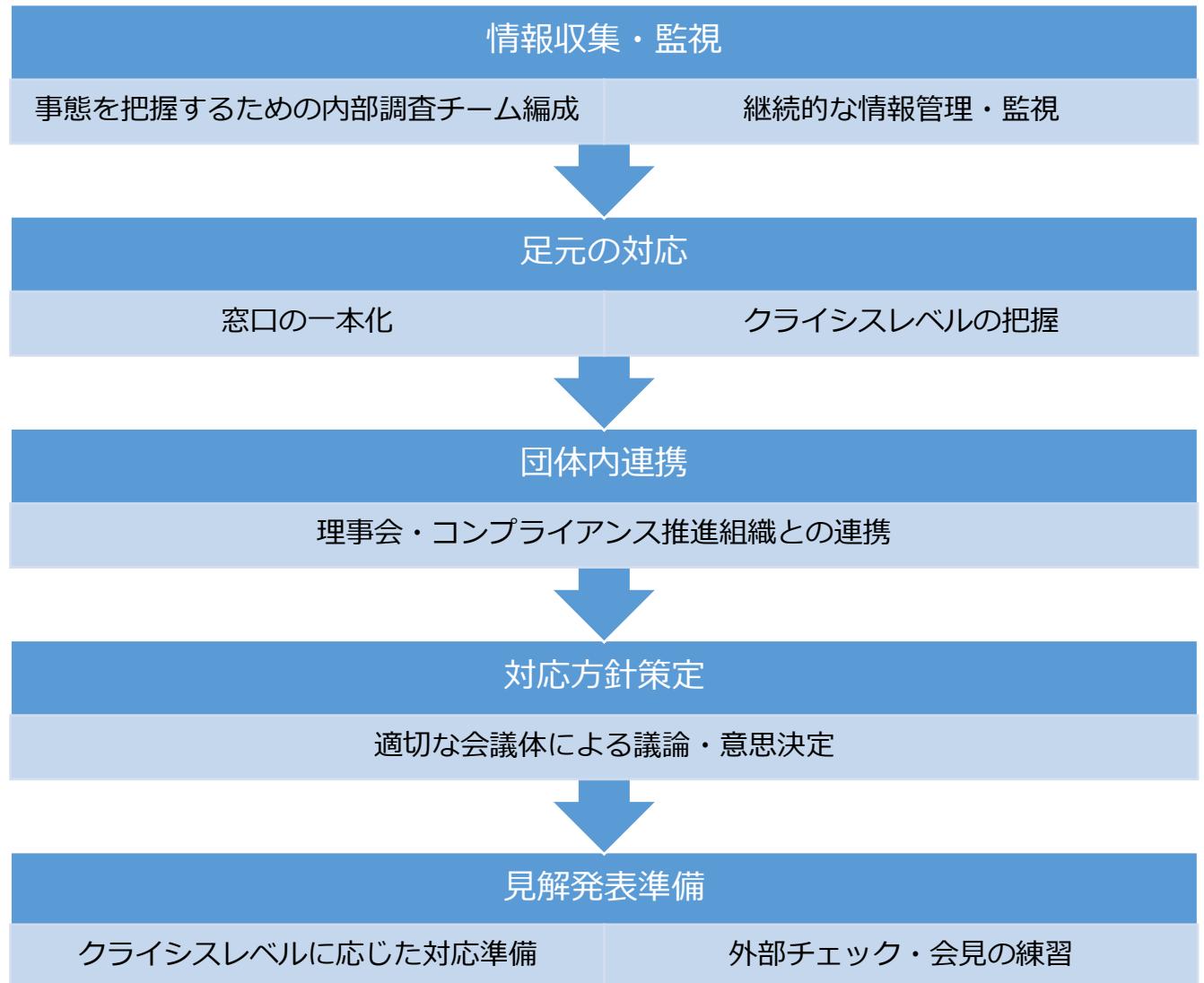
LEVEL 2 プレスリリース

- 原則的な対応

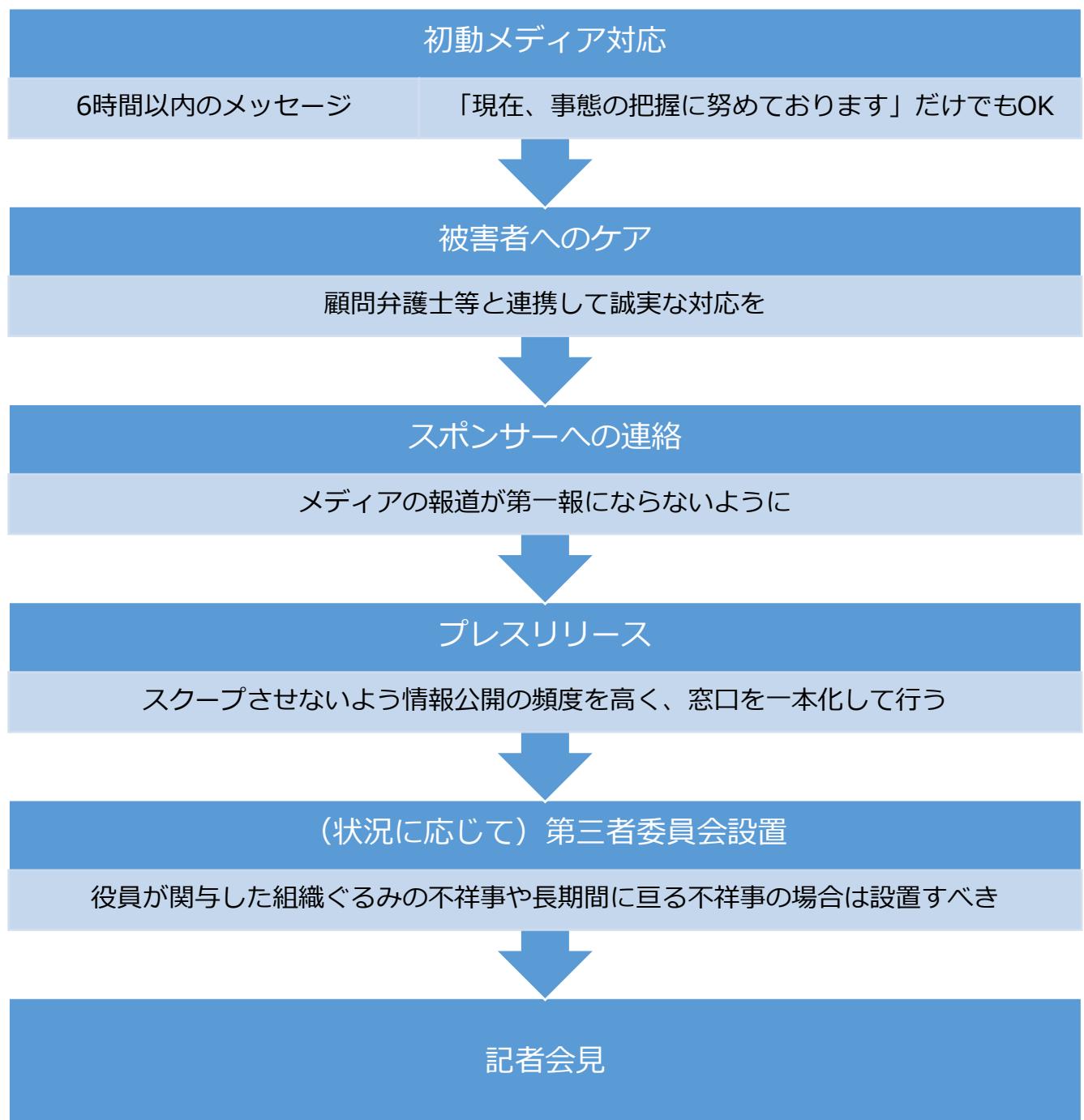
LEVEL 3 会長レク付記者会見

- 特に重要度の高いもの（Ex.組織的犯罪、インテグリティを毀損する事案、死亡事案）

2 内部向けアクション



3 外部向けアクション



第5 各トラブル類型の個別の対応

別添

平成29年度スポーツ庁委託事業

スポーツ界のコンプライアンス強化事業

『スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集』

参照

第6 各規程類との連携

※各スポーツ団体が定める規程類の名称と概要を記載する。